

川口市 地域共生社会推進計画

(2024～2026年度)

全ての人が、役割と生きがいを持ち、
つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち



イラストは令和5年度福祉の日デザイン画(小学生の部)佳作 新井希良々さんの作品です

2024年3月

川 口 市

あいさつ

近年、急速な少子高齢化や人々のライフスタイル・価値観の多様化、地域におけるつながりの希薄化等により、世帯が抱える課題は複雑・複合化してきています。また、社会的孤立やひきこもりの問題など、既存の単独制度では十分な対応が難しい課題も生じています。こうした中で、「福祉」のあり方も変革する時期を迎えており、今般の地域福祉計画の策定にあたっては、「全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」を基本理念といたしました。その上で、市民の皆様が地域でつながり、支え合い、助け合う地域共生社会の実現に向け、計画の名称も新たに「川口市地域共生社会推進計画」としました。



さらに、基本理念を実現するための基本目標として、令和6年度から本格実施する「重層的支援体制整備事業」を位置づけております。

この事業では、これまでは、ややもすると分野ごとの縦割りによって支援が届きづらかった問題に対して、分野の垣根を廃して丸ごと相談を受け止め、課題を丁寧に解きほぐした上で、市の関係部署や地域の関係者が一丸となって支援していく体制を整備するものであります。

加えて、本計画は高齢、障害、生活困窮、子育て等の従来の福祉分野の上位計画として、それぞれの分野ごとの目指すべき姿や施策を体系的に整理しています。

本市では、誰もが「川口市に住んで良かった」と実感できるよう、今後とも地域共生社会の実現に向けた福祉施策を推進してまいりますので、市民の皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました川口市社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、パブリックコメント等で貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

川口市長 奥ノ木信夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の目的	4
3. 計画の名称	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の位置づけと範囲	5
第2章 本市の現状と課題	7
1. 課題の抽出・整理のプロセス	9
2. 本市の現状と課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	15
1. 施策の体系に関する考え方	17
2. 計画推進の方向性	18
3. 計画推進の取組	18
4. 評価指標の設定	18
5. 計画の進行管理・評価	19
6. 基本理念	20
7. 基本目標	21
8. 施策体系	23
9. 本計画とSDGsの17ゴールとの関係	25
第4章 施策の総合的な展開（地域共生社会推進計画）	27
基本目標1 包括的な支援体制の整備及び充実	29
施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ	33
施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ	34
施策（3）地域の共生と交流の推進	35
施策（4）孤独・孤立を解消する体制整備	37

基本目標 2	高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・	
	地域包括ケアシステムの発展	39
施策 (1)	介護予防・フレイル対策の充実	42
施策 (2)	高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実	44
施策 (3)	介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保	50
施策 (4)	在宅医療と在宅介護の連携強化	52
基本目標 3	障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、	
	元気に安心して暮らせるまち	54
施策 (1)	障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化	57
施策 (2)	障害者の暮らしを支える基盤の充実	60
施策 (3)	社会参加の充実	65
施策 (4)	障害児とその家庭への支援の充実	67
施策 (5)	保健・医療体制の充実	70
施策 (6)	障害者にとって安全・安心のまちづくり	72
基本目標 4	生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	75
施策 (1)	生活困窮世帯の就労支援の充実	77
施策 (2)	生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実	78
施策 (3)	生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化	78
基本目標 5	全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり	80
施策 (1)	子育てと就労を安心して両立できる環境づくり	82
施策 (2)	全ての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実	83
施策 (3)	心身の健やかな成長の支援	85
施策 (4)	個性を伸長する教育と次世代育成	87
施策 (5)	子育て・子育て参加の意識啓発と実践	88
施策 (6)	様々な状況にある子育て家庭への支援	89
第 5 章	川口市成年後見制度利用促進計画	93
1.	計画策定の背景と趣旨	95
2.	計画の位置づけ	95
3.	計画の期間	95
4.	国の成年後見制度利用促進基本計画の 3 つの基本方針	95
5.	本市の現状と課題	96
6.	取組内容	98

第 6 章 川口市再犯防止推進計画	101
1. 計画策定の背景と趣旨	103
2. 計画の位置づけ	103
3. 計画の期間	103
4. 国の再犯防止推進計画の 5 つの基本方針	104
5. 本市の現状と課題	105
6. 取組方針	111
7. 取組内容	112
資料編	115
1. 川口市の特性	117
2. アンケート調査結果（概要）	135
3. 策定の経過	140
4. 川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿	141
5. 川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 運営要綱	142
6. 用語集	143

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

川口市では、平成28年4月に策定した「第5次川口市総合計画」の下に、市民一人ひとり・地域団体・事業者など（以下「市民等」という。）の参画を得ながら、地域福祉を総合的かつ効果的に推進していくための基本指針として10年間を計画期間とする「第2期川口市地域福祉計画」を策定し、計画の中間年にあたる平成30年度に見直しを図り、計画を推進してきました。

我が国は本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入しており、単身世帯が増加する中で、市民のライフスタイルや価値観、ニーズなどが多様化・複雑化し、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合いといった地域のつながりが希薄になってきています。このため、地域では高齢者や障害者だけではなく、様々な世代においても生活不安やストレスを抱える人が増え、ひきこもりやヤングケアラーなど、従来の制度の枠に当てはまりにくい、複雑化・複合化した社会問題が顕在化してきています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人との交流が減るといった課題が出る一方で、デジタルを活用した交流など新しい風潮も出てきました。

国では、ダブルケアや8050問題、精神疾患、難病、認知症、医療的ケア児、ひきこもり、ヤングケアラー、孤立、ひとり親家庭、貧困など複合的な問題や制度の狭間の問題を解決していくためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくといった「地域共生社会」の実現に取り組むことが必要としています。また、ポストコロナの令和時代に求められる新たな「つながり・支え合い」は、世代や属性を超えて包摂的（インクルーシブ）に創出していくことが必要であり、そのためには多様な新しいチャンネルが必要であるとしています。そのための取組の方向性として、属性を問わない相談支援やアウトリーチを始めとする「包括的な支援体制」の構築、暮らしの基盤である「住まい」から始まる支援、デジタルも含めた様々な人が交差する「居場所」づくりの推進などがあげられています。

川口市においても市民ニーズが多様化・複雑化してきており、子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るために、地域における支え合いや助け合う力を高めていくことがますます大切になっています。地域住民、川口市民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという力を高めていくためには、地域の住民をはじめとして、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉事業者など、地域の様々な人々と行政とが協働により、地域の生活課題を解決する取組を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、川口市ならではの地域共生社会を実現することを目指し、本市における地域福祉の推進に資する取組の方向性を示す計画として、「川口市地域共生社会推進計画」を策定するものです。

2. 計画の目的

この計画は、社会福祉法（昭和二十六年法律第45号）第107条を根拠とし、市町村が次の事項を一体的に定めることにより地域福祉の推進を図ることを目的とした計画です。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3. 計画の名称

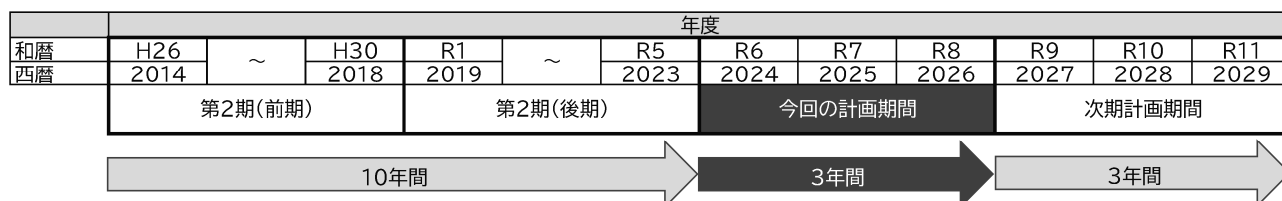
少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題が顕在化しています。これらの課題を解決するため、国においては「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法などの関係法令を改正しています。そして、市町村においては、既存制度の縦割りにとらわれず、福祉の領域を超え、他分野（保健医療・住まい・就労及び教育等）との連携により、様々な課題を解決していくことが求められています。

上記を踏まえ、本市においても、重層的支援体制整備事業の本格実施など、支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」にしていく視点を重視し、「地域共生社会」の実現に向けた新しいステージへ舵を切る必要があります。そのため、計画の名称を従来の「川口市地域福祉計画」から「川口市地域共生社会推進計画」とすることとします。

4. 計画の期間

社会情勢等の変化の速さや高齢者福祉計画・介護保険事業計画をはじめとした、本計画に関連する各計画や制度の見直し時期等を踏まえ、計画期間を10年間から3年間へと変更します。これに伴い、計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

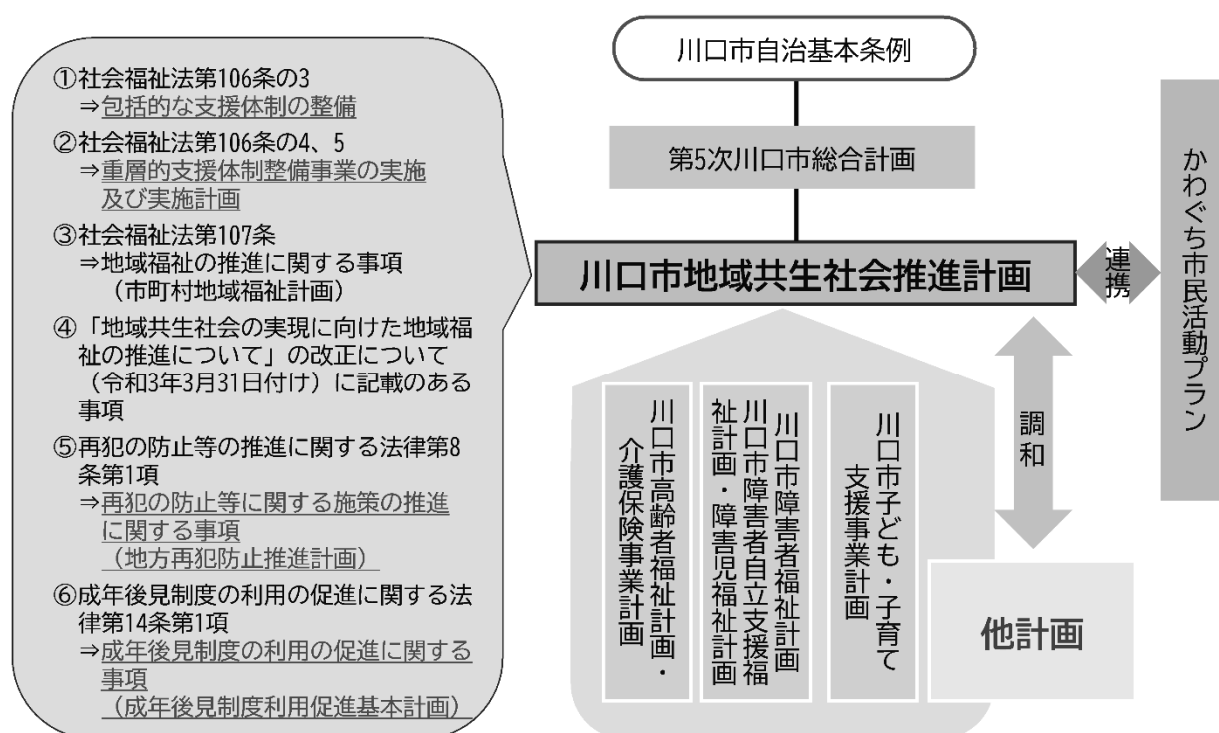
＜計画期間のイメージ＞



5. 計画の位置づけと範囲

川口市地域共生社会推進計画は、市民が市政の主人公であると定めた川口市の最高規範である「川口市自治基本条例」の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るとともに、「第5次川口市総合計画」を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を示すことにより、川口市が目指す理念と、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものです。そして、川口市における各種福祉分野の計画（川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、川口市障害者福祉計画、川口市障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画、川口市子ども・子育て支援事業計画など）の上位計画として位置づけるものです。

また、策定にあたっては「包括的な支援体制の整備」「重層的支援体制整備事業の実施及び実施計画」「地方再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含します。



※自治基本条例

「自治体の憲法」とも言われており、住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民、議会、行政の責務、役割を明確にしたものです。川口市では、平成21年に市の最高規範として「川口市自治基本条例」を制定しました。

※かわぐち市民活動プランについては、P. 18・19を参照。

第 2 章

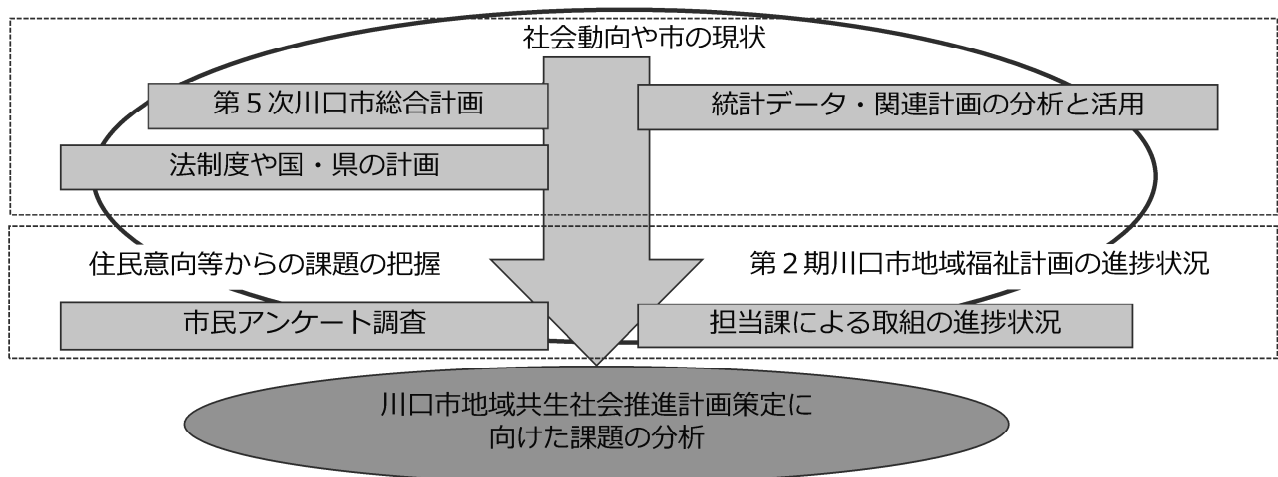
本市の現状と課題

1. 課題の抽出・整理のプロセス

川口市地域共生社会推進計画策定にあたり以下の5点を踏まえ、課題の抽出を行いました。

- 第5次川口市総合計画
- 法制度や国・県の計画
- 各種統計データの分析・市内関連計画の分析
- 市民アンケート調査
- 第2期川口市地域福祉計画における取組の進捗状況

■課題の抽出・整理のプロセスのイメージ



2. 本市の現状と課題

課題 1：分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題への対応

- 人口構造や世帯構造が変化し、家族や地域のつながりが弱まっている中で、複数の課題が重なり合い複雑化しています。
- 全国的に、子育て、高齢、障害分野に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）がみられます。
- 悩みや不安について、老後（介護）に関することや健康に関すること、生活費など経済的問題に関すること等多岐に渡っています（アンケート調査問 10）。
- 日常の生活における困りごとがあるときや、気がかりな人がいるときにあるとよい仕組みについて、身近な相談窓口で相談後、必要に応じて専門的な知識を持つ窓口を紹介してもらえることや、市役所で多様な相談を総合的に受け付けてもらえること、相談から支援へつなぐことができる、関係者間のネットワークが求められています（アンケート調査問 22）。

課題 2：地域のつながりの希薄化

- 令和 3 年 4 月 1 日に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。
- 世帯規模の縮小化・単身世帯割合の増加、家族や地域における支え合いの機能の低下が懸念されています。
- 地域では、形式的な付き合いを望む人が増えてきており、人間関係が希薄化する中で、孤独・孤立の問題も顕在化してきています。
- 地域との関係性について、地域とのつながりを望まない、関係性が希薄化していることが伺えます。令和 5 年度と平成 30 年度を比較すると、地域とのつながりの必要性は、“必要だと思う”（とても必要だと思う+どちらかといえば必要だと思う）の割合が減少し、“必要ないと思う”（あまり必要ないと思う+必要ないと思う）の割合が増加しています。近所付き合いの程度は、「日ごろから仲良くしている（困ったときに助け合える）」「挨拶や立ち話をする程度」の割合が減少し、「ほとんど付き合いはない」の割合が増加しています（アンケート調査問 14、15、16）。

■地域とのつながりの必要性						(単位：%)
	回答者数	とても必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	あまり必要ないと思う	必要ないと思う	無回答
H30	1,338	31.8	56.1	9.6	1.3	1.3
R5	1,115	23.7	58.3	13.5	1.9	2.7
R5-H30		△ 8.1	2.2	3.9	0.6	1.4

■近所付き合いの程度					(単位：%)
	回答者数	日ごろから仲良くしている (困ったときに助け合える)	挨拶や立ち話をする程度	ほとんど付き合いはない	無回答
H30	1,338	17.8	59.3	22.0	0.9
R5	1,115	13.6	56.9	27.1	2.4
R5-H30		△ 4.2	△ 2.4	5.1	1.5

■今後の近所付き合いの程度の意向							(単位：%)
	回答者数	近所付き合いを深めたい	現状のままでよい	近所付き合いはなるべくしたくない	近所付き合いをやめたい	無回答	
H30	1,338	13.7	78.9	5.4	0.7	1.3	
R5	1,115	11.0	79.5	7.8	0.4	1.3	
R5-H30		△ 2.7	0.6	2.4	△ 0.3	0.0	

○地域で助け合いの輪を広げていくために必要だと思うことについて、令和5年度と平成30年度を比較すると、令和5年度は平成30年度より、「住民自身が日ごろから地域のつながりをもつように心がけること」の割合が大幅に減少しています。一方、「行政による相談窓口や側面的援助を充実させること」の割合が増加しています。住民自身が日頃から地域のつながりをもつように心がけることや地域に住む人々が互いに理解しあい、助け合おうという意識を深めることが求められています（アンケート調査問23）。

(単位：%)													
	回答者数	1. 住民自身が日ごろから地域のつながりをもつように心がけること	2. 地域に住む人々が互いに理解しあい、助け合おうという意識を深めること	3. 行政による相談窓口や側面的援助を充実させること	4. 地域活動の活性化を図ること	5. 地域活動の活性化を図ること	6. 地域活動の活性化を図ること	7. 地域活動の活性化を図ること	8. 地域活動の活性化を図ること	9. 地域活動の活性化を図ること	10. その他	11. 特に必要と思うことはない	12. 無回答
H30	1,338	43.6	39.3	20.9	5.3	8.8	23.5	25.0	10.0	8.3	2.0	8.8	5.0
R5	1,115	34.1	32.9	18.7	6.7	10.0	23.9	31.2	10.9	8.8	1.6	10.6	6.2
R5-H30		△ 9.5	△ 6.4	△ 2.2	1.4	1.2	0.4	6.2	0.9	0.5	△ 0.4	1.8	1.2

○今後取り組んでみたい地域活動について、文化・芸術、スポーツや健康づくり・医療、地域の清掃・美化等多岐に渡っています（アンケート調査問24-2）。

課題3：安心・安全な暮らしに対する脅威

- 近年、地震や台風、線状降水帯による大雨など、全国的に自然災害の多発・激甚化がみられます。
- 居住地域で災害時の備えとして必要なことについて、危険箇所の把握や、日ごろからのあいさつ、声掛けや付き合い、地域における援助体制の構築等があげられています。
- 高齢者、障害児・者、乳幼児、外国人など、防災対策において特に配慮を必要とする人が支援を受けられるよう、避難行動要支援者名簿の作成や支援体制づくりが求められています。
- 再犯防止のために行政が取り組むべきものについて、犯罪をした人に対する支援ネットワーク

をすることや、再犯防止に協力する民間協力者に対して活動する場所の提供や財政的な支援をすること、再犯防止のための計画を策定すること等があげられています（アンケート調査問36）。

課題4：地域で快適に暮らし続けられるための支援・サービス提供体制の充実

○福祉や健康について知りたい情報について、令和5年度と平成30年度を比較すると、令和5年度は平成30年度より、「サービスの利用方法」「日常生活を送るうえでの経済的な支援」の割合が増加しています（アンケート調査問29）。

（単位：％）

	回答者数	1. 健康づくり	2. 子育て支援サービス	3. 高齢・介護保険サービス	4. 障害福祉サービス	5. サービスの利用方法	6. ボランティア活動やNP	7. く健康づくりや学習機会（講座や教室）	8. 機器・アプリ・住宅や福祉	9. 経済的な生活を送るうえでの支援	10. 市・県営住宅	11. その他	12. 特になし	13. 無回答
H30	1,338	28.9	16.4	37.6	9.0	25.3	6.3	17.0	11.9	13.2	10.2	1.0	11.4	4.6
R5	1,115	23.0	17.0	29.8	8.8	34.3	4.8	13.5	5.7	21.8	6.0	0.6	14.3	6.5
R5-H30		△ 5.9	0.6	△ 7.8	△ 0.2	9.0	△ 1.5	△ 3.5	△ 6.2	8.6	△ 4.2	△ 0.4	2.9	1.9

○誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うことについて、福祉や保健に関する情報提供の充実や防犯対策の充実、災害対策の充実、住民ニーズに対応できるサービスの充実等多岐に渡っています。令和5年度と平成30年度を比較すると、令和5年度は平成30年度より、「福祉や保健に関する情報提供の充実」「活動を支えるための会費や寄付の充実」の割合が増加しています（アンケート調査問31）。

（単位：％）

	回答者数	1. 充す福ス応住業サ人地育を住動ボンる活のめ活社学及保住リ市災防そ無	2. する祉で民者ー材域成民のランの場動充の動教校啓健民内化のバ推り市災防そ無	3. 実る祉で民者ー材域成民のランの場動充の動教校啓健民内化のバ推り市災防そ無	4. 情や充き二のビ増ス業サ人地育を住動ボンる活のめ活社学及保住リ市災防そ無	5. 報保実るサのビ増ス業サ人地育を住動ボンる活のめ活社学及保住リ市災防そ無	6. 提健にの関	7. 関	8. 普や	9. フ	10. 充実	11. 充実	12. 充実	13. 充実	14. 充実	15. 無回答
H30	1,338	36.5	26.0	9.4	9.3	8.5	5.2	6.1	0.6	12.0	10.3	21.5	40.6	33.3	2.5	6.4
R5	1,115	41.6	29.9	8.6	10.0	6.6	4.8	5.6	6.3	11.9	12.2	9.1	33.6	35.2	2.4	7.5
R5-H30		5.1	3.9	△ 0.8	0.7	△ 1.9	△ 0.4	△ 0.5	5.7	△ 0.1	1.9	△ 12.4	△ 7.0	1.9	△ 0.1	1.1

○成年後見制度の認知度について、言葉も内容も知っている人は法定後見制度で約21%、任意後見制度で約13%となっています（アンケート調査問38）。

○生活困窮者自立支援制度の認知度について、言葉も内容も知っている人は約14%となっています（アンケート調査問42）。

課題 5：地域を担う人材の不足

- 全国的に、町会・自治会への加入率や活動への参加率の低下、役員の不足、高齢化が課題となっています。
- 川口市の人口は令和 12 年の 614,438 人をピークに減少に転じ、令和 27 年には 60 万人を割り込むことが見込まれています（第 5 次川口市総合計画より）。
- 急速な少子高齢化及び複雑化する支援ニーズに対応するため、多くの福祉人材が必要である一方、労働力人口の減少から、人材を飛躍的に増加させることは難しいと思われます。
- 地域活動を広げていくために必要な支援について、地域活動についての情報提供の強化や地域活動に参加する人材の確保・育成、交通費などの実費の補助等があげられています。令和 5 年度と平成 30 年度を比較すると、令和 5 年度は平成 30 年度より、「地域活動に参加する人材の確保・育成」の割合が大幅に増加しています（アンケート調査問 27）。

(単位：%)

	回答者数	交通費などの 実費の補助	企業でのボラ ンティア休暇 の取得推進	学校教育の取 組としての地 域活動への参	子どもが主体 となる地域活 動への支援強	地域活動のた めの場所の提 供	地域活動に参 加する人材の 確保・育成	地域活動につ いての情報提 供の強化	その他	わからない	無回答
H30	1,338	29.7	22.5	19.0	15.5	13.9	14.4	32.8	2.2	23.9	7.5
R5	1,115	25.1	12.5	15.1	14.9	15.2	25.8	30.7	1.0	26.5	8.7
R5-H30		△ 4.6	△ 10.0	△ 3.9	△ 0.6	1.3	11.4	△ 2.1	△ 1.2	2.6	1.2

- 市民後見人への志望について、市民後見人に興味がない人は約 73%となっています（アンケート調査問 41）。

第 3 章

計画の基本的な考え方

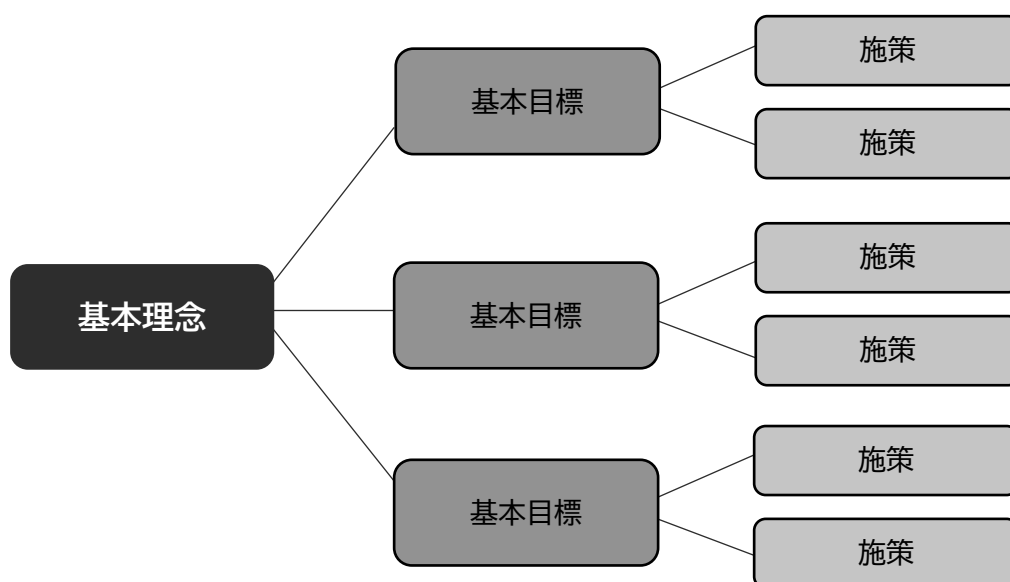
1. 施策の体系に関する考え方

本計画では、単に施策を羅列するのではなく、それぞれの施策が基本目標の達成へ、基本目標の達成が基本理念の実現につながっているかという視点を考慮し、ロジックツリーにより施策の体系化を行いました。

施策の体系化にあたり、はじめに、本計画で最終的に目指すまちの姿である「基本理念」を設定しています。次に、基本理念を実現するために達成すべき「基本目標」を定めています。最後に、「基本目標」を達成するために取り組む必要がある「施策」を示しています。

各施策では、可能な限り定量的な評価指標を設定し、達成状況を評価することで、本計画の適切な評価や施策の見直し・改善を可能としています。

■ロジックツリーによる施策の体系化のイメージ



2. 計画推進の方向性

この計画は川口市が目指す将来都市像と多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものとして策定しました。

本計画を総合的かつ効果的に推進するためには、市民等と市がそれぞれの立場と役割を理解し、川口市協働推進条例（平成 24 年条例第 15 号）の基本理念に基づき、協働・連携していく必要があります。

計画の推進にあたっては、まず本計画を広く市民に周知し、本計画が目指す基本理念の理解を促進するとともに、市民や地域、市のそれぞれが本計画の理念を踏まえた活動を展開していくことが重要です。

3. 計画推進の取組

市は川口市地域共生社会推進計画を市ホームページ上で公開するなど周知に努め、また計画の改定期に向けた地域福祉の情報収集にあたるとともに、市が福祉施策を策定する際に川口市地域共生社会推進計画の理念を反映するよう努めます。また、地域福祉の推進のため、川口市社会福祉協議会が策定している川口市地域福祉活動計画（「かわぐち市民活動プラン」）と連携し、地域の福祉活動を支援します。

4. 評価指標の設定

本計画では、基本目標と施策に定量的な目標（K P I：重要業績評価指標）を設定します。また、評価は目標に対する達成度合に応じて客観的に評価したうえで、社会情勢等を踏まえた機動的な施策の見直しを行うため、その結果を川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に毎年度報告します。

なお、目標に対する達成度合に応じて、次のとおり、S・A・B・C・Dの5段階で評価を実施します。

定量的な目標（K P I）に対して

S：120%超

A：100～120%程度

B：80～100%程度

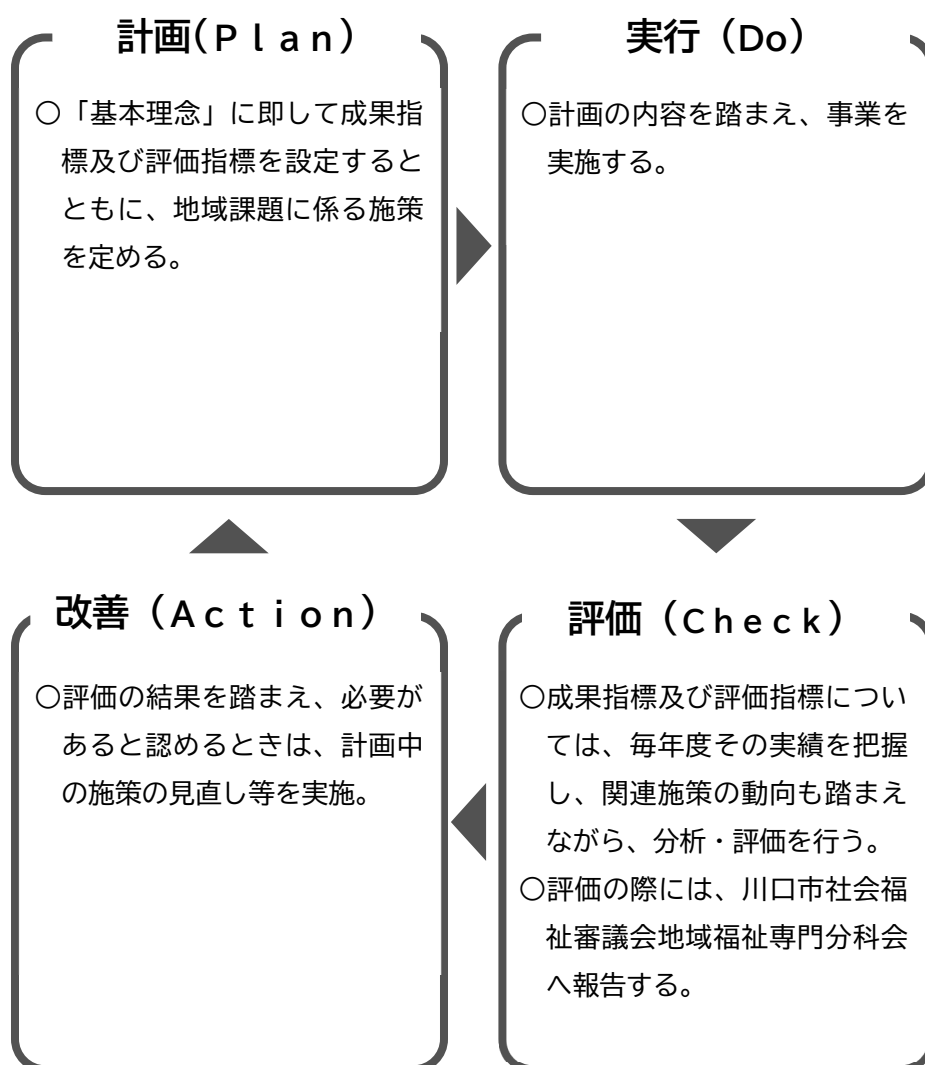
C：50～80%程度

D：50%程度

5. 計画の進行管理・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行う主体は市民であることから、本計画の推進にあたり、市民の視点に立った点検及び評価を毎年度行い、施策の改善につなげていきます。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、E B P M（証拠に基づく政策立案）に基づき、計画（P l a n）・実行（D o）・評価（C h e c k）・改善（A c t i o n）のP D C Aサイクルを活用します。



6. 基本理念

少子高齢化・人口減少社会が到来し、単身世帯が増える中で、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人が増加する一方で、家庭や地域による伝統的な相互扶助機能は弱体化しています。

川口市では、市の最高規範として平成 21 年に制定した川口市自治基本条例において、市民に対し主権者として自治の主体であるとの自覚を持ち市政に参加するよう努めることを定めるとともに、市民と市の協働や市民相互の助け合いについて規定しています。また、第 5 次川口市総合計画では、「人と しごとが輝く しなやかで たくましい都市 川口」を将来都市像としてまちづくりを進めています。

本市に住まい、集う全ての人々の基本的人権が尊重され、暮らしの中で何らかの役割や生きがいを持つことができ、その人にあったつながりや支え合うことのできる地域づくりを目指して、この計画の基本理念を「全ての人々が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」とし、時代に合った、人と人、人と資源とのつながり・支え合いを再構築しつつ、地域社会の持続的発展を目指します。

《基本理念》

全ての人々が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら
安心して暮らし続けられるまち

7. 基本目標

計画の目的を具現化し、基本理念「全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」を実現するための基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実 (川口市重層的支援体制整備事業実施計画を含む。)

既存の制度の対象となりにくい社会的孤立や、生きる上での困難・生きづらさ、8050問題、ダブルケアなど、家庭が抱える問題は多様化・複雑化しています。また、いわゆる「ごみ屋敷」や障害の疑いがあるが手帳の申請を拒否する人など、「制度の狭間」と言われる従来の福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題を抱えている人も増えています。これらの課題に対応して、地域福祉を推進するため、地域住民の地域福祉活動への参加促進を促す環境整備や、身近な地域での相談体制づくり、関係機関のネットワーク構築など様々な地域生活課題に対応できる支援を包括的に提供できる体制を整備します。また、課題全体を捉えて関わっていくため、地域の支援機関・関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施していきます。

基本目標 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・ 地域包括ケアシステムの発展

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」などを切れ目なく利用できる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。高齢者の自立支援・重度化防止のためケアマネジメントの仕組みを充実させるとともに、介護予防やフレイル対策に取り組めます。また、高齢者の社会参加や生涯学習活動などへの支援や、認知症になっても暮らせる地域づくりや住まいの確保など安全に安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組めます。さらには、在宅生活を支える介護保険サービスの充実や、在宅医療と介護サービスの連携強化の充実に取り組めます。

※本計画は福祉分野の計画の上位計画として位置づけているため、関連する他分野の計画との調和・連携を図ることを目的として、基本目標 2 は、高齢者・介護分野の個別計画である「第 9 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(計画期間令和 6～8 年度)の基本方針と同様の内容としています。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、 元気に安心して暮らせるまち

障害者本人の意思と権利が尊重され、障害の有無にかかわらず、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。具体的には、障害者への合意的配慮を推進するとともに、地域での支え合いを強化します。また、ソーシャル・インクルージョンの考えのもとで、障害者（児）とその家族の地域での生活を支援します。さらには、働く意欲のある障害者への支援の充実、医療提供体制の充実などに取り組みます。

※本計画は福祉分野の計画の上位計画として位置づけているため、関連する他分野の計画との調和・連携を図ることを目的として、基本目標 3 は、障害者（児）の個別計画である「川口市障害者福祉計画」（計画期間令和 6～11 年度）の基本方針と同様の内容としています。

基本目標 4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、その問題が深刻化したり、子どもに連鎖したりしないよう、自立に向けた相談支援や就労支援、生活支援、経済的支援、医療費の助成など、関係機関と連携しながら、包括的な支援に取り組みます。

また、生活保護受給者の自立を困難にしている経済的な課題及び健康面での課題を適切に把握し、支援するための体制整備と支援策の拡充を行います。

基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

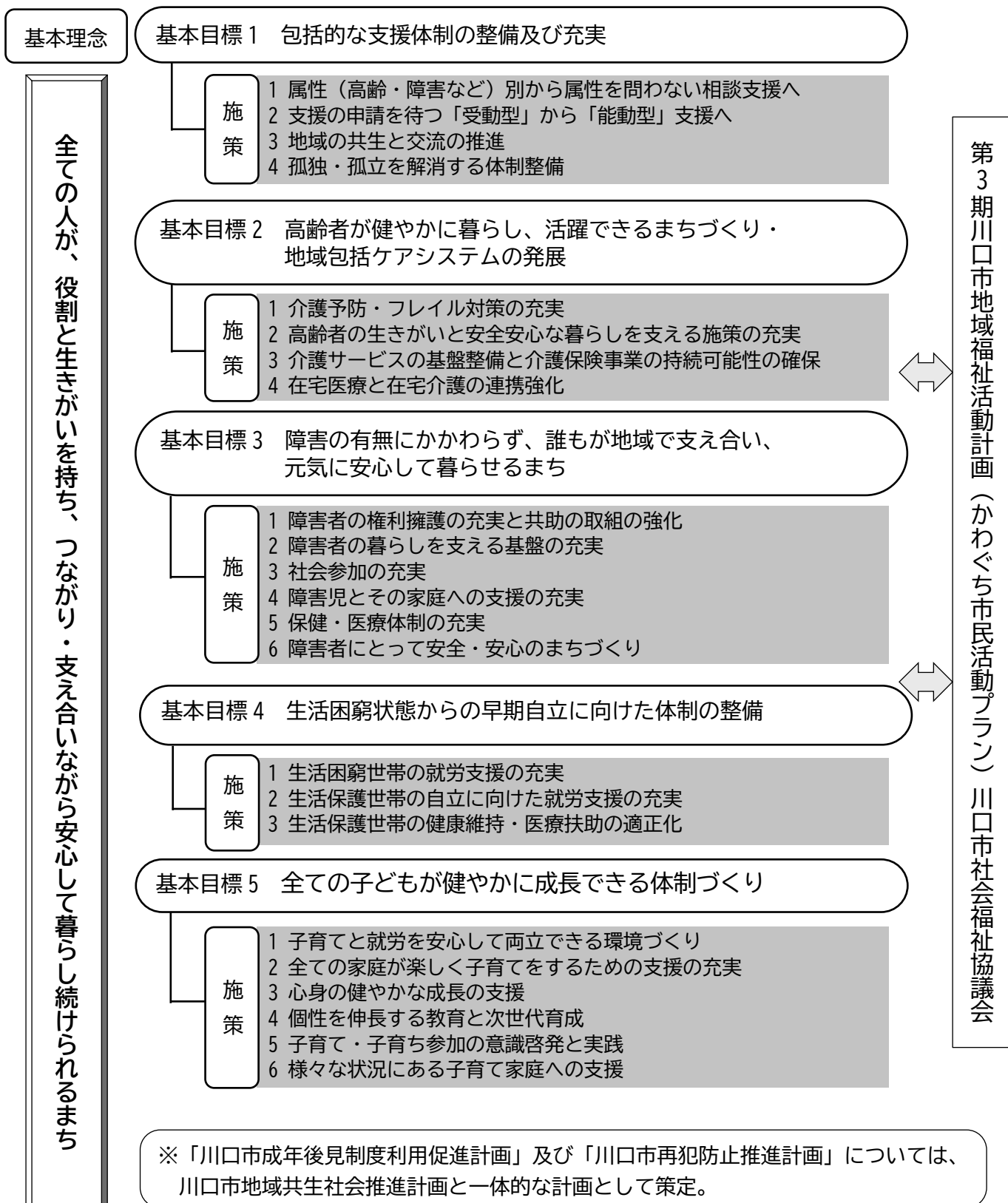
より質の高い教育・保育の提供とともに、全ての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりを進めるとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制のさらなる充実に取り組みます。

具体的には、全ての子育て家庭が安心して子育てができる支援や、子どもの健やかな育ちへの支援、そして子育て・子育てにやさしいまちづくりなどに取り組みます。

※本計画は福祉分野の計画の上位計画として位置づけているため、関連する他分野の計画との調和・連携を図ることを目的として、基本目標 5 は、子ども・子育て分野の個別計画である、現在進行中の「第 2 期川口市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標と同様の内容としています。

8. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。川口市社会福祉協議会が策定する第3期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）と連携した地域づくりに取り組みます。



※第3期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）

川口市社会福祉協議会が策定する計画で、地域の住民や団体が主体となって、地域問題の解決やより良い地域づくりを目指す行動計画です。

地域福祉を推進するには、川口市が策定する「川口市地域共生社会推進計画」と川口市社会福祉協議会が策定する「川口市地域福祉活動計画」がお互いに作用し合う必要があります。

《第3期川口市地域福祉活動計画の重点目標》

目標

孤立防止

活動方針

人材育成

居場所づくり

ネットワークの
強化・構築

9. 本計画とSDGsの17ゴールとの関係

平成27年9月、国連では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を進めています。国では、平成28年に政府内に推進本部が設置され、同年12月に実施方針が決定されており、地方公共団体においても、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。

本市においても、「第5次川口市総合計画」では、各施策にSDGsの目標を併せて示すことで、それぞれの施策がSDGsの達成に向けた取組であることがわかる計画として策定しています。

本計画においても、地域福祉分野と特に関連性の強い以下の10のゴールの達成を目指し、各施策の推進を図ります。



川口市地域共生社会推進計画

～基本理念～

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら
安心して暮らし続けられるまち

第4章

施策の総合的な展開 (地域共生社会推進計画)

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

〈現状と課題〉

これまでの本市における支援体制は、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮の支援機関において、分野ごとに相談を受け、それぞれが専門的な支援を提供してきました。しかし、市民のニーズが多様化、複雑化し、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」のように、ひとつの世帯に複数の課題のあるケースや、「ひきこもり」のような既存の制度の狭間にあるケースなど、これまで行われてきた分野ごとの支援では対応できないケースが顕在化しています。このため、福祉の領域を超えて包括的に相談を受け止め、関係機関（福祉、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する機関等）が協働して支援を提供する体制が求められるようになりました。

そこで、本市では令和2年度に庁内関係部局の長で構成する「包括的な支援体制検討会議」を設置し、本市における包括的な支援体制構築のための協議を開始しました。協議の結果、令和2年に社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」を活用しながら包括的な支援体制を構築していくこととし、令和4年度に専門の部署を設置しました。令和5年度まで移行準備を進め、令和6年度からは重層的支援体制整備事業を本格的に実施します。

アンケート調査結果からも、日常の困りごとや気がかりな人がいるときに、身近な相談窓口で相談後、必要に応じて専門的な知識を持つ窓口を紹介してもらえることや、市役所で多様な相談を総合的に受け付けてもらえること、相談から支援へつなぐことができる、関係者間のネットワークなど包括的な支援が求められています。

事業実施にあたっては、市民の属性や支え手や受け手の立場を超え、誰もが役割を持ち、誰一人取り残されない社会を実現するために、属性や分野を問わずに相談を受け止めて支援を展開する体制づくりや、地域住民同士のつながりを促進する取組が課題となります。

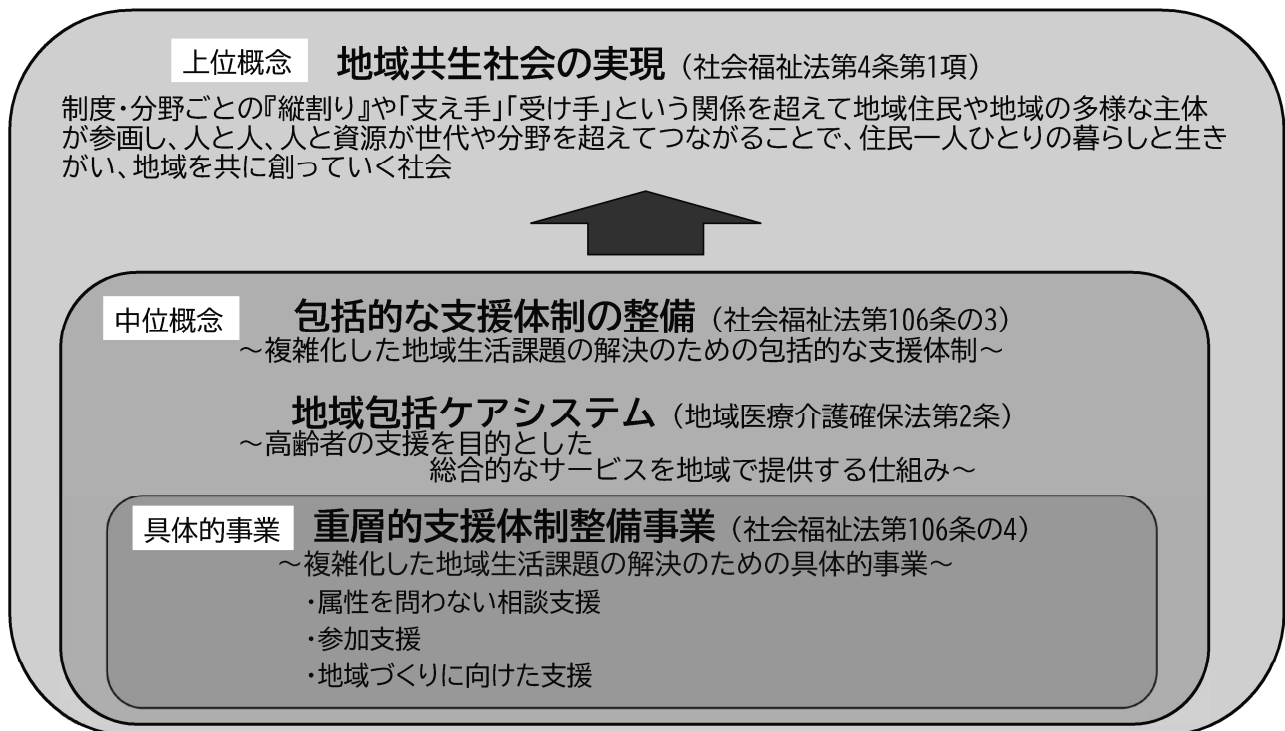
〈取組方針〉

- 属性や世代、相談内容に関わらず一元的に相談を受け止める取組を推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。
- 庁内における窓口業務等、市民と接する部署において、当該部署が所管する事務内容以外のニーズがあった場合、いわゆる「たらい回し」にならないよう担当部署に適切につなぐ体制を構築します。
- 既存の各制度における社会参加支援では対応できない市民に対し、地域活動団体やボランティア団体などの社会資源とのマッチングを行うとともに、こうした社会資源の拡充を図ります。
- 自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない市民に対し、課題を解決するよりも関係性の構築を目指す「伴走型支援」を届ける体制を構築します。

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

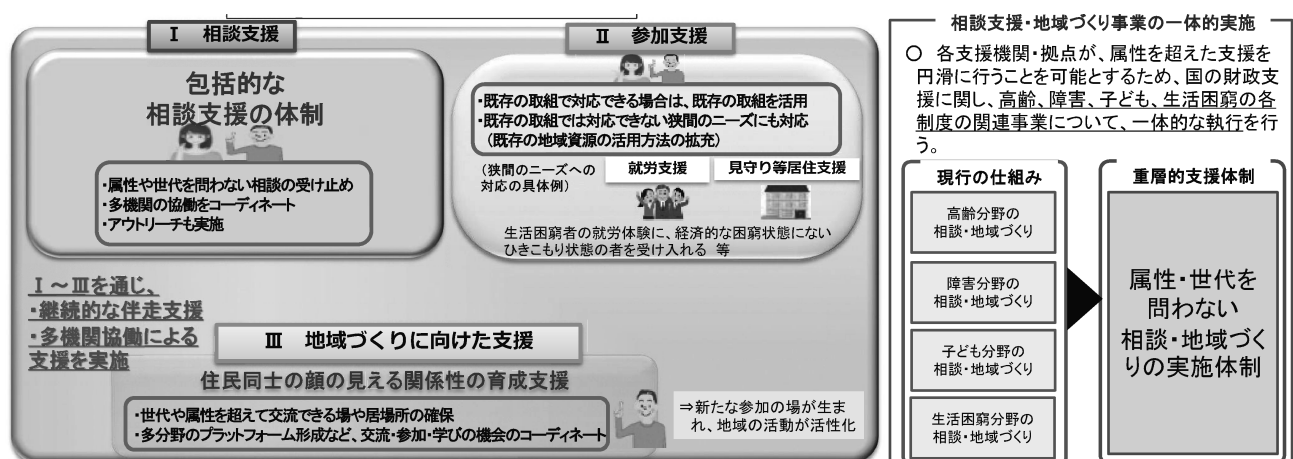
- 誰もが参加できる交流の場などの設置を促進し、地域住民同士のつながりを豊かにし、孤独感や孤立感の増大を防止します。

■諸概念の整理



地域共生社会を実現するためには、市町村における地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備が必要であり、包括的な支援体制を整備するための具体的な事業が重層的支援体制整備事業です。

■重層的支援体制整備事業の全体像



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

（出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」）

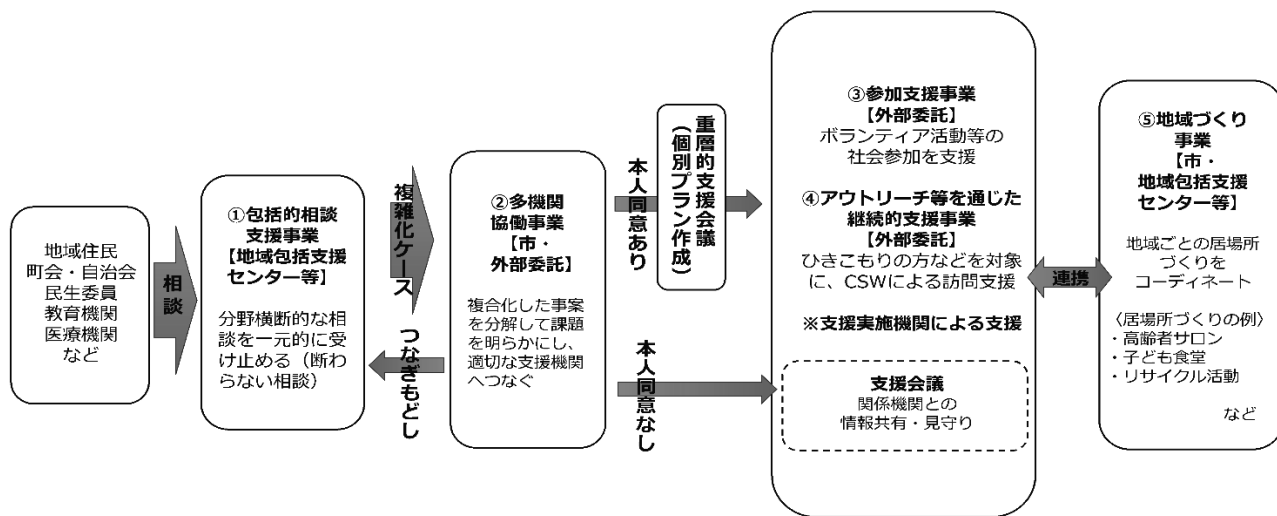
重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施します。

■重層的支援体制整備事業の概要

事業名		事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	包括的相談支援事業では、既存の介護、障害、子育て、生活困窮分野における市内 34 か所の相談機関を活用します。世代・属性を超えた相談体制を整備し、複雑化・複合化したケースは多機関協働事業につながります。
	多機関協働事業	多機関協働事業では、包括的相談支援事業で市内の相談支援機関からつながれた複雑化・複合化した案件について、課題の解きほぐしを行うとともに、個別のケースごとに支援プランを策定します。支援プランの策定では、相談者との面談・アセスメントを経た上で、関係機関も交えて分野横断的な具体的支援方を盛り込むとともに、定期的にプランの実施状況のモニタリングも行います。
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、ひきこもりなど、自らＳＯＳを出すことが困難な方に対し、継続的な訪問で関係性を構築して、社会参加につなげていきます。
Ⅱ 参加支援		参加支援事業では、長期にわたり就業しておらず地域との関係も希薄な方に対し、地域のサークルやボランティア活動などの社会参加ができるよう支援します。
Ⅲ 地域づくりに向けた支援		地域づくり事業では、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の受け皿として、社会参加の場や世代や属性を問わない居場所づくりを充実させていきます。また、高齢者サロンや子ども食堂、ひきこもりの家族の集いなどの取組を拡充し、対象者の属性を問わずに参加できるようにしていきます。

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

■本市における事業イメージ



■本市における実施体制

①包括的相談支援事業

実施機関	設置数
地域包括支援センター	20 箇所
障害者相談支援センター	10 箇所
利用者支援事業所	3 箇所
生活自立サポートセンター	1 箇所

②多機関協働事業

実施機関	設置数
市・外部委託	1 箇所

③参加支援事業

実施機関	設置数
外部委託	1 箇所

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

実施機関	設置数
外部委託	1 箇所

⑤地域づくり事業

事業	設置数
地域介護予防活動支援事業 (人材育成、地域活動団体の育成・支援)	-
生活支援体制整備事業 (第1層協議体、第2層協議体)	21 か所
地域活動支援センター事業	11 か所
地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場、おやこの遊びひろば、 児童センター、こども館、地域子育て支援 センター)	61 か所
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	-

〈成果指標〉

成果指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①13.9% ②3.0% ③3.5%	-	-	前回調査より減少
包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	-	34 件	68 件	136 件
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数	1 人	3 人	4 人	5 人
世代・属性を問わない交流の場の数	32 か所	52 か所	72 か所	92 か所

施策(1) 属性(高齢・障害など)別から属性を問わない相談支援へ

【取組内容】

1-1 相談支援機関の機能強化

- 福祉分野の既存制度の縦割りに捉われずに、相談段階では、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、子育て分野の利用者支援事業、生活自立サポートセンターの34か所の相談支援機関が断わずに広く受け止める相談業務を実施し、相談支援機関の機能強化を図ります。

1-2 情報共有シート及び相談支援機関一覧の活用

- 相談支援機関が包括的に相談を受け止め、その内容を正確に関係機関につなぐために、相談内容がわかりやすく記載できる情報共有シートを新たに作成し、活用します。また、単独の制度につなぐことで支援が可能な場合などに活用できるよう福祉分野に限らない支援機関一覧を作成し、周知します。

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

1-3 庁内包括化推進員の機能強化

- 市内 34 か所の相談支援機関のほか、庁内においても、相談支援機関を所管する部署を中心に庁内の様々な相談窓口でも断らない受け止めができるよう進めるために、支援の包括化を推進する人員の機能強化を図ります。

1-4 多機関協働事業による相談支援機関への支援、連携強化

- 多機関協働事業では、受け止めた課題を丁寧に解きほぐし個々の状況に応じた支援となるよう相談支援機関を支援するとともに連携強化を図ります。

1-5 相談情報の共有システムの導入

- 支援機関同士の相談情報の共有に時間を取られることなく迅速に行えるよう、システムを活用したネットワーク化を進めます。

1-6 重層的支援会議の開催

- 包括的な支援ができるよう多分野の専門職を含めた担当による会議により、個々に応じた支援プランを作成し、継続的な支援を進めます。

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
庁内包括化推進員数	15 人	17 人	20 人	24 人
支援プラン作成数	8 件 (見込)	13 件	18 件	23 件
多機関協働事業主催ケース会議数 (重層的支援会議含む)	47 件 (見込)	62 件	77 件	92 件

施策 (2) 支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ

【取組内容】

1-7 関係会議体への参加等による能動的支援

- 相談を待って支援を開始する「受動的」支援ではなく、関係機関の開催する会議への参加や出前講座などを通じ、支援が必要であるにもかかわらず届いていない市民のニーズへの気づきを促すとともに、個別ケースがあれば支援を開始する「能動的」な支援に取り組みます。

1-8 支援会議（情報共有会議）の開催

- 相談に出向くことが心理的に難しい方や複雑になってしまった課題に気づくことができない方などのうち、支援の同意を得られない方に対して、連携すべき支援関係機関が情報を共有するため、社会福祉法に基づく支援会議を開催し、モニタリングも行います。

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
関係会議体への参加回数	87回 (見込)	90回	90回	90回
支援会議での新規情報のモニタリング	企画・検討	実施	継続	継続

施策(3) 地域の共生と交流の推進

【取組内容】

1-9 地域診断を踏まえた、地域資源マップの策定

- 地域包括ケアシステムを推進する中で実施されてきた地域包括支援センター区域ごとの地域診断に新たに地域資源や特定健診情報等を加え地域診断を実施した上で、地域づくりに役立つ地域資源マップを策定します。

1-10 かわぐちボランティアセンターと連携した人材育成

- 川口市社会福祉協議会が設置するかわぐちボランティアセンターと連携し、地域づくりを担う人材の育成に努めます。
- 川口市と川口市社会福祉協議会が協働し、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。青少年ボランティア育成事業では、ボランティア活動者、教育関係者、福祉関係者、知識経験者などで構成する「川口市青少年ボランティア育成委員会」が主体となり、小学生を対象としたボランティア体験プログラムである「こどもフリーさろん」や「夏休みこどもボランティアさろん」、中学生から25歳位までの方を対象とした「青少年ボランティアスクール」などを開催します。
- 市民が盛人大学を通じて、市民のボランティア意識の啓発やボランティア活動の活性化への理解を深めるためのテーマ設定など、盛人大学の充実を図ります。

1-11 地域ボランティア団体への運営支援

- 福祉分野に限らず広く、興味や関心から始まる地域活動を行う団体の運営を支援します。
- ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有、かわぐちボランティアセンターとの事業協力など、市民パートナーステーション（キュポ・ラ内）の活動の充実を図ります。また、ボランティアの相談や問合せに応じられるよう、コーディネート機能を強化するとともに、情報の収集や関係機関との連携、ネットワークの形成を進めます。

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

1-12 地域福祉実践体制の強化

- 地域における活動の実践・活性化に向けて、民生委員・児童委員、保護司等の担い手を確保するとともに、連携しながら、地域福祉活動のリーダーともなり得る新たな人材を発掘・育成を支援します。

1-13 地域の見守り活動の推進

- 高齢者のひとり暮らしなど、地域や社会との関わりが薄れがちな人々が増加しており、孤立死といった社会問題への対応を含め、地域における常日頃の見守り活動やそのための仕組みづくりについて支援していきます。

1-14 災害時の避難体制の整備

- 災害時に小中学校や高等学校等の指定避難所での生活を送ることが困難な要配慮者などが安心して避難生活を送れる環境を拡充するために、福祉避難所の備蓄品の充実や訓練を通じた運用マニュアルの改定を行うとともに、民間社会福祉施設との避難協定の締結を推進します。

1-15 多世代参加型交流の場に対する既存の地域づくり関係事業所への啓発

- これまでの分野ごとに対象や内容が定められていた地域活動の団体が、多世代参加型の交流の機会を新たに展開できるよう情報提供するなどし、啓発していきます。
- 地域住民主導の場づくりを行い交流の場となるよう、既存の事業所間の交流を促進します。

1-16 世代や属性を超えて様々な人が交差する居場所の整備

- 資源ごみステーション等を活用し、日常生活の中で、お互いに気にかける・助け合う新たな居場所づくりを進めます。
- 子ども食堂を学習支援や世代間交流の場など、子どもに食事を提供する主たる目的以外にも活用し新たな居場所づくりとして展開するための働きかけを行います。

1-17 住民に対する地域共生への意識啓発

- 市民の属性や受け手・支え手の立場を越え、誰もが役割を持ち、誰一人取り残されない地域共生社会を実現するために市民の意識醸成に努めます。

1-18 フードドライブ等新たな活動創出のためのモデル地区の設置

- 民間事業者等との協定締結により、フードドライブ等新たに立ち上げる活動のモデル地区を設定し開始します。

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
ボランティア講座修了者数	20 人	30 人	30 人	35 人
フードドライブ設置数	0 か所	20 か所	30 か所	40 か所
民生委員・児童委員の定員充足率	93.8%	94.9%	95.3%	95.6%
保護司の定員充足率	92.1%	92.1%	92.1%	92.9%
見守り活動に関する協定締結数	12 件	14 件	15 件	16 件

施策(4) 孤独・孤立を解消する体制整備

【取組内容】

1-19 ひきこもり当事者等にも対応する対象を限定しない居場所の立ち上げ支援

- 誰にでも起こりうる孤独・孤立の問題に対して、既存制度を通じた課題解決に加え、住民同士の交流を促進し、住民主体の多世代参加型の居場所を作るため、対象者を限定しない居場所等を立ち上げようとする団体に対し初期費用を助成します。

1-20 ひきこもり対象者等が安心して参加できる居場所の整備

- 地域での緩やかなつながりや、家から出て社会参加する手前の中間的な役割を持つ居場所を作るため、地域の活動団体主体による立ち上げを支援します。
- ひきこもりの方の居場所を運営できる人材を育成します。

1-21 ひきこもり実態調査の実施

- 国の統計調査結果から割り出すと、本市のひきこもりの方は、約 8,000 人と推計されますが、より正確な実態の把握に向けて新たに実態調査を検討します。

1-22 ひきこもり家族の集いの場の整備

- ひきこもりの方の家族の不安を軽減するために、家族の悩みを傾聴する会を月に 1 回継続的に開催します。
- ひきこもり当事者同士の悩みを相互に話し合う場として、家族の集いのメンバーのひきこもり当事者のなかで希望者によるオンラインサロンを定期的で開催します。

基本目標 1 包括的な支援体制の整備及び充実

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
ひきこもり等の実態調査	—	企画	調査実施・ 分析	支援手法に 反映
ひきこもりオンラインサロン開催 数	—	1 回	4 回	4 回
ひきこもり対象者等が安心して参 加できる居場所設置数	—	1 か所	2 か所	6 か所

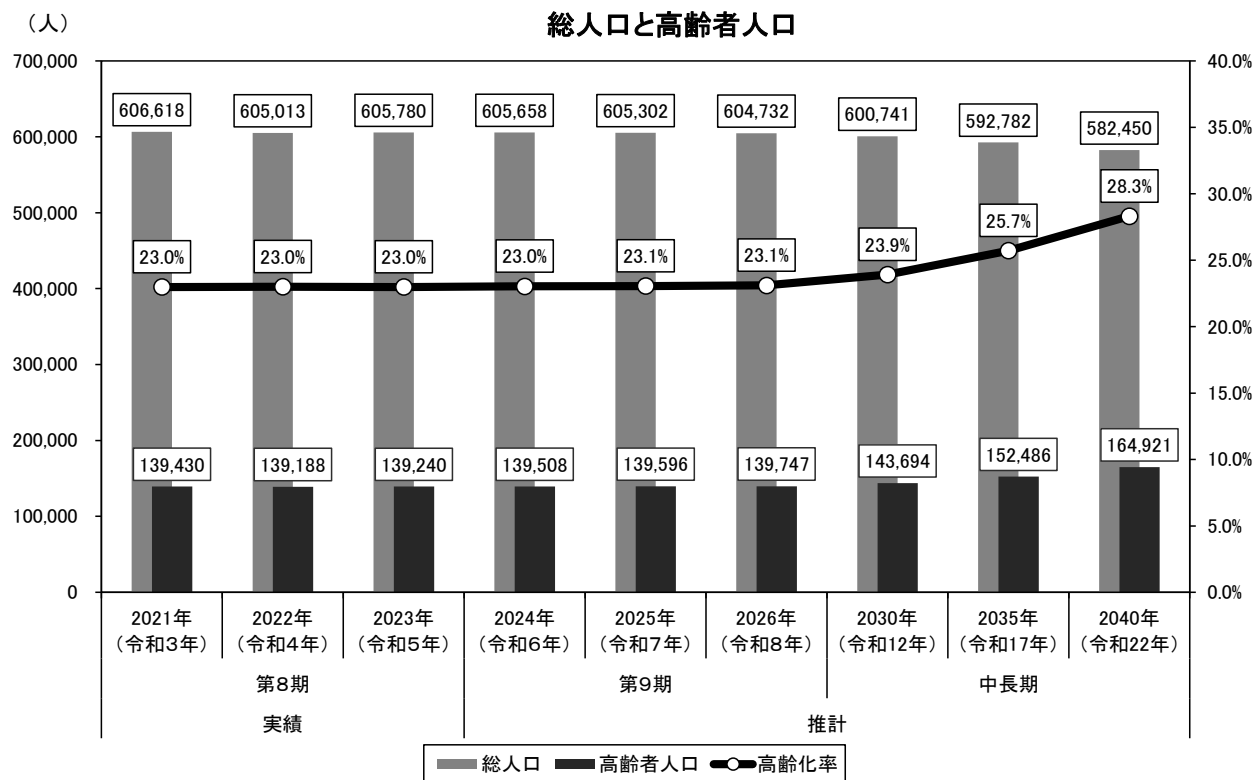
基本目標 2

高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

〈現状と課題〉

令和 5 年 10 月 1 日現在、本市の高齢者数は 139,240 人、高齢化率は 23.0%となっています。推計によると、本市は総人口が減少傾向となる一方、高齢者数は増加傾向となり、令和 22 年には高齢者数は 164,921 人、高齢化率は 28.3%に達することが見込まれています。

また、高齢者数のうち、前期高齢者数は令和 8 年にかけて減少傾向となりますが、その後増加に転じることが見込まれています。一方で、後期高齢者数は令和 8 年にかけて増加傾向となりますが、その後減少に転じることが見込まれています。

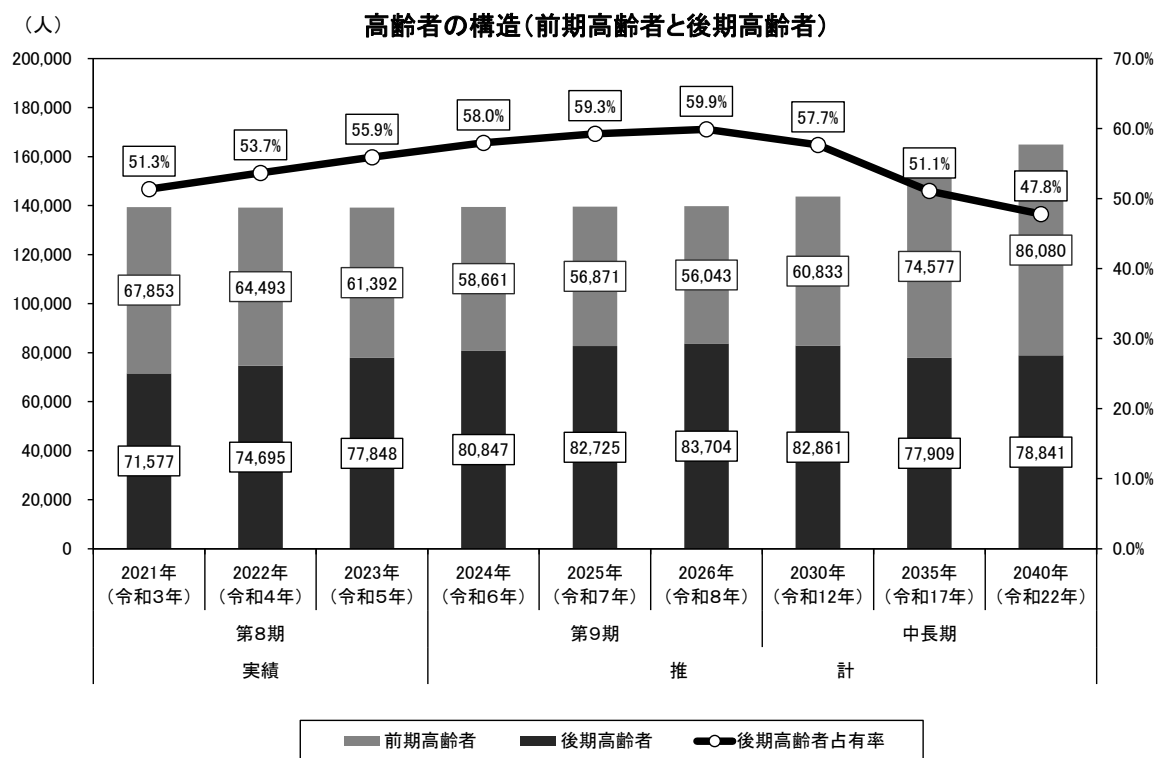


※実績は住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)。

※推計方法は、住民基本台帳データを用いて、コーホート変化率法により独自推計。

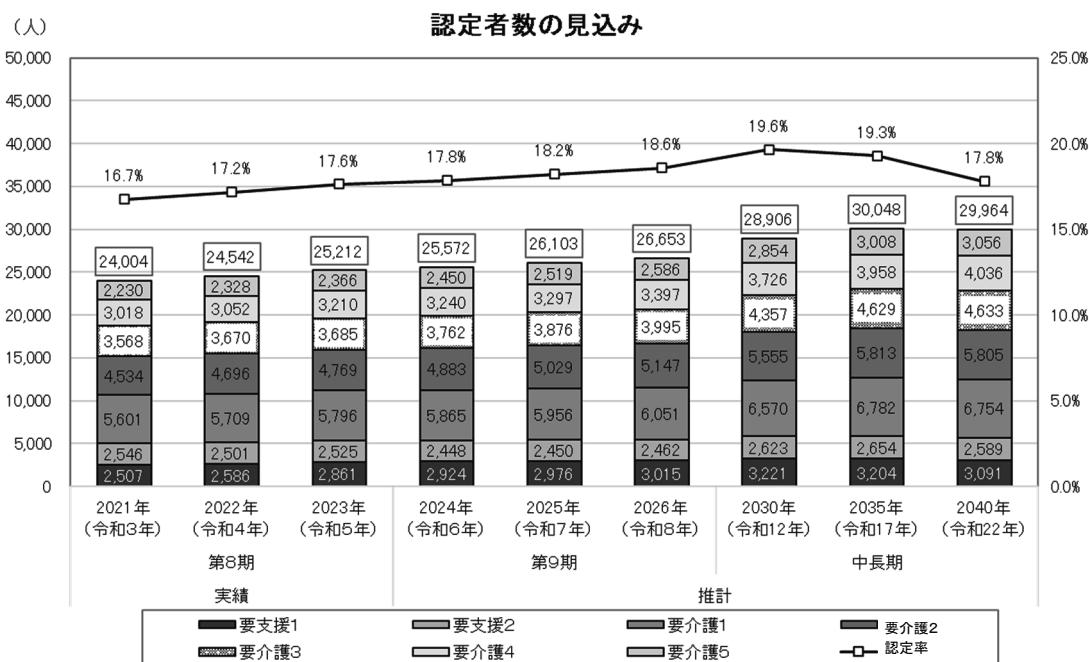
※調査時点及び推計方法の違いにより、第 5 次川口市総合計画後期基本計画の推計人口とは一致しません。

基本目標 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展



※実績は住民基本台帳(各年10月1日現在)。

令和5年9月末現在、本市の65歳以上の要支援・要介護認定者数は24,537人、高齢者数に対する要支援・要介護認定者数の割合は17.6%となっています。推計によると、65歳以上の要支援・要介護認定者数は令和17年まで増加傾向となることが見込まれています。また、高齢者数に対する要支援・要介護認定者数の割合も増加し続け、令和12年には19.6%になることが見込まれています。



※実績は介護保険事業状況報告(各年9月末現在)。

※認定率は、第1号被保険者に対する第1号認定者の割合。

高齢者の心身の状況について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響により、運動器機能の低下やそれに関連する転倒リスクの上昇や閉じこもり傾向、うつ傾向の悪化がみられます。高齢者の各種活動の再開に向けた働きかけを行うとともに、早い段階から生きがいづくり、健康づくりなど様々な形での介護予防に積極的に取り組んでもらえるよう、介護認定を受けていない方々も含めた対策を進める必要があります。

認知症の状況について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人や、生活機能評価項目中の認知機能低下に該当する人が一定数みられます。一方で、認知症の対策をしていない人が 6 割以上となっています。アンケートで把握された認知症対策に向けたニーズを踏まえながら、認知症は誰にでも起こりうる可能性があることを広く周知し、早期発見に向けた普及啓発に努めます。また、高齢者の増加に伴い今後も増えることが予想される認知症の方を地域で支えるための体制整備が急務といえます。

本市の高齢者単独世帯数は増加しており、今後も増加傾向が続く可能性があります。家族などによる介護を受けられない人が増えることで、介護保険サービスの利用の増加につながる可能性が高いといえます。要支援・要介護認定者の増加が見込まれる本市では、介護保険料の維持・抑制を図りながら、高齢者一人ひとりの心身の状態に応じた適切なサービスを提供することができるよう、適切で持続可能な介護保険制度の運営が求められます。

サービスの質の向上に向けた課題や取組について、事業所アンケート調査結果をみると、職場内での人材育成・教育の充実が約 6 割となっています。総人口の減少が見込まれる本市では、介護人材の不足が懸念されることから、処遇の改善や人材育成への支援、外国人材の受入環境整備等の介護人材の確保、定着、質の向上のための取組の推進が必要です。

家族介護者の状況について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、介護のために仕事を辞めた又は転職した人が 1 割程度いることがわかります。また、仕事と介護の両立のために効果的な勤め先からの支援について、介護をしている従業員への経済的な支援が前回調査と比較して増加しています。今後、医療と介護の複合的ニーズを有する高齢者の増加が見込まれることから、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進が必要です。また、住み慣れた自宅で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護の連携の強化や様々な介護ニーズに柔軟に対応できる地域密着型サービスの整備促進とともに、家族介護者が安心して介護ができる支援やサービスの充実が求められます。

〈取組方針〉

- 高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域で生活をすることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を推進します。
- 高齢者一人ひとりがいきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図ります。また、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族介護者への支援を充実させます。

基本目標 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

- 一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた質の高いサービスが確保されるよう、必要な人材確保をはじめとする介護サービスの基盤整備に努めます。また、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営に努めます。
- 保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実により、一人ひとりの意思を尊重した生活の実現を目指します。

〈成果指標〉

成果指標	現状（見込） （R5）	目標 （R6）	目標 （R7）	目標 （R8）
要支援認定者の認定更新時における介護度の改善・維持の割合	55.0%	58.0%	61.0%	65.0%
生きがいがあると感じている高齢者の割合	50.4%	53.7%	57.0%	60.0%
家族や友人以外の相談相手がいる高齢者の割合	39.4%	42.7%	46.0%	50.0%
地域密着型サービス受給率	12%	12%	13%	14%
施設サービス受給率	13%	13%	12%	11%
介護が必要になった場合に「在宅介護」を望む人の割合	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
終活について何らかの取組を行っている人の割合	27.2%	31.2%	35.2%	40.0%

施策（1） 介護予防・フレイル対策の充実

【取組内容】

2-1 フレイル予防の推進

（1）早期発見・早期対応に向けた取組の充実

- フレイルチェック事業の導入
生活機能の低下した高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護予防サービス等につなげるために、より多くの高齢者を対象に、フレイルのチェックを行う事業を導入します。
- 保健事業と介護予防の一体的実施（健診データ等を活用した啓発事業）
健診データを活用し、保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むことで、要介護状態になることを予防します。

2-2 介護予防をはじめとする地域支援事業の充実

（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実

- 訪問型・通所型介護予防相当サービスの提供
従来の介護予防相当のサービスを提供します。

- 訪問型サービスAの提供
家事援助に特化した訪問サービスを提供します。(基準緩和サービス)
 - 通所型サービスAの提供
機能訓練に特化した通所サービスを提供します。(基準緩和サービス)
 - 訪問型サービスCの提供
3 か月程度集中的に訪問し、心身の回復を支援し、通所サービスにつなげるサービスを提供します。(短期集中予防サービス)
 - 通所型サービスCの提供
3 か月程度集中的に通所サービスを利用し、運動機能改善を目指すサービスを提供します。(短期集中予防サービス)
- (2) 住民主体による支援制度の創設
- 訪問型サービスB・D、通所型サービスBの新規実施
住民主体の自主活動として行う生活援助等及び移動支援への補助(助成)を行い、高齢者の自立支援・重度化防止に向けたサービスの充実を図ります。
- (3) 一般介護予防事業の推進
- 口腔教室の実施
歯科医師や歯科衛生士などの指導のもと、適切な口腔ケアの手法や摂食・嚥下機能の改善など、口腔機能の向上を目的とした教室を実施します。
 - 健康アップ教室の実施
筋力トレーニングや腰痛、膝痛予防、転倒防止など、運動機能の向上を目的とした教室を実施します。
 - 生き生きデイサービスの実施
生きがいや健康づくり、家庭での閉じこもり、及び要介護状態になることの防止等を目的として、老人福祉センター等を会場に、介護予防の簡単な体操や健康・生きがいづくりに関する講話を実施します。
 - 介護予防ギフトボックスの実施
企業・団体が行っている介護予防活動を紹介し、市が参加費の一部を補助することで、高齢者が新しく介護予防をはじめるきっかけづくりを支援します。

2-3 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- (1) 多様な主体によるサービスの充実
- 高齢者元気づくり推進リーダーの養成
介護予防を促進させ、高齢者の心身の元気づくりに有効な知識を学び、地域での高齢者への支援を実践する人材の育成を図るための講座を開催します。
 - 介護支援ボランティアの養成
高齢者元気づくり推進リーダーを修了した方が、ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加できるよう支援します。

基本目標 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

- 地域リハビリテーション事業への支援
住民主体の通いの場等へ、リハビリテーション専門職等を派遣し、高齢者へ介護予防に関する技術的助言等を行う体制を支援します。
- (2) サービスの活用等に向けた情報発信の強化
 - かわぐち元気ナビの充実
地域資源データベースシステムである「かわぐち元気ナビ」を活用し、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による多様な生活支援サービスについて、利用者のサービスの選択に資するよう、より詳細なサービス内容等の情報を収集・発信し、支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源のマッチングを支援するとともに、ボランティア活動などの情報も発信することで、高齢者の生活支援の担い手としての社会参加の促進を図ります。
- (3) 自立支援・重度化防止を支える体制の整備
 - 地域ケア会議の開催
医療・介護の多職種や、町会・自治会、民生委員・児童委員等の地域の関係者を交え、個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにするとともに、生活支援体制整備事業等の事業と連携を図りながら、多職種協働によるネットワークの構築や地域に不足する資源の開発等に取り組み、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進します。
 - 生活支援コーディネーターの配置（第1層・第2層）
ボランティア等の担い手の養成・活動の場の確保などの資源開発や、活動主体等のネットワークの構築、支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源のマッチングなどを行い、生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて取り組みます。
 - 協議体の開催（第1層・第2層）
多様な関係主体間の情報共有及び連携・協働による取組を推進し、生活支援サービスの体制整備を推進します。

施策（2） 高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実

【取組内容】

2-4 在宅福祉・生活支援サービス等の充実

- (1) サービス利用に関する利便性向上
 - 高齢者サポートメニューシート（サービス一覧化）の企画・作成
在宅生活で支援する様々なサポート事業を網羅的に一覧できるようリーフレットを作成し、必要な方に必要な支援が届くようサービス利用に関して利便性の向上を図ります。
- (2) 在宅生活・日常生活の安心を支えるサービスの提供
 - ～ 在宅生活の安心を支えるサービス ～
 - 日常生活用具給付事業（シルバーカー、杖、電磁調理器、布団、火災報知器）
日常動作機能の低下した高齢者等に日常生活用具を給付し、在宅で安心して快適な生活ができるよう支援します。

基本目標 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

- **ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業**

常時紙おむつを使用している高齢者に対し、紙おむつを支給することにより、経済的・精神的負担を軽減します。

- **福祉電話貸与事業**

ひとり暮らしの高齢者等に対し電話を貸与し、定期的に通話を行うことにより、高齢者の孤独感を和らげます。

- **緊急通報システム貸与事業**

日常生活上の不測の事態における不安の解消を図るため高齢者の住居に緊急通報装置を設置して、急病、事故等の緊急事態が発生した場合に備えます。

- **寝具乾燥消毒事業**

寝具の乾燥消毒及び洗濯を行うことによって、高齢者等の衛生的な生活を保持します。

- **配食サービス事業**

食事を作ることが困難な高齢者等に対し、食事を毎日配食するとともに安否の確認も併せて行います。

～ 日常生活の自立を支えるサービスの提供 ～

- **ホームヘルパー派遣事業**

日常生活に支障のある方に、自立生活支援員を派遣することにより、要介護状態になること等を予防し、在宅での生活が快適に過ごせるよう支援します。

- **福祉機器貸与事業（介護ベッド、車いす、エアーマット、手すり）**

日常生活に支障のある方に、福祉機器を貸与することにより、要介護状態になること等を予防し、在宅での生活が快適に過ごせるよう支援します。

- **軽度生活支援事業**

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者が在宅で安心して快適な生活ができるよう支援します。

- **認知症高齢者見守り事業（おかえりQR）**

認知症により徘徊のおそれのある高齢者が行方不明になった場合に、早期発見・事故の未然防止のため、「二次元バーコード付き見守りシール」を給付することで、本人の安全確保と家族の身体的・精神的負担を軽減します。

- **補聴器購入費補助**

加齢による難聴で意思疎通がしづらくなると、生活の質の低下やコミュニケーションの減少により、認知症のリスクが高まるとされていることから、新たな取組として、加齢性難聴の高齢者へ補聴器購入費用の補助を実施し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ります。

2-5 高齢者の住まいの確保

(1) 住まいの改善に向けた支援

- **住宅改善整備費補助事業の実施**

日常生活動作機能の低下した高齢者の生活の利便を図るため、住宅等の改善整備を支援します。

(2) 入居の支援

- 高齢者世帯住替家賃助成の実施
取り壊し等を理由とした転居時の家賃差額の助成を行います。
- 入居保証支援の実施
新たに入居を希望する際の保証料の助成等により、民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者を支援します。

2-6 認知症施策の推進

(1) 認知症に関する普及啓発

- 認知症サポーターの養成
認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を引き続き推進します。
- 小中学校・企業・職域への講座の開催
認知症の人と地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子ども、学生に対する養成講座の開催を推進します。

(2) 早期発見・早期対応の強化

- 「認知症あんしんガイド」活用の促進
地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となり、「認知症あんしんガイド」（認知症ケアパス）の活用を促進します。
- 認知症地域支援推進員の活動の推進
認知症の知識や相談窓口、認知症の病状に応じて利用できる医療、介護サービス等の周知を図るとともに、地域の関係機関と連携し、早期発見・早期対応につなげるための体制の整備を推進します。
- 認知症初期集中支援チーム活動の推進
認知症初期集中支援チームにより、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を推進します。

(3) 本人及び家族支援の充実

- 認知症カフェの開催（設置）
認知症カフェ数の増加及び周知を図るとともに、認知症本人や家族がより参加しやすい体制づくりを目指します。
- 認知症相談事業の実施
地域包括支援センターや認知症高齢者相談所において、認知症高齢者及びその家族等への相談対応、情報共有や情報提供の場の充実を進めます。
- 本人ミーティングの開催
認知症本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の実施等を通じて、本人の意見を把握し、認知症本人の視点を認知症施策の企画・立案等に反映するよう努めます。

(4) 認知症になっても安心できる地域づくり

- ステップアップ講座の開催
認知症サポーター養成講座の修了者を対象として、認知症に関する知識をより深めるためにステップアップ講座を開催します。
- 地域活動を行う認知症サポーターの育成
認知症サポーターが地域で活躍できるよう、地域活動の情報提供や関係者間で情報共有できる仕組みづくりを進め、より実際の地域活動につなげる取組を推進します。
- チームオレンジの設置
認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の設置に向けた取組推進により、地域の見守り体制の充実を図ります。
- 認知症高齢者見守り事業（おかえりQR）【再掲】
認知症により徘徊のおそれのある高齢者が行方不明になった場合に、早期発見・事故の未然防止のため、「二次元バーコード付き見守りシール」を給付することで、本人の安全確保と家族の身体的・精神的負担を軽減します。

2-7 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の啓発事業の実施
成年後見制度の周知が進み、制度の利用者が増加傾向にありますが、本人らしい生活を送れるよう更なる制度の利用促進が必要です。川口市成年後見制度利用促進計画を策定し、より制度を利用しやすくなるよう普及啓発に努めます。
- 相談・申立手続の支援
判断能力の不十分な方の生活等の相談に応じ、成年後見制度の利用が必要な方の申立手続の支援を行います。

(2) 権利擁護を支える体制の整備

- 成年後見センターの機能の充実
成年後見センターが、今ある地域連携ネットワークの拡充や本人を取り巻くチームに対する支援・監督を行うことで更なる権利擁護支援を行います。
- 市民後見人の育成
担い手である市民後見人の養成にも注力していきます。

2-8 高齢者虐待防止対策の推進

(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

- 高齢者虐待防止制度の整備
地域連携ネットワークと連携しながら、高齢者虐待防止計画を令和 8 年度を目途に策定し、今後取組を実行、評価、見直しするPDCAサイクルで実施することで高齢者虐待防止の体制の推進を図ります。

● 地域包括支援センターによる権利擁護業務

地域包括支援センターでは、地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。

(2) 介護従事者による虐待への対応

● 関係機関と連携した虐待案件の発見、防止対策の推進

関係機関と連携し、虐待案件の発見・防止、再発防止に努め、利用者が安心してサービスを受けられるように取り組みます。

2-9 生きがいづくりと社会参加の場の充実

(1) 生きがい活動と社会参加の支援

● 地域における交流の場の充実

一人ひとりが住み慣れた地域でつながるよう、地域・社会活動への参画を呼びかけるとともに、活動間のコーディネート（つながりづくり）を促進し、分野を超えたネットワークを広げるよう支援します。

(2) 長寿の祝い等の推進

● 敬老祝賀事業の実施（祝金・訪問）

長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するための各種事業を実施します。

2-10 家族介護者への支援

(1) 情報交換・交流の場の提供

● 介護教室、介護者交流会の開催

要介護者を在宅で常時介護にあたる家族介護者に対し、適切な介護知識・技術の習得や、介護サービス等の適切な利用方法を習得するための介護教室の開催や、介護者交流会等の介護者同士の情報交換や交流の場の提供など、家族介護者の心身の負担の軽減に向けた継続的な支援を行います。

(2) 相談支援体制の充実

● 家族介護者相談窓口の充実（ヤングケアラー含む。）

介護を必要とする人を支える介護者に関する相談体制の整備に努めます。

2-11 安全で安心なまちづくりの推進

(1) 災害・感染症対策の推進

● 災害・感染症対策の推進

感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制や、介護事業所等における、適切な感染防護具等その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図ります。さらに、災害時等の緊急事態に備えた介護事業所における業務継続計画（BCP）の充実を図ります。

● 避難行動要支援者登録制度の活用

災害時の避難の際、特に支援を必要とする在宅の高齢者等に対して、避難行動要支援者登録制度を活用することで、安心して暮らしていけるよう支援します。

2-12 地域包括支援センターの効果的な運営

(1) 地域包括支援センターの機能強化

● 地域包括支援センター間及び関係機関との連携強化

在宅医療・介護の連携、認知症施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等を行う中で、高齢者人口、相談件数、運営方針、業務に関する評価の結果等を勘案し、業務量に応じた組織体制・人員体制の強化を図ります。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討します。

また、地域包括支援センター間や居宅介護支援事業所等の地域との拠点及び行政との業務の役割分担の明確化と連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を推進します。

● 包括的相談支援体制の充実

地域の総合相談窓口としての役割を果たすため、重層的支援体制整備事業と合わせた他部門との連携を強化し、認知症高齢者やヤングケアラーを含む幅広い家族介護者等の相談しやすい体制の充実を図ります。

(2) 効果的な運営体制の構築

● 地域包括支援センターの事業評価の実施

地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に対する評価が不可欠であることから、川口市介護保険運営協議会等による評価、PDCAの充実等、継続的な評価・点検の取組を強化するとともに、地域包括支援センターの取組について更なる周知を図ります。

施策（3） 介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保

【取組内容】

2-13 在宅サービスのニーズへの対応

(1) 在宅サービスの普遍的かつ安定的提供確保

● 在宅サービスの普遍的かつ安定的提供の確保

高齢化に伴うサービス量の増加や、医療機関・老人保健施設等から在宅に戻られた際の介護ニーズに対応できるよう、必要に応じたサービス事業者への働きかけや、介護人材確保の支援を通じ、必要なサービス量の確保を図ります。

2-14 地域密着型サービスの整備促進

(1) 地域密着型サービス事業所の整備

● 地域密着型サービス事業所の整備促進（事業者へのインセンティブの検討）

第 9 期計画期間中においては、整備が進んでいないサービス種別につき、地区毎の優先整備順序の整理や地域密着型サービス事業者を本市に誘致するための財政的施策を検討し、事業所の更なる整備の推進に努めます。

● 地域密着型サービスの普及・啓発

整備の推進にあわせ、地域密着型サービスのメリットを市民やケアマネジャーをはじめとする関係者に周知することで、新規事業者の事業参入を促します。

なお、周知にあたっては、Web コンテンツなど、受け手側の利便性に配慮した手法を取り入れていきます。

2-15 施設サービスの充実

(1) ニーズに合わせた受入体制の整備

● 特別養護老人ホーム医療提供体制の充実

高齢化の進行に伴い、医療的ケアを必要とする要介護者の増加が予測されることに備え、特別養護老人ホームにおける医療提供体制の充実を図ります。

(2) 施設の長寿命化の推進

● 特別養護老人ホームの大規模修繕

既存施設の大規模修繕を計画的に実施することで、施設の長寿命化を図り、安定的な施設サービスの確保・質の向上に努めます。

2-16 介護人材の確保・定着・質の向上に向けた支援

(1) 介護人材の確保に向けた取組の強化

● 入門的研修の実施

介護人材の更なる確保のため、現在実施している入門的研修の土日開催等、受講者が参加しやすい環境整備に努めます。

- 就職相談会の実施

関係団体と連携した就職相談会を実施し、介護人材の更なる確保に努めます。

(2) 事業所における人材育成等に係る支援

- 資格取得等支援助成事業の実施

対象となる資格や研修、支給要件を拡充することにより、市内介護サービス従事者等の定着と質の向上を図ります。

- 外国人介護職員受入支援事業の実施

外国人介護人材の介護技能向上や介護現場で円滑に就労・定着できるための集合研修や、外国人介護職員の受入施設等職員を対象とした研修を実施した市内介護事業所への補助を行うことで、外国人介護人材の円滑な就労・定着を支援します。

2-17 介護事業所の安定的運営に向けた支援

(1) 介護サービスの質の確保

- 介護事業所相談支援事業の実施

市内の介護事業所に対し、介護労働安定センターへの雇用管理改善等の相談支援を実施することにより、介護職の定着の促進や質の高い介護サービス提供体制の構築を図ります。

- 地域自立生活支援事業

介護相談員を事業所に派遣し、利用者などから不満や不安などを聞き、利用者と事業者との橋渡しを行いながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

(2) 介護現場における安全性の確保とリスクマネジメントの推進

- ハラスメント対策推進事業の実施

利用者やその家族等からの暴力・ハラスメントについて市独自のハラスメント防止に向けた取組の実施や県事業の周知などを行い、ハラスメント防止に努めます。

- 介護現場の安全性の確保、事故防止に向けた取組

介護現場における安全性を確保するため、報告された事故報告の情報を適切に分析し、介護現場に対する支援等を行います。

- 介護事業所における業務継続計画（BCP）の運用に関する支援

令和 5 年度末までに策定が義務付けられている業務継続計画（BCP）については、計画策定後の事業所への個別相談を実施することにより、業務継続計画の有効性や利用者・従事者の安全を担保します。

(3) 介護現場の生産性向上に向けた支援

- 介護事業所の安定的運営に資する事項の研究

共生型サービスの活用や、介護の経営の協働化・大規模化などの人材の有効活用に関する方策について、情報収集や研究に努めます。

- 介護事業所の事務簡素化・効率化、電子化

国や県からの事例収集、介護事業者への情報提供を行うとともに、介護事業者からの申請・届出書類の添付書類見直し及び「電子申請・届出システム」の活用による手続の簡素化を実現させ、介護事業者と市、双方の業務効率化を図ります。

2-18 利用しやすく持続可能な介護保険事業の運営

(1) 介護保険事業の普及啓発

● 普及啓発事業の推進

制度を理解してもらうため、介護保険制度や各種サービスの利用方法などの情報をわかりやすく提供したり、11月11日の介護の日に合わせた普及啓発事業などに取り組みます。

(2) 介護給付費の適正化の推進

● 要介護認定の適正化及び介護認定審査会の簡素化・事務の効率化

認定調査の内容を書面の審査により点検し、要介護認定の平準化を図り、また、介護認定審査会の簡素化・認定事務の効率化に向けた取組を推進するとともに、利用者が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

● ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査

介護支援専門員が作成したサービス計画内容の点検及び、住宅改修費の実態確認、福祉用具購入貸与利用調査を行います。

● 医療情報との突合・縦覧点検

医療と介護の給付情報を突合し、医療機関入院中における介護保険の在宅サービスの受給状況を精査することなどにより、整合性の確認等を行います。

(3) 低所得者対策の推進

● 利用者負担額軽減事業

利用者負担額の一部を補助することにより、介護保険の利用促進を図ります。

● 社会福祉法人等利用者負担軽減事業

利用者負担軽減措置の制度について、より多くの社会福祉法人等から申出がなされるように啓発活動を強化し、低所得者の介護サービス利用の負担を減らす取組を進めます。

施策（4） 在宅医療と在宅介護の連携強化

【取組内容】

2-19 切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築

(1) 相談支援の充実

● 医療・介護の専門職のコーディネーターによる相談支援

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、在宅医療と介護サービスを一体的に利用できるよう、在宅医療サポートセンターに配置した医療・介護の専門職のコーディネーターによる在宅療養患者の相談支援の利用促進を図ります。

(2) 切れ目のない医療・介護サービスの提供体制の構築

● 在宅医療サポートセンターと地域包括支援センターの連携による機能強化

切れ目のない医療・介護サービスにつなげる仕組みづくりとして、在宅医療サポートセンターと地域包括支援センターの連携体制を強化します。

2-20 関係者間の連携・情報共有の支援

(1) 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出

- 地域包括ケア連絡協議会の開催

川口市地域包括ケア連絡協議会を定期的に開催し、ＩＣＴシステムの利用促進や、在宅での看取り、急変時、入退院時の情報共有の支援など在宅医療・介護連携に関する課題や対応策について継続的に検討します。

(2) 関係者間における情報連携の推進

- 医療・介護関係者の研修の実施

多職種の協働・連携に関する研修の充実を図ることで、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を理解し、顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域における医療・介護関係者の連携を推進するための仕組みづくりや人材育成を図ります。

- ＩＣＴによる医療・介護関係者間の情報連携の推進

ＩＣＴシステムの利用を促進し、在宅医療・介護サービスが切れ目なく利用できるよう、地域の医療・介護関係者の情報共有・連携体制の整備を推進します。

2-21 終活支援の充実

(1) ＡＣＰ（人生会議）の普及啓発

- ＡＣＰ（人生会議）に関する講座の開催

人生の最終段階における医療・ケアについて、ＡＣＰを普及・啓発し、希望する療養場所や医療処置等を自ら考える機会や本人が意思決定を表明できる環境の整備を進めていきます。

(2) 終活支援の推進

- エンディングノートの効果的な活用方法の周知

高齢者の方が自身の終末期についての想いや希望を書き記すことを促す“エンディングノート”について、更なる周知・活用を推進します。

- 終活支援事業の導入検討

身寄りのない高齢者の、葬儀、納骨、リビングウィル等の課題に対する支援事業の導入について検討を進め、必要とされる支援を展開することで、終末期の人生を有意義に過ごせる体制づくりに努めます。

基本目標 3

障害の有無にかかわらず、 誰もが地域で支え合い、 元気に安心して暮らせるまち

〈現状と課題〉

令和 5 年 3 月 31 日現在、本市における障害者手帳所持者数は 27,429 人であり、このうち、身体障害者が 17,443 人（障害者数の 63.6%）、知的障害者が 4,271 人（同 15.6%）、精神障害者が 5,715 人（同 20.8%）となっています。

令和 4 年度と平成 30 年度を比較すると、いずれの障害者数も増加していますが、特に精神障害者の増加が顕著です。また、令和 4 年度の本市の人口に占める障害者数の割合は 4.53%であり、障害者数はこの 5 年間に 8.0%増加しています。

なお、令和 5 年 3 月 31 日現在の障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は 10,475 人と、この 5 年間に 22.5%増加しています。

■人口及び障害者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増加率
人 口	601,055	604,675	608,390	607,750	605,067	0.7%
身体障害者	17,375	17,702	17,787	17,883	17,443	0.4%
知的障害者	3,787	3,931	3,985	4,096	4,271	12.8%
精神障害者	4,224	4,612	4,849	5,191	5,715	35.3%
障害者合計	25,386	26,245	26,621	27,170	27,429	8.0%
障害者の割合	4.22%	4.34%	4.38%	4.47%	4.53%	0.31%
(参 考)						
自立支援医療	8,552	8,950	10,267	10,276	10,475	22.5%

資料：人口は住民基本台帳人口（各年度 4 月 1 日現在）

身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度 3 月 31 日現在）※市で保有しているデータに基づき作成

障害者の権利擁護について、障害福祉に関するアンケート調査結果をみると、障害があるがゆえに差別や虐待を受ける機会が依然としてあることがうかがえます。基本的人権及び基本的自由が確保され、不利益な取り扱いを受けることなく、その人にとって必要な支援を受けながら地域で安心して生活できる体制を整備することが必要です。また、改正障害者差別解消法の施行により、令和 6 年 4 月 1 日から、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されるため、事業者への制度の周知及び義務化に向けた準備に係る支援が必要です。

障害者の暮らしを支える基盤整備について、障害者とその家族、地域住民等が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられることが重要です。また、本市では重層的支援体制整備事業が本格実施されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所においても、断らない相談体

制を整備するとともに、関係他機関の連携を強化し、相談支援体制の充実が必要です。

障害者にとって必要な支援の内容はそれぞれに異なり、その人にあった支援体制をその都度構築していく必要があります。サービスを提供する職員だけではなく、支援を必要としている障害者一人ひとりに関わる支援者が、本人に関する情報や関係機関の情報を共有することが必要です。また、専門的な知識や技術を備えた支援体制を整備するために、保健・医療・福祉に加えて、労働・教育などの他部門・他職種との連携を強化していく必要があります。

本市の障害者数は増加傾向にあるとともに、障害者本人だけではなく、その介助者である配偶者や親も高齢化し、介護を必要とする人も出てきています。障害福祉に関するアンケート調査結果をみると、65～74歳の障害者の介助者の年齢は「65～74歳」が6割強、75～84歳の障害者の介助者の年齢は「75～84歳」が5割半ば、85歳以上の障害者の介助者の年齢は「85歳以上」が3割でそれぞれ最も多くなっていることから、老老介護や親亡き後を見据えた支援が求められています。

障害者の社会参加について、障害者の日常生活における困りごとや不安感、施策に対するニーズは、個々の障害特性や生活形態により様々です。障害者が望む地域生活を実現することができるよう、意思決定支援を含め適切な対応方法を検討・実施していく必要があります。また、障害者の個々の特性にあわせた福祉サービスの提供や、スポーツ・文化芸術活動など社会参加の促進が必要です。

障害者の就労状況について、障害福祉に関するアンケート調査結果をみると、正社員が最も多くなっていますが、臨時やパート、福祉的就労も依然として多く、経済的な自立に向けて収入が不足している現状となっています。障害者が安心して働けるようにするため、事業主や職場の仲間の理解、障害に配慮した環境整備、短時間労働など就労条件の改善、工賃の値上げが求められます。就労を希望する障害者が可能な限り就労できるよう、障害種別に応じた就職や定着、離職の要因分析などを行い、障害特性に応じたきめ細かな就労支援が必要です。

障害児への療育・保育・教育について、自立や社会参加に向けた力を培うことができるよう、子ども一人ひとりの状態やニーズに応じた学びの機会を提供するとともに、切れ目のない支援が必要です。また、重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害児への支援も必要です。川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づき、インクルーシブ教育・保育の考えのもとで、ニーズに合わせた環境整備や保育所や幼稚園、学校生活のサポート、進学（高等教育）を希望する場合の支援などを行うとともに、教員や他の児童・生徒の障害への理解促進が必要です。

保健・医療について、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に向けて、健康診査や保健指導、生活習慣病の予防などに取り組むことが重要です。生活のしづらさを現在の状態以上に悪化させないため、必要なときに医療機関を受診でき、日々の健康管理を適切に行える体制の整備が必要です。また、精神障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

災害時において、障害者の中には自力での避難が困難なだけではなく、助けを求めることが困難な人が多数います。障害福祉に関するアンケート調査結果をみると、避難所生活で不安なこととして、服薬や医療的ケア、バリアフリー対応、障害者用の専用スペース等の確保などがあげられており、障害特性に応じた特別な配慮が必要です。

〈取組方針〉

- 障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、合理的配慮の提供に向けた取組を推進します。また、様々な機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進するなど、ともに支え合う社会づくりを進めます。
- ソーシャル・インクルージョンの考えのもと、障害者とその家族が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、相談支援の充実を図ります。また、障害者の自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- 障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援・定着と就労機会の拡充を図ります。また、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。さらに、障害者があらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。
- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制や療育相談機能を充実します。また、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実します。さらに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じた保育内容や特別支援教育と就学相談の充実を図ります。
- 心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図ります。また、周産期医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。
- 誰もが快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に努めます。

〈成果指標〉

成果指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
障害者が感じる、周囲の人の障害者に対する理解度	45.9%	49.9%	53.9%	58.0%
障害者が相談支援事業所に満足している割合	56.6%	58.8%	61.1%	63.3%
障害者が現在、文化芸術活動に取り組んでいる割合	47.7%	51.4%	55.1%	58.9%
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	32.7%	38.9%	45.1%	51.4%
障害者が、必要時の医療機関への受診、日々の適切な健康管理への支援に満足している割合	—	54.3%	57.5%	60.6%
障害者にとっての川口市の住みやすさ	33.3%	37.8%	42.2%	46.7%

施策(1) 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化

【取組内容】

3-1 障害者の権利擁護の推進

(1) 障害者の権利擁護体制の充実

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）は、埼玉県社会福祉協議会から川口市社会福祉協議会が委託を受け、今後も継続して実施します。
- 成年後見センターや障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度の周知や普及、相談支援などを行いながら、制度の利用につなげる取組を進めます。
- 経済的に困窮している重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

(2) 障害者虐待防止センター事業

- 障害者虐待対応の窓口となる「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。

(3) 改正障害者差別解消法への対応

- 改正障害者差別解消法の施行により、令和 6 年 4 月から民間事業者にも障害がある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、障害があるという理由でサービスの提供拒否や制限をすること、条件をつけることなどの不当な差別的取り扱いを防止するため、研修の場やホームページ、リーフレットを活用しながら、周知徹底を図っていきます。

3-2 啓発活動・福祉教育の推進

(1) 市民への障害に関する正しい理解の促進

- あいサポート運動、手話関連事業などを市のホームページ等で紹介し、市民に対して障害者への理解や共感の促進に努められるよう、講座を受講できる機会を提供していきます。
- 毎年、10 月 25 日の「川口市福祉の日」にあわせ、社会福祉大会等の事業を実施し、思いやりの心、いたわりあいの心、助け合いの心を、家庭・地域・行政が一体となって広げていきます。
- 毎年、12 月 3 日から 9 日までの「障害者週間」を記念し、障害者週間記念事業（ハートフェスタ）や市内障害者施設作品展を開催し、市民の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるよう努めます。
- 広報紙やホームページなどを活用し、精神疾患及び精神障害者を正しく理解するための普及啓発活動を実施します。また、メンタルヘルスに関する問題は、誰にも起こりうる身近な存在であることの理解を促進し、早期発見、早期受診につながるよう、公開講座を実施することで広く一般市民への普及啓発活動を実施します。

(2) 福祉教育の充実

- 各学校において、児童生徒の発達段階に応じた交流及び共同学習を実践することができるよう、他教科等と連携した指導内容の充実、浸透について、学校訪問等を通して啓発します。
- 特別支援教育にも視点をあてた研究委嘱校を推奨します。また、各学校において、道徳教育を要としながら社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる児童生徒の育成、生命や自然を大切にする心、相手を尊重する心の育成に努めます。
- 障害児との交流及び共同学習を全体計画に位置づけ、児童生徒の障害者に対する理解を深めるとともに、保護者、地域への啓発にも努めます。また、発達に配慮を要する児童生徒が、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き、学習活動を行う支援籍学習を実施し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進します。
- 市内小中学校の児童生徒に福祉体験学習の機会を提供するなど、教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、教育活動全体を通して計画的に福祉の心の育成に努めます。また、全体計画及び年間指導計画の作成状況を調査し、教員への指導、働きかけの強化に努めます。
- 関係団体と連携し、授業等に障害やボランティア・福祉体験活動を取り上げ、福祉教育を推進するため、各学校に関連団体の活動等を周知します。
- 社会福祉施設や社会教育関係団体等と連携し、積極的に地域の福祉活動に参加するよう、教職員に働きかけます。

(3) 手話言語普及啓発事業

- 手話言語の普及と手話の理解と啓発促進のため「出前講座」を実施します。

3-3 地域における支え合い活動の促進

(1) 障害者団体の活動への補助

- 障害者（当事者）団体が行う事業に対し、円滑かつ安定的な事業運営ができるよう助成します。

(2) 障害者支援を行うボランティア活動の充実

- 市民の参加と協力による助け合いの制度として、高齢者・障害のある方・産前産後の方で、自分で家事ができず家族等からの支援が困難な方に対する「家事援助サービス」「ちょっと困りごとサポート」のほか「食事サービス」「車いす貸出サービス」「福祉車両貸出サービス」の各種サービスを実施していきます。
- 川口市と川口市社会福祉協議会が協働し、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。青少年ボランティア育成事業では、ボランティア活動者、教育関係者、福祉関係者、知識経験者などで構成する「川口市青少年ボランティア育成委員会」が主体となり、小学生を対象としたボランティア体験プログラムである「こどもフリーさろん」や「夏休みこどもボランティアさろん」、中学生以上25歳位までの方を対象とした「青少年ボランティアスクール」などを開催します。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有、かわぐちボランティアセンターとの事業協力など、市民パートナーステーション（キュポ・ラ内）の活動の充実を図ります。また、障害者が必要としているボランティアの相談や問合せに応じられるよう、コーディネート機能を強化するとともに、障害者関係の情報の収集や関係機関との連携、ネットワークの形成を進めます。
- 市民が盛人大学を通じて様々な福祉分野に関する知識・技術を習得することができるよう、市民のボランティア意識の啓発やボランティア活動の活性化、市民の障害に対する理解を深めるためのテーマ設定など、盛人大学の充実を図ります。
- 国や県、その他各種団体からのボランティアに関する情報を、情報誌やホームページ、LINE等でボランティア団体や福祉施設、市民等に提供します。

(3) 地域生活支援拠点等の充実

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて充実した形にできるように、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、登録された障害者等を受け入れる事業所や必要な環境を事前に整理していくことで、即時対応が可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。また、緊急時には、市が連絡を受け、相談支援事業所と連携して拠点機能を担う事業所として登録している短期入所施設に受け入れを依頼します。
- 関係機関と共有が必要な場合には、「サポート手帳」（埼玉県作成）を配布することで、障害者本人の生活歴や相談支援の記録等を保護者の方等が書き込んで、必要な情報がスムーズに取得できるようになります。
- 障害者が必要な制度やサービスを利用しながら、地域で安心して暮らしていくために、「あんしん生活サポートブック」を川口市自立支援協議会のくらし部会において作成し、随時内容の見直しを行っていきます。

(4) 重層的支援体制整備事業の本格実施

- 地域住民からの相談について、障害者の相談支援機関等が介護や子育て等に関する相談であっても断らずに受け止め、個々に応じたつながり続ける支援体制を構築することを目的に、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「地域づくり」の事業を一体的に実施します。

3-4 障害者への合理的配慮の推進

(1) 障害者の情報取得と意思疎通の支援

- 障害者に関する福祉サービスについて、ガイドブックを作成し窓口や行政センター、各支所での配布及び市ホームページへの掲載をしています。制度改正等に対応して随時改訂したり、障害別マークの記載をすることで、障害サービス等の対象が一目でわかるようにしたりするなど、内容の充実に努めます。
- 「広報かわぐち」や「社協だより」などの情報を、点字広報紙、録音テープ及びデジタル録音図書として毎月発行します。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。また、手話通訳者、要約筆記者の養成事業を実施していきます。
 - 障害があっても必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、意思疎通支援の体制整備を図ります。
 - 視覚障害等により活字を読むことが困難な人に、点字図書・録音図書の貸出を行います。また、希望する図書等の点訳や音訳、対面朗読を行います。
 - 心身障害等により外出困難な方を対象に、川口市立図書館の資料を無償でご自宅へ郵送します。返却時の送料は利用者の方にご負担いただきます。
- (2) 選挙における障害者の投票環境の整備
- 郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度をホームページで周知・啓発するとともに、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害者の投票環境の整備を図ります。

3-5 障害児への合理的配慮の推進

- (1) 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組
- 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例の基本理念に基づき、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮を行い、障害のある子どもを支援していくために、子ども版あいサポート（あいサポートキッズ）運動に取り組みます。

施策（2） 障害者の暮らしを支える基盤の充実

【取組内容】

3-6 相談体制の充実

- (1) 障害に関する総合的な相談体制の充実
- 障害者の様々な相談に対応できるよう、相談担当者（ケースワーカー）の資質の向上を図り、窓口で総合的に相談できる体制を充実します。
 - 障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を促進するため、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携し、相談体制の充実に努めます。また、地区ごとに協議の場を設け、密接な連携を図ります。
 - 自立支援協議会の部会研修（障害、介護、地域包括支援センターがグループワーク等連携）により、困難ケースの事例検討会などを通じて、参加者の資質向上を図っていきます。
 - 親亡き後を見据えて、あんしん生活サポートブックを作成しておくことで、ライフステージが変わっても、自分の子どもが困らないよう、得意なことや苦手なこと、接し方などについて、関係する支援者に知ってもらうために、情報を共有していくツールを作成しておきます。

- 障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じるとともに、アウトリーチによる積極的な支援により必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者の権利擁護のために必要な援助を行うなど、市内10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。相談支援にあたっては、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化や、研修や定例会等を通じて相談員一人ひとりの資質の向上を図ります。
- (2) 精神保健福祉分野における相談体制の充実
 - 精神保健福祉士や保健師を配置し、様々なこころの悩みやこころの病気についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。
 - 精神疾患の発症や重症化予防につなげるため、「こころサポートステーションSODAかわぐち」をショッピングモール内に開設し、若年者等へ医師、公認心理師、精神保健福祉士等の専門職が早期介入して支援を行います。
- (3) 精神障害者ピアサポート事業
 - 市内で活動している精神障害者の当事者が、悩みを抱える障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心とした仕組みづくりを進めます。
- (4) 難病患者支援の充実
 - 難病患者及びその家族の療養上の不安に対して相談及び助言を行い、必要に応じて関係機関等と連携をします。また、医療講演会（情報誌発行を含む）や支援者研修を実施します。
- (5) 福祉サービスに対する苦情相談
 - 障害者やその家族から福祉サービスの苦情について相談を受け、解決に向けて助言や調査を行います。
 - 埼玉県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に規定されている機関です。福祉サービスの苦情について相談を受け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。

3-7 日常生活を支える福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービス基盤の充実

◇自立支援給付

- 訪問系のサービスについては、障害支援区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。また、サービスについての十分な情報提供に努めるとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、サービス基盤の整備を推進します。
- 日中活動系のサービスについては、障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。

◇地域生活支援事業

- 各地域に 1 か所ずつ整備した地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。
- 入浴の困難な重度障害者の家庭を巡回入浴車が訪問し、入浴のサービスを行うことにより、障害者の保健衛生の向上を図ります。
- 障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
- 障害福祉サービスの地域区分の見直し（引上げ）により、障害福祉サービス事業者の経営を支援し、安定したサービス提供の推進を図ります。

(2) 日常生活用具等の給付

◇自立支援給付

- 身体の失われた部位、障害のある部分を補うために用いられる補装具（義肢や装具、車いす等）の購入費又は修理費を支給し、負担の軽減を図ります。

◇地域生活支援事業

- 日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。事業を周知し、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。

(3) 生活支援事業

- 寝たきりで常時紙おむつを必要とする障害者に対し、紙おむつを支給し経済的負担の軽減に努めます。

(4) 全身性障害者介助人派遣事業

- 在宅の全身性障害者に対し、市に登録した介助人を派遣し身体介護（入浴、排せつ、食事の介助等）・家事援助（食事の調理、洗濯、掃除等）・見守り・外出時の移動の介助などを行います。

(5) ふれあい収集事業

- 家庭ごみを自ら近隣の集積所に運び出すことが困難な単身世帯の市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行います。

(6) 障害者短期入所施設の充実

- 現状、障害者短期入所施設しらゆりの家の利用率は、非常に高い状態で推移しており、障害者支援施設（入所施設）や共同生活援助（グループホーム）に併設されている短期入所施設を含めて、利用ニーズに対して施設が不足している状態となっています。
- （仮称）第 2 しらゆりの家を令和 7 年度中に開設し、必要な時にレスパイト目的で利用することができるよう、障害者短期入所施設を充実させていきます。

(7) 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成

- 介護・障害の共生型サービス提供事業所を拡充することで、介護保険制度の利用対象年齢になっても、これまでと同じ施設を利用できるようにして、環境の変化によるストレスを軽減させていきます。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- 介護事業所の職員に対して、障害の特性について理解し、障害者支援に係る職員との連携を深めるため、川口市自立支援協議会くらし部会等での人材交流と研修の場を設け、人材の育成を図っていきます。

(8) 介助者の人材育成

- 障害者に適切なサービスを提供できるよう、障害者を介護するホームヘルパーに休日や夜間等の参加しやすい時間帯に研修を開催し、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスの知識、スキルの向上に努めます。
- 川口市自立支援協議会暮らしの場連絡会で職員交流・研修を行い、グループホーム職員等のスキルの向上に努めます。

(9) 地域生活支援拠点等の充実【再掲】

- 今後の短期入所施設のあり方について、障害者短期入所施設「しらゆりの家」をはじめとして、障害者支援施設やグループホームに併設されている短期入所事業所との協議の場を設け、医療的ケアを必要とする人の夜間対応、移送手段の確保などについて検討を進めます。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて充実した形にできるよう、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、登録された障害者等を受け入れる事業所や必要な環境を事前に整理していくことで、即時対応が可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。また、緊急時には、市が連絡を受け、相談支援事業所と連携して拠点機能を担う事業所として登録している短期入所施設に受け入れを依頼します。
- 短期入所施設への入所希望者を速やかに入所に繋げられるよう、障害者相談支援センターの相談支援専門員が空き状況をリアルタイムで検索できるシステムの整備を進めます。

3-8 地域生活への移行促進

(1) 障害者の住まいの確保に係る支援

- 市営住宅への入居を希望する障害者世帯の抽選時の優遇に配慮するとともに、県営住宅の情報提供にも努めます。
- 川口市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の建替えを推進し、全戸をバリアフリー対応するとともに、車椅子専用住戸も確保します。
- 障害者を含む住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅への入居を希望した場合、賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ者も存在し、住居の確保が困難な場合があるため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）を行います。
- 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
- 建築士の協力により、住宅のリフォームや耐震など、安全かつ快適に暮らせる住宅に改修するための無料建築相談を定期的で開催しています。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- 重度の身体障害者が在宅で生活し続けられるよう、段差の解消など住宅の改造工事にかかる費用の一部を助成します（介護保険法又は障害者総合支援法の対象外のもの）。
- (2) 障害福祉サービス基盤の充実【再掲】
- 障害者が地域生活を送るにあたり、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援などの支援を行います。
 - 自宅での生活が困難な障害者の個々の状況に応じ、入所施設の確保とともに、今後の需要が見込まれるグループホーム等の整備を進めます。
 - 障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。また、グループホーム等の入居待機者を解消するため、新たな施設整備支援策を検討していくとともに、入所施設への待機者もグループホーム等の利用が促進できるよう、整備状況や待機者情報を積極的に発信していきます。
- (3) 日中サービス支援型グループホームの拡充
- 日中サービス支援型グループホームを拡充することで、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が、地域での生活を継続できるような体制を確保するよう整備をしていきます。

3-9 生活支援のための施策・制度の推進

- (1) 障害者福祉手当等の給付
- 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20 歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に手当を支給します。
 - 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20 歳未満の在宅重度心身障害児に手当を支給します。
 - 精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の子どもを家庭で養育している方に対し、国から特別児童扶養手当を支給します。
- (2) 福祉手当（市独自）の給付
- 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に手当を支給します。
- (3) 福祉資金の貸付
- 臨時的な出費によって一時的に生活が窮迫した世帯に対して、無利息で資金を貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

施策(3) 社会参加の充実

【取組内容】

3-10 雇用・就労の促進

(1) 一般就労の促進

- 埼玉労働局及び川口公共職業安定所と連携しながら、事業主に対する障害者の法定雇用率の引き上げをはじめとする関係法令の周知など、市の広報紙やホームページ等を通じて障害者雇用の理解を深める啓発活動に取り組み、障害者の一般企業への就労を促進します。
- 川口公共職業安定所で実施しているトライアル雇用の周知に努めるとともに、障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所における関わりや、就職した障害者に対するアフターフォローの実施を促進します。
- 川口市障害者就労支援センターの周知に努め、障害者の一般企業への就労を促進し、定着に向けて支援します。また、職員の資質の向上とセンター機能の充実を図るとともに、就労移行支援事業所に対して、障害者就労支援センターによる研修会、実践報告会を開催し、就労支援に携わる職員相互の資質向上に努めます。
- 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用率を遵守しながら、市職員として障害者の採用を進めます。

(2) 障害福祉サービス基盤の充実【再掲】

- 一般企業での就労が困難な障害者に対し、障害の状態や適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう、福祉的就労の場の充実を図ります。また、市内の障害福祉サービス事業所の実情から公と民の役割を検証し、取り組むべき事業の再確認を進めていきます。
- 障害者の就労訓練の場として就労移行支援や就労継続支援など事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設の整備を推進します。

(3) 就労移行支援事業所の拡充

- 就労した当事者と事業所が講和を行う「障害者就労支援シンポジウム」を連絡会、就労支援センター及び就労移行支援事業所と開催します。
- 就労を希望する障害者が就労できるよう、必要な訓練や就労先の開拓、就労後の職場への定着支援を行う就労移行支援事業所の整備を、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき推進します。

(4) 障害者就労施設等における工賃引上げに向けた取組

- 障害者就労施設等における工賃の引上げに向けて、生産品のPRや共同受注の促進について取り組んでいきます。
- 障害者アートの作品展示の場を設けられるよう、検討を進めていきます。
また、実施にあたっては、障害者アート作品のPRに努めます。

(5) 障害者就労施設等への物品等の発注促進

- 障害者優先調達推進法に基づき、段階的な就労支援として、封入封緘業務や清掃、印刷業務などを委託することにより、障害者への就労の場を提供します。また、自主生産品の開発や販路の拡大など、障害者の収入の向上に向けた取組を支援します。

3-11 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

(1) 障害者スポーツの振興

- 障害者の社会参加やリハビリテーションの観点から行う事業である、障害者のスポーツ大会への参加を促進するため、県主催の「彩の国ふれあいピック」をはじめとする各レクリエーション大会、スポーツ大会等への参加を支援します。
- 障害者が親しむことのできるスポーツ種目の普及に努めながら、障害者アスリートのパラリンピック大会出場に向けた競技活動等を支援します。

(2) 障害者の文化活動への支援

- 公民館等の施設において、障害者に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設けるなど障害者の文化活動を支援します。
- 市民の学習機会を充実するため、障害者を含め誰もが参加できる対象とした講座の開設などに努めます。

(3) 障害者アートの促進

- 障害者アートの作品展示の場を設けられるよう、検討を進めていきます。
また、実施にあたっては、障害者アート作品のPRに努めます。

3-12 障害者の外出支援と移動手段の確保

(1) 補助犬の普及に関する理解の促進

- 障害者の自立と社会参加を促進するため、県で普及に関する理解の促進を行っている補助犬（耳の不自由な人のための聴導犬、体の不自由な人のための介助犬、目の不自由な人のための盲導犬）のPRに努めます。

(2) 公共料金の割引等の周知

- 障害者の外出を支援するため、国もしくは県の施策に基づいて民間事業者が実施している割引制度（公共交通機関の割引制度）の周知に努めます。
- 障害者の自主的な文化活動やスポーツ活動への参加を促進するため、障害者及びその介護者が市内の公共施設や公共駐車場を利用する場合の使用料等の減免について、周知に努めます。

(3) 移動支援事業

- 単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(4) 自動車運転免許取得費等の助成

- 障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。※介護給付費や介護保険法のサービスが優先されます。

(5) 福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成

- 重度心身障害者の外出機会の拡大を図るため、重度心身障害者にタクシー利用料金又はガソリンの自動車燃料費の一部を助成します。

(6) 障害者手帳のデジタル化

- 障害者手帳の利便性向上に向けて、民間事業者が開発したアプリケーションを活用したマイナポータルとの連携により、周囲に気兼ねすることなく、手帳を利用した各種割引制度が受けられるよう、デジタル化の促進を図っていきます。

(7) 手話通訳者養成事業

- 手話通訳者を養成することで、聴覚障害者に対する正しい認識を養うとともに、手話は言語であるという認識に基づいて、手話の普及と技術の向上を図っていきます。

(8) 失語症者向け意思疎通支援者の養成

- 失語症のある人の日常生活や支援の在り方を理解し、失語症の人と1対1の会話ができ、さらに日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行うことができる「失語症者向け意思疎通支援者」を養成することを目的とします。

施策(4) 障害児とその家庭への支援の充実

【取組内容】

3-13 早期発見・早期療育

(1) 乳幼児健診等を活用した早期発見

- 乳幼児の発育・発達を確認し疾病や異常の早期発見をするため、3・4か月児健康診査・10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査、歯科のフッ化物塗布を実施します。
- 乳幼児健康診査未受診者に対し、保健師が家庭訪問等を実施し、子どもの健康状態を把握します。発達の遅れや障害が疑われた場合には、早期に小児科医療機関と連携します。
- 保健師等による母子訪問事業において、お子さんに障害の原因となるような疾病などがないか健康の状態を確認し、疾病や障害が疑われた場合、早期に専門医療機関や療育機関に繋がります。
- 妊娠届を出発点とした妊産婦の健康情報を把握するとともに、妊娠出産時の状況により、発達の遅れや障害が疑われる子どもとその保護者には、早期に産科医療機関や小児科医療機関と連携し、退院後の保健指導を行っています。

3-14 発達相談支援

(1) 発達に係る相談体制の充実

- 子どもの発達に不安をもつ保護者が、安心して相談できる相談機関として、「子ども発達相談センターるる」を、令和2年4月に開設しました。福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを地域全体で支えるための基盤整備を行います。

(2) 発達障害児支援に係る人材育成

- 自立支援協議会子ども部会において、職員のスキルへの取組を検討します。また、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の事業所連絡会等を活用して、人材育成のために研修を実施します。

3-15 障害児保育と療育体制の充実

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室事業の推進

- 研修を通して専門的知識を有する支援員を確保しながら、各小学校に設置している放課後児童クラブの受け入れ枠を適切に整備し、放課後生活への支援を進めます。
- 放課後子供教室では、放課後等に子ども達の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動の機会の提供を通じて、子ども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

(2) インクルーシブ保育の推進

- 保育所等において入所をしている障害児が、適切な保育を受けられるよう、障害児専門研修や心理士等専門家による保育所等巡回指導・相談を実施し、障害児への理解を深め、保育士等の質の向上を図ります。
- 保育所等において発達の遅れや障害のある児童を受け入れ、障害のない児童と同じ集団の中で生活することで、相互理解を深め、互いの成長、発達を促します。また、保護者に対しても、障害や子どもの個性への理解の向上を促します。

(3) 障害児サービス基盤の充実

- 障害のある児童の日常生活等を支えるため、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障害児相談支援」などの各種支援を行います。

(4) 医療的ケア児支援の充実

- 保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる組織で構成した医療的ケア児連絡協議会において、医療的ケアが必要なお子さんの支援等について定期的に検討・協議を行っていきます。
- 医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族が抱える不安や、生活の中で抱える問題を解決する手助けとなるように作成した「医療的ケアが必要なお子さんのための総合支援ガイドブック」を活用し、ライフステージに応じた相談窓口と支援者とその役割の周知に努めます。
- 実態調査を通じて、医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族のニーズを把握し、今後の継続的な支援が必要な世帯について、関係各課で連携をとりながらモニタリングを行っていきます。
- 相談支援センター職員が、埼玉県の主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講できるよう、支援を行っていきます。
- 相談支援センター等に配置された医療的ケア児コーディネーターにより、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケアが必要なお子さんに対する支援のための地域づくりを推進していきます。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- 市立小・中学校において、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアを受けられるよう体制構築に努めています。
- (5) 重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の推進を図るとともに、児童発達支援事業所連絡会及び放課後等デイサービス事業所連絡学習会を通して、職員の資質向上の取組や情報交換の場を設定し、対応できる事業所の確保に努めます。
- (6) 障害児（者）生活サポート事業
- 在宅の障害児（者）及び家族の地域生活を支援するため、障害者総合支援法における法定サービスや地域生活支援事業では提供することが難しい、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。
- (7) わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実
- 障害のある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
 - 児童発達支援センターが地域の中核機能を担うために、地域の関係機関との連携、スーパーバイズコンサルテーション機能、インクルージョン推進の中核機能を充実させていきます。
 - 保育所等訪問支援は専門職員が保育所等を訪問し、児童が集団生活に適應するための支援を行います。
- (8) 障害児を抱える保護者への支援
- 保育所等に在籍する児童の保護者が、子育てや児童の発達等に関する悩みを心理士等の専門家に相談し、必要な助言等を行う保育発達相談の実施により、保護者への支援を行います。保護者から受けた相談は、必要に応じて在籍する保育所等と共有し、連携しながら対応を図ります。
- (9) 地域生活支援拠点等の充実【再掲】
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて充実した形にできるよう、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、登録された障害者等を受け入れる事業所や必要な環境を事前に整理していくことで、即時対応が可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。また、緊急時には、市が連絡を受け、相談支援事業所と連携して拠点機能を担う事業所として登録している短期入所施設に受け入れを依頼します。
 - 関係機関と共有が必要な場合には、「サポート手帳」（埼玉県作成）を配布することで、障害者本人の生活歴や相談支援の記録等を保護者の方等が書き込んで、必要な情報がスムーズに取得できるようになります。
 - 障害者が必要な制度やサービスを利用しながら、地域で安心して暮らしていくために、「あんしん生活サポートブック」を川口市自立支援協議会のくらし部会において作成し、随時内容の見直しを行っていきます。

(10) 重層的支援体制整備事業の本格実施【再掲】

- 相談支援機関等が地域住民からの相談を断らず受け止め、個々に応じたつながり続ける支援体制を構築することを目的に、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「地域づくり」の事業を一体的に実施します。

3-16 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

- 研修会や学校訪問を通して、各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるよう、教職員への意識啓発や、専門的知識を有する相談員・カウンセラー・スクールソーシャルワーカーを増員し、幼児・児童・生徒及びその保護者への相談支援を充実します。また、一人ひとりの発達や障害の状況に応じて、持っている力を十分に伸ばすためにはどのような教育が必要かなど、より適正な就学支援の充実を図ります。
- 通常の学級に在籍しながら特定の時間に通級指導教室で指導を受けることのできる通級指導体制の拡充について、児童生徒の教育的ニーズや県の動向等を踏まえながら、引き続き県に働きかけます。
- 発達に配慮を要する児童生徒と活動をともにするなど、ふれあいを通して互いを理解し共に支え合う心のバリアフリーを広められるよう、交流及び共同学習、支援籍学習を推進します。
- 難聴・言語障害通級指導教室（ことば・きこえの教室）及び発達障害・情緒障害通級指導教室（そだち・こころの教室）における担当者の研修、保護者との面談、担任との連絡会を行い、児童生徒の特性や障害の状態に応じた指導及び支援の充実を図ります。
- 特別支援学級の効果的な運営とよりきめ細かな指導を行うため、特別支援学級設置校に指導補助員を配置します。
- 発達に配慮を要する児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な知識と技術を系統的に修得するため、実践的・体験的な内容を盛り込んだ研修会を開催します。また、各学校における特別支援教育の校内研修の充実を図ります。

施策（5） 保健・医療体制の充実

【取組内容】

3-17 保健活動の充実

(1) 精神保健福祉に関する市民向け講座等の開催

- 精神保健福祉に関心のある方を対象に、精神疾患やメンタルヘルスに関して「こころの健康講座」を実施します。また、精神疾患やメンタルヘルスに課題を持つ方の家族を対象に、疾病について正しく理解し、対応の仕方を学ぶ「家族教室」を実施します。さらには、精神疾患やメンタルヘルスに対する知識を地域住民に理解してもらい、誰もが地域で安心して暮らせるよう「こころサポーター養成講座」を実施します。

(2) 生活習慣病の予防

- 「がん」は死因の第一位を占め、今後の高齢化により、その数はさらに増えて行くことが予測されます。発病者の中には呼吸器や消化器等に機能障害をもち、日常生活を制限される場合もありますので、早期発見、早期治療につながるよう、がん検診事業の推進に努めます。
- 本市では、心疾患で亡くなる方が国や県に比べ高い傾向にあり、あわせて若年の方の生活習慣関連疾患（脳血管疾患や糖尿病）の割合も高くなっています。肢体不自由や心臓・じん臓などの機能障害等をもって生活する市民が増加しないためにも、健康生活の維持向上のための情報提供や各種講座などを開催し、啓発に努めます。

(3) 障害者歯科健診の実施

- 川口歯科医師会と連携を図りながら、対象となる障害者通所施設に訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導、フッ化物塗布を実施することにより、早期の治療につなげていきます。
- 寝たきりや難病、特別障害者手当もしくは障害児福祉手当の受給資格に相当する障害者・障害児等を対象に、自宅を訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導を実施することにより、早期の治療につなげていきます。

(4) 改正精神保健福祉法に対応する行政機関の体制拡充

- 医療保護入院について、家族等がない場合又はその家族等の全員が同意・不同意の意思を表示することができない場合において、市長の同意による入院の手続を行います。
- 市長同意による医療保護入院患者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられるものに対して、希望に応じて、傾聴や生活による相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣します。
- 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス等について退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業者や事業の利用に向けた相談援助を行う者等、障害福祉課が窓口となり地域援助事業者を紹介します。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実

- 精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための協議の場を実施します。
- 地域の関係機関が集まる「川口市精神保健福祉連絡会」において、精神障害者保健福祉の具体的な施策の研究・検討を行います。
- 精神疾患の発症や重症化予防につなげるため、「こころサポートステーションSODAかわぐち」をショッピングモール内に開設し、若年者等へ医師、公認心理師、精神保健福祉士等の専門職が早期介入して支援を行います。
- 未治療者や医療中断者、ひきこもり状態の者等に対し、多職種支援チームによる訪問、来所面接、電話相談を行います。

3-18 医療体制の充実と経済的負担の軽減

(1) 周産期医療体制の充実

- 川口市を中心とした埼玉県南部地域の基幹病院、地域周産期母子医療センターとして、周産期医療、小児医療の充実を図ります。小児科、新生児集中治療科、小児外科、脳神経外科、眼科、リハビリテーション科などとの連携、関係医療機関との連携を取りながら、ハイリスク新生児の集中治療・ハイリスク乳幼児の発育発達のフォローアップ、障害の早期発見、リハビリテーションを推進していきます。

(2) 重度心身障害者への支援

- 医療的ケアの必要な重症心身障害者が地域での生活を継続できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問看護や日中活動の場、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実、医療機関との連携を図ります。
- 重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。窓口負担を無くすことで、対象者の利便性向上を図るため、県内現物給付の対象拡大に努めるとともに、電子申請手続の拡充により受給者証の再発行などにおける利便性の向上を図っていきます。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、75 歳以上の人と、65 歳から 74 歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人であり、後期高齢者医療制度の医療給付を受けることができます。今後も障害のある方へ、健康保険加入の選択肢の一つとして、周知に努めます。

(3) 自立支援医療の推進

- 心身の障害を除去・軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を支給し、負担軽減を図ります。

施策（6） 障害者にとって安全・安心のまちづくり

【取組内容】

3-19 バリアフリーのまちづくりの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

- 障害者等の住みよいまちづくりを推進するため、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを推進します。
- 高齢者、障害者等が安全・安心に暮らせるバリアフリー環境の促進と拡充を図ることを目的として、川口市バリアフリー基本構想を策定しました。本構想に基づき、本市が施設設置管理者である、道路、路外駐車場、都市公園並びに建築物のバリアフリー化に取り組むとともに、学識経験者、障害者団体等の関係者からなる協議会を設置し、事業の円滑な推進を図ります。
- 歩道の整備及び既存歩道のバリアフリー化を推進し、誰もが通行しやすい、安全で快適な歩道環境の整備を行います。

基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- 障害者や高齢者が通行しやすいよう、歩道における違法駐車、違法看板や商品陳列、放置自転車等の解消に努めます。
- 公園の出入り口の段差の切り下げ、スロープの設置などを推進し、障害者や高齢者が気軽に利用し、憩える公園の整備や改善を図ります。
- 河川改修にあたって、水辺に近づけるようにスロープを設置するなど障害者の利用に配慮した親水空間の整備を推進します。
- 土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。

(2) 思いやり駐車場制度の拡充

- 令和 5 年 11 月から、「川口市おもいやり駐車場制度」が「埼玉県思いやり駐車場制度」に統合されたことに伴い、対象者が拡大されています。対象者となる車いす利用者、障害者、要介護者、妊産婦、けが人等が、車椅子使用者用駐車区画（3.5m幅）と優先駐車区画（3.5m未満）に駐車できるよう、窓口での申請手続により、即日、利用証を交付していきます。
- 対象者の利便性を損なわないよう、駐車区画の適正利用に向けた周知啓発を行います。

(3) 学習・文化活動の場の環境整備

- 出入口のスロープの設置や通路の改善、点字ブロックや障害者トイレの整備・充実など、学習活動の拠点となる公民館等の施設のバリアフリーを推進します。

(4) 公共交通機関の利便性向上

- 障害者や高齢者を含め、誰もが安全・安心・快適に移動できる交通環境を整備するため、ノンステップバスの導入支援や駅施設におけるホームドアの設置等、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。

3-20 防災・防犯対策等の充実

(1) 災害時の避難体制の整備

- 災害時に小中学校や高等学校等の指定避難所での生活を送ることが困難な障害者などを受け入れる福祉避難所を、地域防災計画に位置づけ、安心して避難生活を送れる環境を拡充します。
- 障害の特性に配慮した備蓄品の整備や避難支援などを関係機関と協力し、個別避難計画の作成など、障害者の災害時の支援体制を充実します。
- 聴覚障害者用バンダナを配布し、周囲に自らが障害者であることを伝えることで、支援が必要であることを認識してもらえるようにしていきます。
- 町会・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進及び防災リーダーの育成を行い、自主防災組織が災害時に地域の障害者、高齢者等の安否確認と避難誘導が行えるよう啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制を確立します。また、障害者も参加した防災訓練を各地で実施し、地域で助け合う体制づくりを促進します。
- 災害時の避難体制の整備について、地域への説明や広報誌、ホームページ、出前講座などを通じ、機会を捉えて適切な情報発信に努めます。

(2) 避難行動要支援者登録制度の充実

- 災害時に支援の必要な障害者等を把握するため、「避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるよう、整備を推進します。また、平常時から要援護者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、川口市社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図ります。

(3) 緊急通報システム事業等

- 聴覚や言語に障害のある方でシステムの利用を希望される場合に、事前に登録することで、自身の携帯電話のインターネット接続機能を利用して 119 番通報が行える「緊急通報システム N E T 119」の利用を促進します。
- 緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、状況に応じて消防に通報、救急要請などを行います。また受信センターには 24 時間看護師等が常駐し、健康相談や生活相談に応じ、定期的に電話による安否確認なども行います。

(4) 既存建築物耐震改修補助事業の推進

- 戸建住宅及び共同住宅、緊急輸送道路閉塞建築物、一定規模以上の建築物について、国の補助制度を活用した既存建築物の耐震改修事業を進めます。

(5) 防犯対策の充実

- 犯罪被害を防止するため、防犯カメラの設置及び青色回転灯装備車両の一定の配備を維持するとともに、防犯教室、防犯キャンペーンなど啓発活動の実施や町会等自主防犯組織への支援を行い、地域における防犯活動の充実を図り、警察との連携のもとで、障害者を含め誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(6) 障害者向けの交通安全教室の実施

- 障害者や高齢者の交通事故防止を図るため、市民に対し交通ルールの遵守と交通マナーの向上などの普及啓発に努めます。
- 障害者向けとして、埼玉県立特別支援学校の生徒（小・中学生）に交通安全教室を実施しています。

基本目標 4

生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

〈現状と課題〉

令和元年12月、新型コロナウイルス感染症の発生が報告され、その後世界各地に感染が拡大し、「パンデミック」といわれる世界的な流行となりました。そのような中、収入の減少や解雇等により生活に困窮する人が全国的に増加しました。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは5類感染症に移行しましたが、アンケート調査の結果を見ても、主な悩みのうち、「生活費など経済的な悩み」が3割以上を占めており、また、物価高騰の影響もあり、引き続き、生活に困窮する人は増加する可能性があり、生活に困窮する方への支援が課題となっています。

本市では、こうした生活困窮者への支援策として、平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を開始する等、生活困窮者の生活困窮状態からの早期自立に向けた支援を開始しましたが、アンケート調査によれば、事業の認知度は13.0%と低いものとなっており、生活困窮者からの相談を待つだけでなく、アウトリーチや訪問・同行支援など積極的に介入する能動的な支援体制を整備するなど、事業の見直しが求められています。

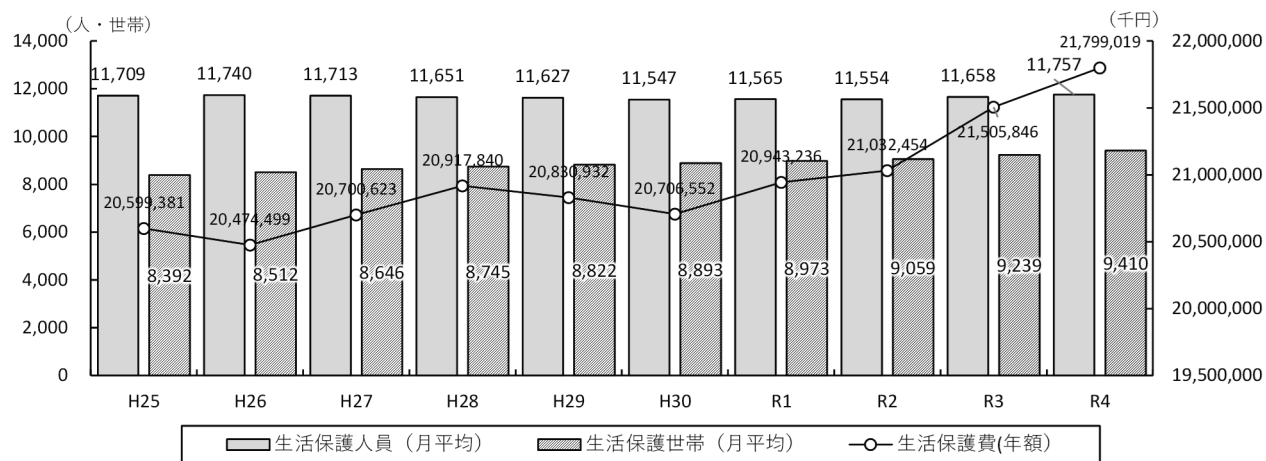
次に、生活保護は一般的に①完全失業率、②高齢者単身世帯割合、③離婚率との相関が高いとされていますが、本市における生活保護の状況は、完全失業率が低下傾向であるにもかかわらず、生活保護受給世帯数（月平均）は僅かながらも増加しており、また、生活保護率についても全国平均（1.62%）及び埼玉県平均（1.34%）を上回り、県内で2番目に高い数値（1.99%）となっています。生活保護費も同様に増加傾向にある中、10年前と比較すると、医療サービスの費用である医療扶助費は22.5%増加しており、さらに、生活を営む上で生じる扶助費全体に占める割合も高く、生活保護受給者の自立を困難にしている要因が経済的な課題だけでなく、健康面での課題など複合的なものであると考えられます。こうしたことから、個々の生活保護受給者が抱える課題を適切に把握し、支援できる体制の整備と支援策の拡充が望まれます。

経済的な面で自立に向け課題を抱える生活保護受給者については、傷病や障害、健康の面で課題を有する方のほか、生活習慣の見直しや就労への意欲喚起を必要とする方など日常生活の改善に向けた支援を行う必要があります。

健康面での課題については、レセプトデータの分析結果から、生活習慣病に起因する循環器系の疾患を患っている方が多いことが分かっており、生活習慣病への対策が必要となっております。また、生活保護受給者の健康診査受診率は、国民健康保険等の加入者における受診率に比べ、低い数値となっており、健康面での意識改善が必要となっています。

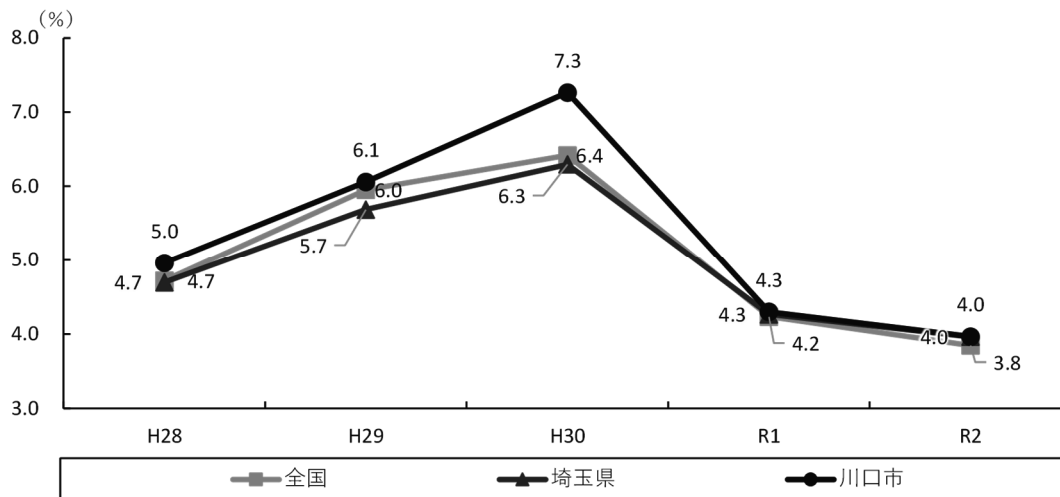
基本目標 4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

■川口市の生活保護の状況



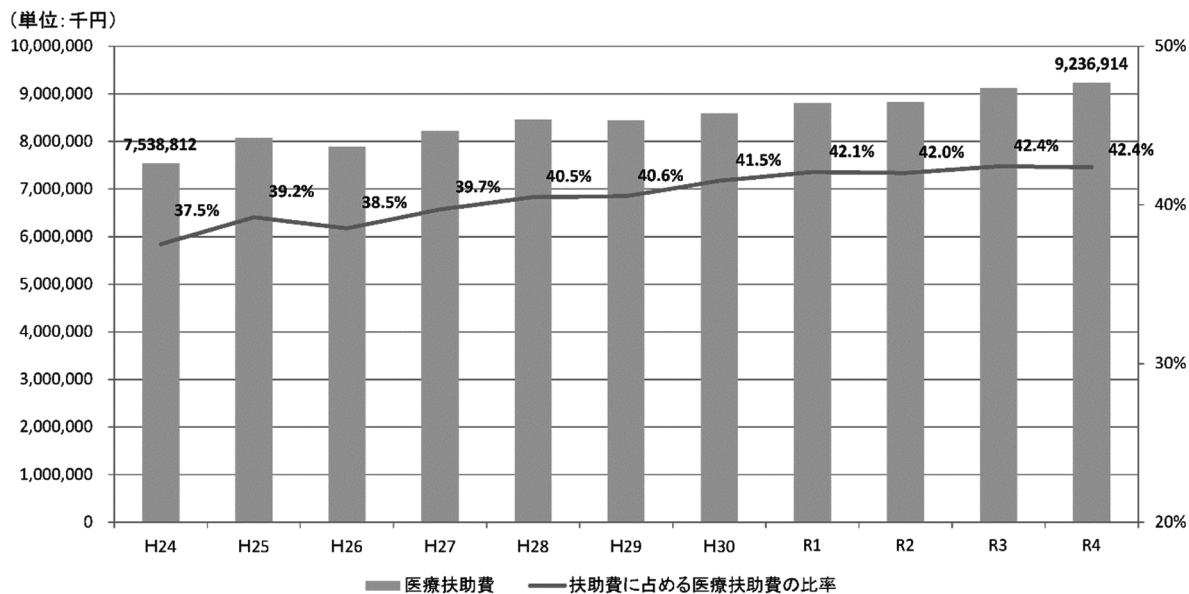
(出典:川口市統計)

■完全失業率の状況



(出典:国勢調査)

■扶助費に占める医療扶助費の割合



(出典:川口市一般会計歳入歳出決算書)

〈取組方針〉

- 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図り、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となる自立相談支援事業の実施、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する住居確保給付金の支給など、早期に自立できるようサポートを行っていきます。
- 生活保護受給者に対する就労支援の強化を行い、生活保護からの経済的自立を支援していきます。また、高齢の受給者に対して社会参加のきっかけを提供し、健康維持や介護予防を図ります。
- レセプトデータの分析により、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導をはじめとする健康管理支援事業を推進・拡充することにより、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図るとともに、生活保護受給者が健康的に生活できるよう支援していきます。

〈成果指標〉

成果指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数	135 人	329 人	437 人	437 人
就労自立による生活保護廃止世帯数	89 世帯	96 世帯	103 世帯	111 世帯
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期（Ⅲ）から腎不全期（Ⅳ）への移行者数	—	0 人	0 人	0 人

施策（1） 生活困窮世帯の就労支援の充実

【取組内容】

4-1 生活困窮者の早期発見・早期支援

- 生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で早期相談につなげ、就労などの早期支援に努めます。

4-2 就労支援関係機関との連携強化

- 自治体職員と生活自立サポートセンター内の相談支援員・就労支援員等で構成する、支援調整会議を定期的開催し、自立に向けたプランが適切であるかどうか、個別の支援についてカンファレンスを実施します。

4-3 就職困難者向け生活・社会・就労のプログラムの実施

- 就職困難者向けに、生活習慣と生活リズム・就職活動に入る前段階のスキルアップ・就労意欲の向上を目的に就労体験等のプログラムを実施します。

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
自立相談支援事業による新規相談件数	990 件	1,467 件	1,944 件	1,944 件
一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援プラン作成件数	146 件	733 件	972 件	972 件
自立した生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	146 件	439 件	583 件	583 件

施策（2） 生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実

【取組内容】

4-4 就労可能な保護受給者に対する就労支援の強化

- 保護受給者の個々の課題を正確に把握し、早期の就職が実現できるよう支援を行います。

4-5 シルバー人材センター等と連携した健康な高齢者への就労機会の提供

- 就労を通じた生きがい・健康づくり・社会参加を目的に、シルバー人材センターへの入会の機会を提供します。

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
福祉・就労支援連携事業（被保護者）による就職者数	90 人	100 人	111 人	122 人
被保護者就労支援事業による就職者数	127 人	145 人	164 人	183 人

施策（3） 生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化

【取組内容】

4-6 レセプトデータの分析による医療扶助の適正化

- レセプトデータの分析により、重複受診・頻回受診・向精神薬重複処方・後発医薬品の利用について指導を行います。また、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導を行い、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図ります。

4-7 糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導

- 保健師による保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化を予防し、人工透析への移行を防ぎます。

4-8 生活習慣病治療中断者に対しての医療機関への受診勧奨

- レセプトデータから生活習慣病の治療中断者を抽出し、保健師による医療機関への受診勧奨を行うことで、診療再開による病状の悪化を防止します。

4-9 健康診査の受診勧奨

- 生活習慣病の早期発見のためにケースワーカーによる健康診査の受診勧奨を行います。

〈評価指標〉

評価指標	現状 (R5)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数	—	30 人	30 人	30 人
治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数	—	40 人	80 人	120 人
健康診査受診率	8.4%	20%	継続	継続

基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

〈現状と課題〉

近年、児童虐待の増加や子どもの貧困など子どもをめぐる課題は深刻さを増しています。加えて、ヤングケアラーに対する支援など、新たな課題にも対応する必要があります。

子どもを生み、育てることについて、親に過度な負担がかからないようにするためには、共働き家庭においても仕事と子育てを両立していくための仕組みづくりが必要であり、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実がより求められています。

価値観の多様化など生活意識の変化に伴い、地域で子どもを育てていくという連帯意識が希薄となってきています。地域の中における子どもたちの世代間交流なども少なくなっていることもあり、子どもの居場所づくりが求められています。

児童虐待においても、核家族化などによる地域からの孤立、経済的問題、配偶者間の暴力、心身の障害や慢性疾患などの問題が子育て不安と重なり、複雑化・深刻化しています。

障害や病気など様々な状況にある子どもやひきこもりや不登校といった特別な配慮が必要な子どもも多い状況です。また、最近ではヤングケアラーにも目を向ける必要があります。本市においても令和4年10月に市立小学校に通学する全ての小学5年生・6年生、市立中学校・高等学校（全日制・定時制）に通学する全ての中学生・高校生を対象にヤングケアラーの実態を把握することを目的とした調査を実施しました。調査結果としてヤングケアラーの小中高生は全体で7.4%おり、このうち過度な世話をしている可能性がある小中高生は3.1%であることがわかりました。

全ての子どもが安全安心な環境で健やかに生まれ育てられるよう、子どもと家庭を地域全体で応援していく仕組みづくりが必要です。

親になったときに子どもとの関わり方がわからない、困ったときに相談したり育児の悩みを聞いたりしてくれる人がいない、相談に行きたくとも行けない、行き先がわからないといった声があり、相談機能や育児に関する情報提供の充実が求められています。

国では、令和5年4月にはこども基本法が施行され、令和5年12月にはこども大綱が策定されました。本市としては、今後、こども基本法で定める「市町村こども計画」を策定し、計画に基づき子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることが求められています。

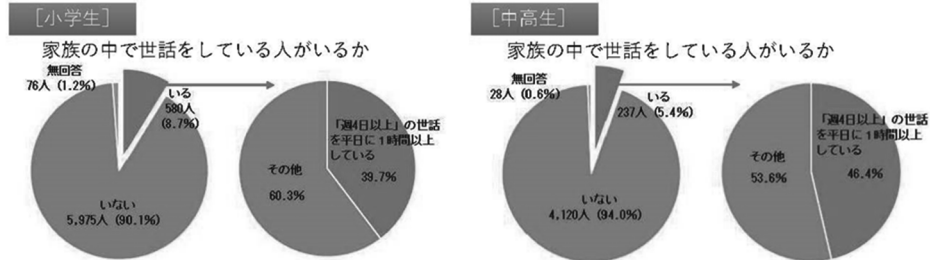
基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

(実施方法) インターネットにて説明動画を視聴後、GIGAスクール端末などにて回答
(調査期間) 令和4年10月24日～11月18日

調査対象	小学生調査	中学生調査	教員・養護教諭調査
対象者数	9,926人	15,283人	2,666人
回収数	6,631人 (66.8%)	4,385人 (28.7%)	1,109人 (41.6%)

調査結果①

- 世話をしている家族がいると回答したのは小学生8.7%、中学生5.4% (全体7.4%)
- このうち「週に4日以上」の世話を平日に1時間以上しているのは小学生39.7%、中学生46.4%
- 調査全体では過度な世話をしている可能性がある小学生は3.5%、中学生2.5% (全体3.1%)



資料：生活実態に関するアンケート調査

〈取組方針〉

- 市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。
- 出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。さらに、地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。
- 多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に取り組みます。
- 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

成果指標	現状 (年度)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
保育所等利用待機児童数	10人 (令和5年度)	0人		
市が運営するつどいの広場の利用者数	88,244人 (令和4年度)	前年度より増加		
全ての妊産婦等に対する伴走型相談支援の実施	事業開始 (令和4年度)	全ての妊産婦等を支援		
児童センター・こども館の利用者数	75,473人 (令和4年度)	前年度より増加		
小学校修了前の児童全ての状況把握と安全確認	実施中	引き続き継続		
子どもの生活・学習支援事業の学習教室参加率	11.4% (令和4年度)	13%		

施策(1) 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり

【取組内容】

5-1 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実

- 教育・保育施設の提供体制の確保
待機児童の解消を目指すとともに、より安全・安心で質の高い教育・保育施設を整備します。
- 延長保育事業
通常保育時間帯を超えて保育を必要とする児童の保育を行います。
- 幼稚園における預かり保育事業
就労等により家庭で子どもを保育できないが、幼稚園を希望する保護者に対し、教育時間以降も子どもを預かります。
- 一時預かり事業
保護者の就労、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等の事情により、家庭での保育が一時的に困難となった小学校就学前の児童を預かり、保育を行います。
- ファミリー・サポート・センター事業
住民参加による助け合いの会員制度として、生後 6 か月から小学 6 年生までの子育て中の保護者に対する子どもの預かり等の相互援助活動の推進を図ります。
- 病児・病後児保育事業
子どもが病気になった時、集団保育もしくは自宅での保育が困難な場合、医師の許可の下に専門の施設で子どもを預かります。市内に居住している生後 8 週～小学 6 年生までが対象です。
- 緊急サポートセンター事業
病気又は病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、子育ての援助を行える保育士等の相互の紹介を行う、住民参加による有償、有料の相互援助活動です。
- 子どものショートステイ事業
保護者の疾病等、やむを得ない理由により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、乳児院等の児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行います。
- 子どものトワイライトステイ事業
就業等により保護者の帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で夜間の養育を行います。

5-2 保育の質を高める取組の推進

- 保育士研修
安全・安心な保育を実施するため、保育所等の職員として必要な知識及び技術を習得し、人材の育成と資質の向上を図ります。

- 保育所等保育支援指導
保育の質の向上及び事故防止を目的に、保育士が日常の保育を確認し、必要に応じて指導や助言を行います。
- 認可外保育施設立入調査
認可外保育施設の指導監督として、児童福祉法に基づく調査に加え、事故が発生しやすい午睡等の保育を確認するため、抜き打ち調査を行い、必要に応じて指導や助言を行います。

施策（2） 全ての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実

【取組内容】

5-3 子育ての喜びを支える相談支援の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業
生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
- 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援員（保健師等）が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
- 母子訪問指導
妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行います。
- 産後ケア事業
出産後 1 年以内の母子に対して、宿泊型、通所型、居宅訪問型（早期型・一般型）の心身のケアや育児のサポートを行います。
- ウェルカム B a b y 教室
妊娠 4～8 か月の妊婦とその夫（パートナー）を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及及び赤ちゃんの沐浴実習等の体験を通して、安心して出産・育児ができるよう毎月開催します。参加者同士の交流を通して仲間づくりを促し、地域での子育てが孤立しないよう支援します。
- 育児教室
乳幼児をもつ保護者を対象に実施し、子どもの発育発達や生活リズム等の知識及び交流の場を提供することで、育児不安を軽減します。対象者が参加しやすいよう、地域保健センターや公民館等で開催しています。
- 離乳食講習会
生後 3～5 か月児とその保護者を対象に離乳期に必要な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。
- 幼児食講習会
1 歳～1 歳 6 か月児とその保護者を対象に、離乳完了期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。

基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

● 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図ります。

● 出産・子育て応援事業

孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。

5-4 子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実

● 地域子育て支援拠点事業

地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うことや、子育て家庭の交流の場の提供を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもたちの健やかな育ちの促進を支援します。

● 子育て支援事業（おやこの遊びひろば）

市内公共施設に保育士を配置し、保護者との交流等を通し、子育ての不安解消に努め、子どもの健全な育成を図ります。

● 利用者支援事業

子育て中の親のそれぞれのニーズにあった、子育て情報の提供や相談、保育所・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内等を行います。

● 子育て支援情報の提供

広報かわぐちやホームページ等で情報提供を行っています。また、様々な項目を網羅した子育て支援に関するガイドブックの発行や、市の子育て支援に関する事業情報、施設情報、健診情報等、登録者に対して子育て情報メールを配信します。

● 子育て支援総合コーディネート事業

関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図ります。また、子育てサポーターを養成します。

● 出産・子育て応援事業【再掲】

孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。

5-5 子育て家庭の経済的支援

● 赤ちゃんにっこり応援事業

1歳未満の乳児を養育する保護者に対し、所得制限なく「赤ちゃんにっこり応援金」を支給します。

- 子ども医療費支給事業
各種医療保険に加入している中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、児童が医療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給します。
- 訪問型病児・病後児保育利用助成金
児童が病気又は病気の回復期にあつて集団保育等を行うことが困難な時期にベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対し、利用料の一部を助成しています。
- 児童手当支給事業
中学校修了前までの児童を養育している人を対象に手当を支給します。
- 出産・子育て応援事業【再掲】
孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。

施策（3） 心身の健やかな成長の支援

【取組内容】

5-6 子どもと保護者の健康の確保・増進

- 母子健康手帳等交付
妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれた子どもの健康診査や予防接種等の状況管理のため、地域保健センターや各地区にある保健ステーションの窓口で母子健康手帳の交付を行います。母子健康手帳と併せて、母子保健事業のパンフレットを配布し周知を図っています。
「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進の一環としてマタニティキーホルダーを全妊婦に配布しています。
- 妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査・産婦健康診査
母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券、H I V抗体検査助成券、子宮がん検診助成券、H T L V-1 抗体検査助成券、性器クラミジア検査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券を交付します。
- 3・4 か月児健康診査
3・4 か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。
- 10 か月児健康診査
生後 10 か月～1 歳未満の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。
- 1 歳 6 か月児健康診査
1 歳 6 か月～2 歳未満の幼児を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。

基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

● 1 歳 6 か月児歯科健康診査

1 歳 6 か月～2 歳未満の幼児とその保護者を対象に、歯の健康状態を把握し、虫歯（う蝕）を予防・進行阻止するため、委託医療機関において歯科健康診査を実施します。また、1 歳 6 か月から 3 歳になる前日までの間に歯科のフッ化物塗布を実施します。

● 3 歳児健康診査

3 歳 6 か月～4 歳未満の幼児とその保護者を対象に、問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、生活習慣等、育児に関する指導を行います。

● 予防接種

予防接種法に基づき、感染予防及び病気のまん延防止を目的に定期予防接種を実施します。また、おたふくかぜの任意予防接種費用の一部を助成します。

5-7 食育の推進

● 離乳食講習会【再掲】

生後 3～5 か月児とその保護者を対象に離乳期に必要な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。

● 幼児食講習会【再掲】

1 歳～1 歳 6 か月児とその保護者を対象に、離乳完了期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。

● 食育教室

就学前年度の幼児（5～6 歳）とその保護者を対象に、食べ物に関心を持たせ、食に対する興味を深くし、子どもが健やかに育つように食を通じた教育を行います。

● 保育所における食育の推進

子ども達の発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を作成し、給食を提供します。展示食を行う等、情報提供に努めています。日々の給食を通して、バランスの良い食習慣を身に付けさせます。給食において、季節ごとの旬の食材を取り入れ、食物への興味関心を高めるようにします。

5-8 ヤングケアラーへの支援の充実

● ヤングケアラー相談専用ダイヤル

ヤングケアラー本人やその家族、関係機関からの相談に、ヤングケアラー・コーディネーターが対応します。

● 子育て世帯訪問支援事業【再掲】

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図ります。

● ヤングケアラー支援金事業

経済的負担を抱えるヤングケアラーに対し、支援金を支給します。

施策(4) 個性を伸長する教育と次世代育成

【取組内容】

5-9 子どもの居場所づくりの拡充

- 放課後児童クラブ
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童について、小学校等の施設を利用して生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を行います。
- 放課後子供教室
放課後等に小学校等を活用し、地域の方々の参画を得て、子ども達に文化活動やスポーツ、学習等様々な体験活動を提供します。
- 児童センター・こども館事業
乳幼児から小・中・高校生まで幅広い年代の子どもたちがいつでも自由に来て過ごすことができる児童センター・こども館を運営し、子育て中の保護者も気軽に交流できる様々なイベントを開催しています。
- アドベンチャープレイ事業
子ども達の冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高めるために、遊びの提供や遊具の貸し出し、プレイリーダー養成講座、まつり等各種イベントを実施します。

5-10 外国人の児童生徒に対する日本語学習の支援

- 日本語指導教室
現在、日本語指導教員配置校のほか、教育研究所における日本語指導教室や日本語指導支援員サポート派遣、外国人児童生徒支援員の配置を実施しており、日本語指導が必要な児童生徒へ指導・支援を行っています。
- ボランティア日本語教室への支援
市内で活動するボランティア日本語教室の会場として、かわぐち市民パートナーステーション等の優先貸し出しを行います。
日本語教室に必要な学習教材について情報収集し、日本語教室に無償で貸与します。
日本語ボランティア入門講座と日本語ボランティアレベルアップ講座を開催し、日本語ボランティアの人材補充とレベルアップに努めます。
ボランティア日本語教室連絡会議を定期的に開催し、教室の資質向上に努めます。
- 日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会
進学を希望している外国籍生徒やその保護者に対して、入試制度全般に関する基本的な情報提供を行うとともに、市内及び近隣自治体にある高校との個別相談会を開催します。

施策(5) 子育て・子育て参加の意識啓発と実践

【取組内容】

5-11 市民が応援する子育て・子育ての環境づくり

- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】
住民参加による助け合いの会員制度として、生後 6 か月から小学校 6 年生までの子育て中の保護者に対する子どもの預かり等の相互援助活動の推進を図ります。
- パパ・ママ応援ショップ事業
18 歳に達した次の 3 月 31 日を迎えるまでの子ども、妊娠中の人がいる家庭を対象に優待カードを交付し、協賛する店舗等が様々なサービスの提供を行います。
県と市町村が共同して実施し、県がカード・ステッカー等を作成し、市町村は優待カードの配布と店舗等に対し協賛を依頼します。
- 「赤ちゃんの駅」事業
だれでも自由におむつ替えや授乳が行え、希望者が無料で利用できる施設を「赤ちゃんの駅」として県に登録し、ステッカーを掲示することにより、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境を提供します。
- 子育て支援総合コーディネート事業【再掲】
関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図ります。また、子育てサポーターを養成します。

5-12 児童虐待防止対策の強化

- 子育て支援講座
子育てを難しいと感じている保護者を対象に、子どもへの効果的で具体的な対応方法を学習する講座を実施し、より良い親子関係を築けるよう支援します。
- 要保護児童対策地域協議会
関係者や関係機関が円滑に連携し、要保護児童の早期発見に努め、適切な支援、保護を実施します。
- 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認
福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的に、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で支援事業等を利用していない子どもの把握を行います。
- 児童虐待防止に関する周知・啓発
児童虐待防止に関する周知・啓発活動を行います。

施策(6) 様々な状況にある子育て家庭への支援

【取組内容】

5-13 子育て家庭の状況に応じた支援

- 児童扶養手当支給事業
離婚・死亡等で父又は母のいない家庭や父又は母に一定の障害がある家庭等において、18歳に達した最初の3月31日までの児童（児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで）を養育している人を対象に手当を支給します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成を図り、扶養する子の福祉の増進に資するため、必要となる資金の貸し付けを行います。
- ひとり親家庭等医療費支給事業
18歳に達した最初の3月31日までの児童（児童に一定の障害がある場合20歳未満まで）を養育している母・父子家庭等の子どもとその父母、養育者に対し、医療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給します。
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
ひとり親家庭の母又は父が教育訓練給付の対象講座を受講し、修了した場合、受講するために支払った費用の一部を支給します。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
ひとり親家庭の母又は父が、対象資格（看護師、保育士、美容師等）を取得するために養成機関で修業する時、修業中の全期間について給付金を支給します。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている人を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸付ける制度です。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母又は父及び扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員
ひとり親家庭の生活や仕事等に関する相談に応じ、必要なアドバイスや情報提供等を行います。
- 子どもの生活・学習支援事業
生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯等の小学3年生から6年生、中学生、高校生等を対象に、学習教室の開催、家庭訪問による相談支援、学習教室に併せた食育支援、就労支援を実施します。
- 母子生活支援施設
母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立に向けた支援を行います。

基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

- 養育費確保支援事業

養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付します。

- 実費徴収補足給付事業

低所得で生計が困難な家庭等の子どもが保育所や幼稚園等を利用する際に、施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費用や副食材料費を助成します。

5-14 子どもの発達を支援する取組

- 子ども発達相談センターるるる

子どもの発達に不安をもつ保護者が、安心して相談できる相談機関として、福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを地域全体で支えるための基盤整備を行います。

- 発達相談支援事業

言葉が遅い、落ち着きがない、かんしゃくが強い、友達と一緒に遊べないなど、子どもの発達について気になることや、心配なことなど、相談員が相談を受け付けます。

- 医師等による専門相談

子どもの発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が、子どもの発達の特性について、保護者にわかりやすく説明します。

- 親子教室

発達に不安を感じている就学前の子どもとその保護者を対象に、親子のふれあい遊び等を通して、適切な早期発達支援、及び保護者支援を実施します。

- 巡回支援事業

事業を希望する保育所・幼稚園・認定こども園に、年 2 回以上訪問し、保育士等に対して、発達が気になる児童及び保護者への支援について、助言等の支援を行います。

- 小学校 1 年生訪問事業

市内小学校を訪問し、第 1 学年の授業等の様子を観察し、児童への適切な支援方法並びに未就学時に支援を受けていた児童に関する支援方法等について、教職員とともに検討し、あわせて、児童の発達に関する情報提供を行います。

- 保護者支援講座

子どもの発達の特性による行動等に困っていたり、子育てに難しさを感じていたりする保護者を対象とした、よりよい親子関係の構築を目標に、子どもの行動の特徴を理解し、効果的で具体的な対応方法をグループで学び練習するプログラムや、専門職による子どもの発達に関する講座を実施します。

- 3・4 か月児健康診査【参考】

3・4 か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。

● 10 か月児健康診査【参考】

生後 10 か月～1 歳未満の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。

● 1 歳 6 か月児健康診査【参考】

1 歳 6 か月～2 歳未満の幼児を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。

● 3 歳児健康診査【参考】

3 歳 6 か月～4 歳未満の幼児とその保護者を対象に、毎月問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、生活習慣等、育児に関する指導を行います。

● 母子訪問指導【参考】

妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行います。

5-15 障害児への支援の充実

● 障害者手帳の交付

身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して障害者手帳を交付します。手帳を取得することにより、各種手当や制度の対象となります。

● 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害のある 20 歳未満の子どもを家庭で養育している人に対し、所定の診断書等の判定に基づいて認定され、国から手当が支給されます。

● 障害児福祉手当

20 歳未満で日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当が支給されます。

● 福祉手当（市の制度）

市内に住所を有する在宅の重度障害者であって、市民税が非課税の人に対して、手当を支給します。

● 重度心身障害者医療費助成

重度心身障害者が医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。

● 自立支援医療（育成医療）

身体に障害又は疾患を有する児童の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。（指定医療機関での受診に限ります。）

● 障害児（者）生活サポート事業

在宅の障害児（者）及び家族の地域生活を支援するため、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添い等、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。

基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
医療的ケアが必要な児童の支援に対する協議の場である川口市医療的ケア児連絡協議会を設置し、協議を行っています。また、医療的ケア児を支援する人材として、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。
- 障害福祉サービス（居宅）
障害者総合支援法に定める、ホームヘルプサービス等、各種サービスを提供し、在宅障害者の自立支援に努めています。
- 児童発達支援
障害のある児童に対し、日常生活における基本動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を通所、訪問にて行います。施設形態として、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援があります。
- 放課後等デイサービス
通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。
- 保育所等訪問支援
専門の児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害のある児童や施設職員に対して、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
- 障害児相談支援
障害のある児童が障害福祉サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。
- 短期入所
自宅で介護する人が入院等により不在となった場合に、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

第 5 章

川口市成年後見制度 利用促進計画

1. 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や精神上の障害等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人が本人の判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するための制度です。

本市では、これまでの地域福祉計画に基づき、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で支え合いながら尊厳をもってその人らしい生活を送れるように、権利擁護を図る手段のひとつである成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため、制度の普及啓発・人材育成・相談支援の中核機関として平成 26 年度に川口市成年後見センターを開設しました。

また、身寄りがないことなどから制度利用の申立てが難しい方の支援として市長申立てのほか、経済的に成年後見人等への報酬の支払いが困難な方への報酬助成を行い、制度の利用促進を図ってきました。

平成 28 年「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、平成 29 年に国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和 4 年に第二期計画を策定しました。こうした状況を踏まえ、本市では、成年後見制度利用促進の取組の方向性を再確認し、これまでの取組が継承され、さらに発展していくよう「川口市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられるものです。

3. 計画の期間

この計画は「川口市地域共生社会推進計画」と同じ令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

4. 国の成年後見制度利用促進基本計画の 3 つの基本方針

国は第二期計画において成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方を次のように示しました。

①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 単に制度利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域においても制度利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指す
- 本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図る

②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を図る
- 本人にとっての制度利用の必要性や制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した上で、適切に制度が利用されるよう連携体制等を整備すること
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること
- 不正防止等の方策を推進すること

③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- 福祉と司法の連携強化を図る

5. 本市の現状と課題

判断能力の低下等により自ら支援を求めることができない方が、権利擁護支援につながるためには、日頃から地域の住民同士がお互い関心を持って暮らすことや地域での見守り活動の中で、「困っているかもしれない」と気づくことと、その気づきを相談する窓口を知っていることが重要です。

平成26年度の川口市成年後見センター開設以降、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談件数は年々増加しているものの（表1）、今回のアンケート調査の結果では、成年後見制度やその相談先、市民後見人の活動について認知されていない現状があることがわかりました。（問38～41）

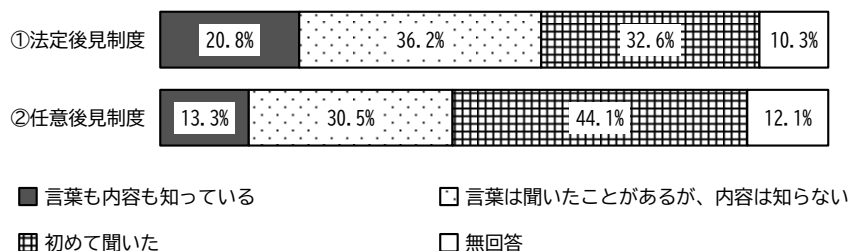
この結果を受け、権利擁護の視点を広く市民や地域の関係機関の方々に知っていただくとともに、相談窓口である「川口市成年後見センター」につながる関係づくりのための取組や、身近な地域で支え合う市民後見人養成の取組を、次のとおり実施します。

（表1）川口市成年後見センターにおける相談件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	216	297	401	488	563	930	955	1,380	1,829

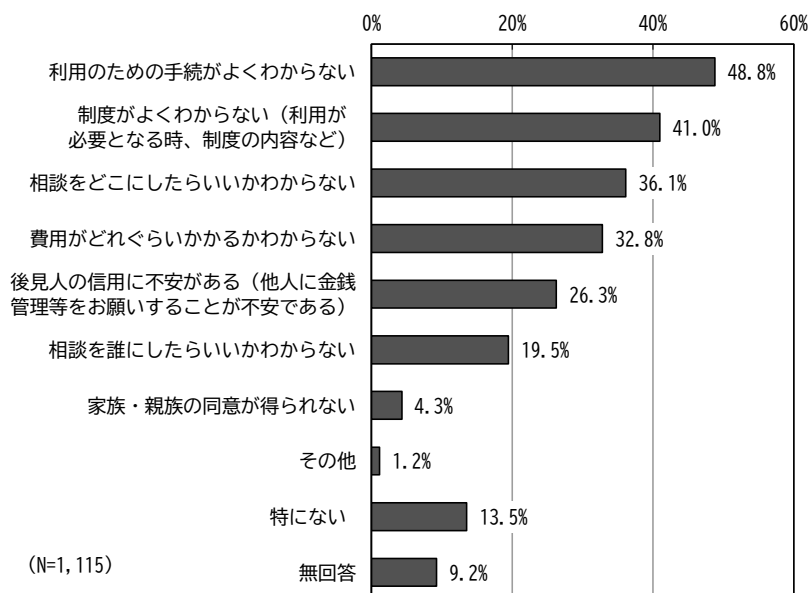
《参考1》第3期川口市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート

- 成年後見制度の認知度については、法定後見制度は「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が36.2%で最も多く、次いで「初めて聞いた」が32.6%となっています。任意後見制度は、「初めて聞いた」が44.1%で最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.5%となっています（アンケート調査問38）。

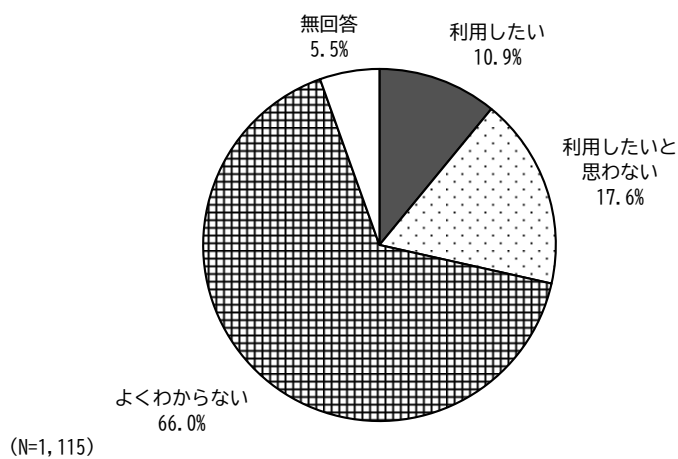


(N=1,115)

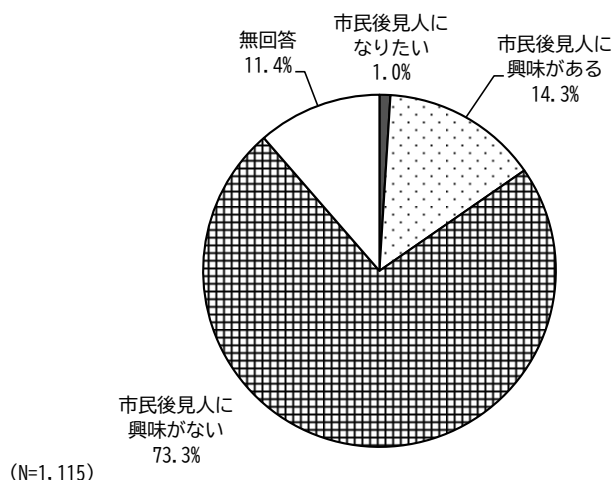
- 成年後見制度が必要になった際に不安なことについては、「利用のための手続きがよくわからない」が 48.8%で最も多く、次いで「制度がよくわからない（利用が必要となる時、制度の内容など）」が 41.0%、「相談をどこにしたらいいかわからない」が 36.1%、「費用がどれくらいかかるかわからない」が 32.8%となっています（アンケート調査問 39）。



- 市民後見人の利用意向については、「よくわからない」が 66.0%で最も多く、次いで「利用したいと思わない」が 17.6%、「利用したい」が 10.9%となっています（アンケート調査問 40）。



- 市民後見人への志望については、「市民後見人に興味がない」が 73.3%で最も多く、次いで「市民後見人に興味がある」が 14.3%となっています（アンケート調査問 41）。



6. 取組内容

1 成年後見センター（中核機関）事業

(1) 成年後見制度に関する相談対応及び申立支援

● 成年後見制度に関する相談

市民及び関係機関からの成年後見制度に関する相談を受け付け、情報提供や助言等を行うとともに、相談の内容に応じて関係機関と連携するなど、適切な支援を行います。

● 申立支援

後見的支援を必要とする本人及びその親族、関係機関等から申立手続の相談があった場合、適切な助言を行い、必要に応じて申立書類の作成・受任者調整及び申立手続の支援を行います。

● 成年後見人等の支援

成年後見人等からの相談を受け付け、情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との調整を行う等、適切な後見活動を支援します。

(2) 成年後見制度の普及・啓発に関すること

● セミナーの開催、パンフレット・チラシ等の作成、出張講座等により、制度の利用が必要な人の早期発見や正しい制度理解の広がりが不正防止につながるよう、成年後見制度の普及啓発活動を行います。

(3) 市民後見に関すること

● 市民後見人養成のための研修の実施

市民後見人養成研修を開催し、市民後見人の養成に取り組みます。

- 研修修了者の活動支援

より多くの研修修了者が地域における権利擁護支援活動に携わることで、地域共生社会実現に向けた地域づくりにつながることから、研修修了者の安定的な活動機会を確保するとともに、安心して活動できるよう相談体制を構築し、また必要に応じてスキルアップのための研修を実施します。活動の場として、社会福祉協議会が受任する法人後見や日常生活自立支援事業等の支援員としての活動のほか、活動の場の拡充に努めます。

- (4) 関係機関との連携体制の構築

- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所をはじめ、市民後見活動を行う団体等及び市民の生活に関わる地域の関係機関との地域連携ネットワークの拡充に努め、センターの役割を関係機関に十分周知するとともに、緊密な連携により後見ニーズの把握に努めます。また、地域連携ネットワークは家庭裁判所や専門職団体を含めたものとし、高度な専門的知識が必要となった場合に、速やかに相談できる体制の構築に努めます。

2 成年後見制度利用支援事業

- (1) 市長申立て

- 成年後見制度の利用が必要な状況にあるものの、本人や親族等による後見等開始の申立てが難しい場合、市長が家庭裁判所へ後見等の開始の審判請求の申立を行います。

- (2) 報酬助成

- 成年後見制度を利用している方で、財産状況等から成年後見人等への報酬を支払うことが困難な方に対し、報酬費用を助成します。

第 6 章

川口市再犯防止推進計画

1. 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の検挙人数は、平成 16 年の約 39 万人をピークに減少し、令和 3 年は約 17 万 5 千人となっております。その一方で検挙人数における再犯者の割合は、平成 16 年の約 36% から、令和 3 年は 48.6% へと増加しております。

国では、この状況を受け平成 24 年に「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、再犯防止対策を『世界一安全な国、日本』復活の礎ともいえるべき重要な政策課題である」と明言するとともに、平成 28 年には「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。なお、「再犯防止に向けた総合対策」において、出所受刑者の 2 年以内再入率については、令和 3 年までに 16% 以下にするとの数値目標を設定しているところ、令和元年出所者では 15.7% となって当該目標を達成しています。

再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。特に地域社会で生活する犯罪や非行をした人に対する支援については市の役割が重要であり、平成 29 年 12 月に策定された再犯防止推進計画に引き続き、令和 5 年 3 月に策定された第二次再犯防止推進計画においても、その旨が記載されています。

また、埼玉県では、取り組むべき再犯防止の施策を明確にし、犯罪や非行をした人等の円滑な社会復帰を支援することで、全ての県民が安全・安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでいくために、令和 3 年度から 3 年間「埼玉県再犯防止推進計画」を策定しています。

本市においては、令和 3 年の再犯者率は 54.3% であり、同年の全国（48.6%）また埼玉県（49.1%）の再犯者率を上回っています。こうした状況を踏まえ、犯罪や非行をした人が孤立することなく円滑に社会復帰できるよう支え、市民が犯罪の被害にあうことを防ぎ、誰もが安全・安心な暮らしをすることができる社会の実現を目指して、「川口市再犯防止推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられるものです。

3. 計画の期間

この計画は「川口市地域共生社会推進計画」と同じ令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

4. 国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

国は、犯罪や非行をした人に、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、実施や連携に際し実施者が目指すべき方向を示すものであると考え、これを踏まえて5つの基本方針を設定しています。

①国・地方・民間の緊密な連携協力の確保

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

②切れ目のない指導及び支援の実施

犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施

再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

⑤広報等による国民の関心と理解の醸成

国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

5. 本市の現状と課題

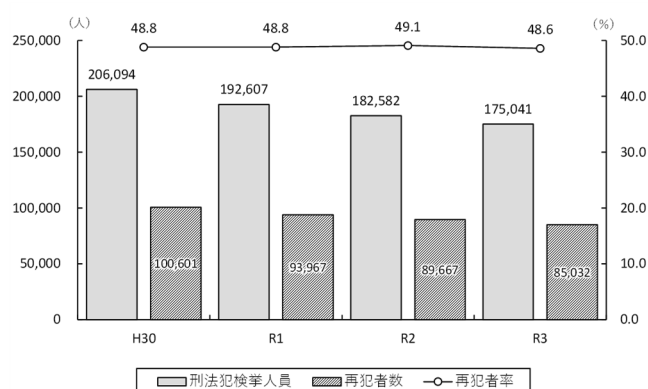
犯罪や非行をした人は、就労や住居の確保が難しい、身寄りがいないなど、立ち直って社会で生きていくためには様々な困難を抱えているということが少なくありません。

前述のとおり、刑法犯の検挙者が減少傾向にある一方で、再犯者の割合が増加傾向にあることが現状であり、再犯防止は人々が安全・安心な暮らしをすることができる社会を実現する上で、大きな課題となっています。

(1) 検挙人員に占める再犯者の割合

刑法犯検挙人員は減少傾向にありますが、検挙人員のうち再犯者の割合（再犯者率）は横ばいに近い状態となっています。

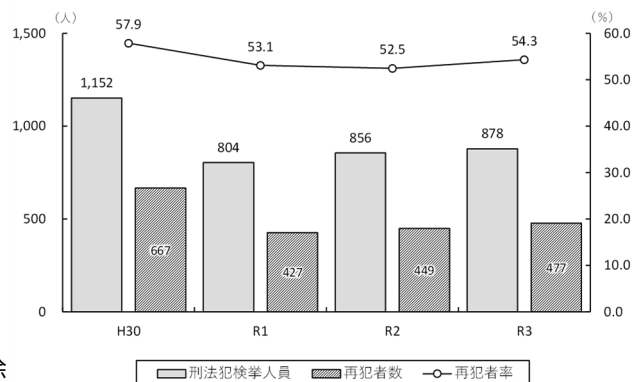
■全国における再犯の状況



(出典:再犯防止推進白書)

川口市内の令和3年の再犯者率は54.3%であり、同年の全国の再犯者率（48.6%）、及び埼玉県の再犯者率（49.1%）より高くなっています。

■川口市における再犯の状況



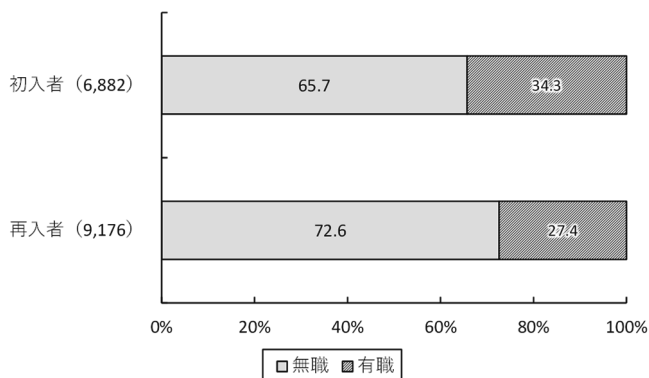
(出典:埼玉県警)

※再犯者とは、前に刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

(2) 犯罪や非行をした人の就労に関する状況

再入者の無職率は、初入者の無職率より高くなっています。

■入所受刑者の就労状況別構成比（令和3年）

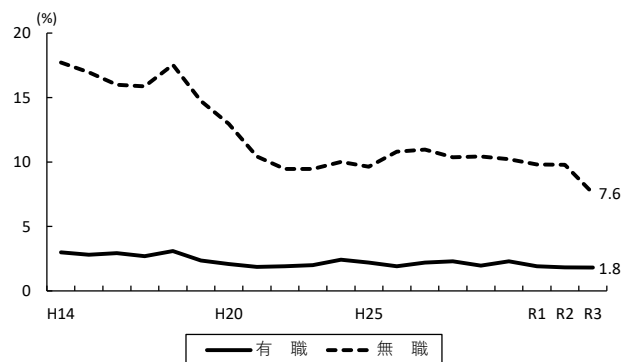


(出典:法務省)

保護観察終了事由のうち、期間満了ではなく、取消（※1）・再処分（※2）によるものの割合は、仕事に就いていた人より、仕事に就いていなかった人の方が、その約 4 倍となっています。

※1 再犯又は遵守事項違反による仮釈放又は保護観察付全部執行猶予の取消
 ※2 保護観察期間中の再犯による刑事処分

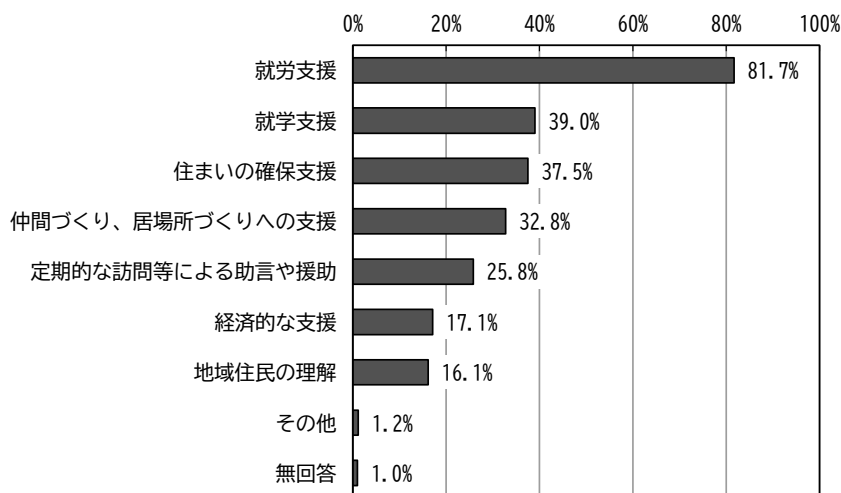
■保護観察終了者の取消・再処分率の推移



(出典: 犯罪白書)

犯罪や非行をした人が社会復帰、再犯防止を目指していく中で、就労の確保をするかどうかは再犯率に大きく影響します。現状では刑務所等出所者の求職活動は、前科があることで円滑に進まず、就職しても社会人としてのマナーや人間関係の問題等で離職してしまうなどの状況があります。

■刑務所や少年院を出た人に支援すべきこと（3 つまで）



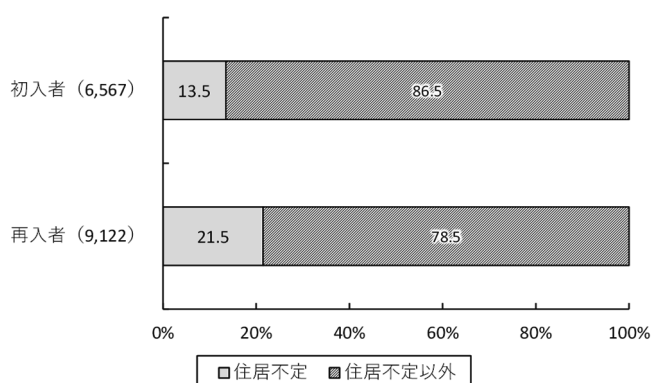
(N=589)

(出典: 川口市地域共生社会推進計画策定に向けたアンケート)

(3) 犯罪や非行をした人の住居の状況

再入者の住居不定の割合は、初入者の住居不定の割合より高くなっています。

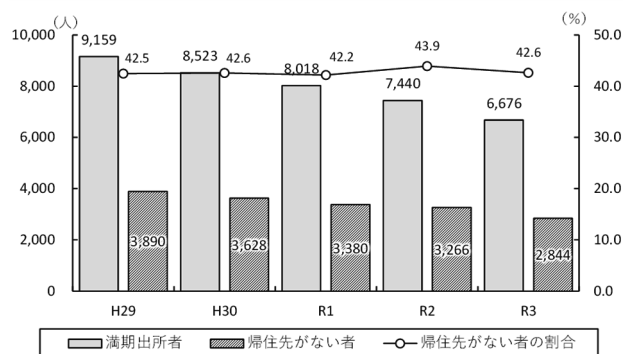
■入所受刑者の居住状況別構成比（令和 3 年）



(出典: 法務省)

刑務所等出所時に帰住先がない人の割合は、令和3年において42.6%となっています。

■刑事施設を満期で出所した者のうち、 帰住先がない者の割合



(出典:法務省)

刑務所等出所時に帰住先がない人の2年以内再入率は、釈放前に適当な住居を確保していた人に比べて約2倍となっています。

犯罪や非行をした人が地域社会において安定した生活を送るためには、住居の確保は、再犯防止を目指すうえで重要です。

住居あり
15.3%

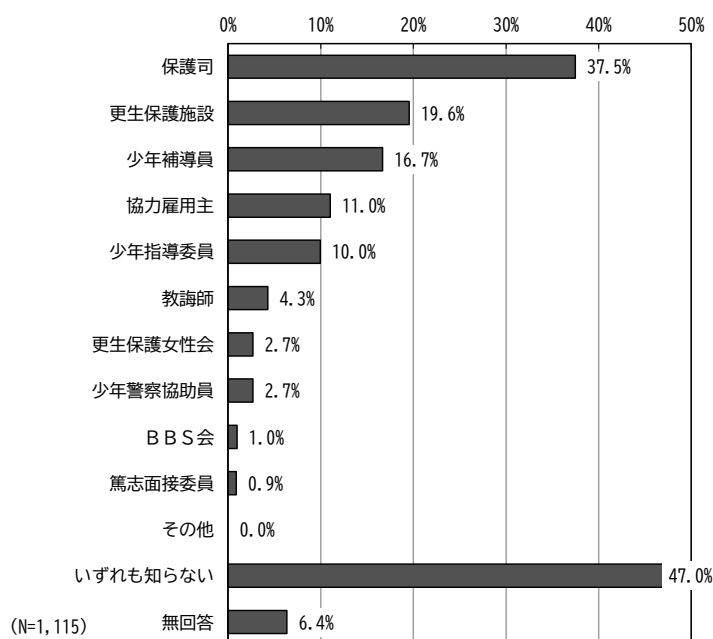
住居なし
26.8%

(出典:政府広報オンライン)

(4) 民間協力者

再犯防止等に関する施策の実施は、犯罪や非行をした人等の指導、支援にあたる保護司、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会など、多くの民間ボランティアの協力によって支えられています。

■再犯防止における民間協力者の認知度（複数回答）



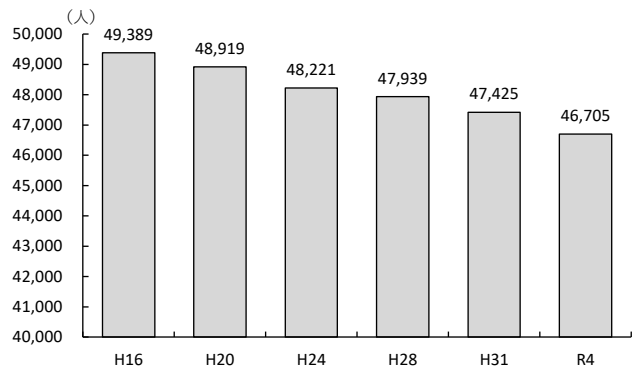
(出典:川口市地域共生社会推進計画策定に向けたアンケート)

■保護司

保護司とは、法務大臣が委嘱するボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

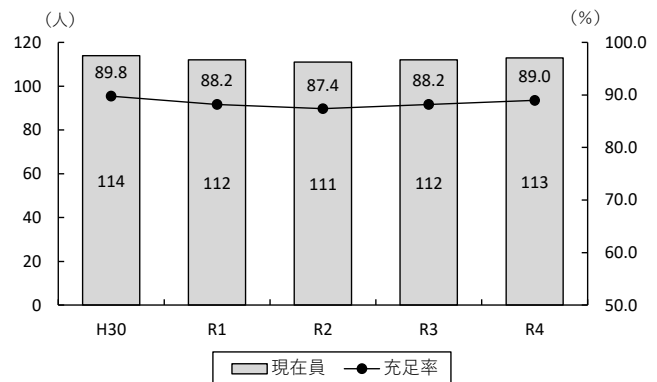
しかし、保護司の人数は年々減少傾向にあり、高齢化も進んでいます。なり手不足もあり大きな課題となっています。幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れ、長く活動ができるよう、保護司活動に対する支援に取り組む必要があります。

■保護司数の推移（全国）



（出典：再犯防止推進白書）

■保護司数の推移（川口市）



（出典：川口市統計）

《参考》再犯防止の推進に関する保護司アンケート

日頃から更生保護活動に取り組んでいる保護司に対し、アンケートを実施しました。（一部抜粋）

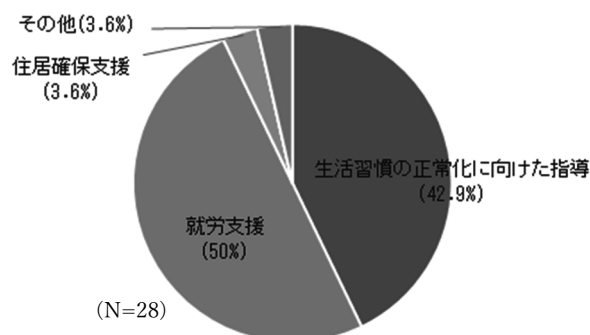
【再犯防止のためには、保護司として、対象者に対しどのようなサポートが最も必要と考えますか】では「就労支援」が半数を占めています。

【保護司の活動の中で、最も困難だと感じる点は】においても「対象者の就職先の確保」が半数の回答となっています。

また、企業が犯罪や非行をした人たちの更生を理解し採用に至るまでのハードルはまだまだ高く、協力してくれる企業は少ないと、保護司は活動を通じて感じています。

(保護司アンケート結果より)

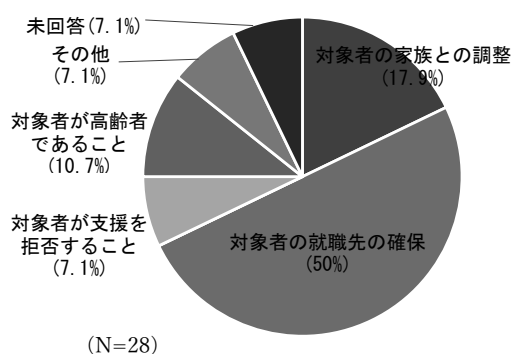
■再犯防止のため、保護司として対象者に対して最も必要なサポート



選択肢を選んだ理由
【生活習慣の正常化に向けた指導】 ・規則正しい生活を送ることが基本であり、生活習慣を整えることが更生につながるため 他
【就労支援】 ・再犯防止には正業に就き、生活を安定させる必要があるため ・就労することで社会とのつながりをもつことができるから 他

(出典:保護司アンケート)

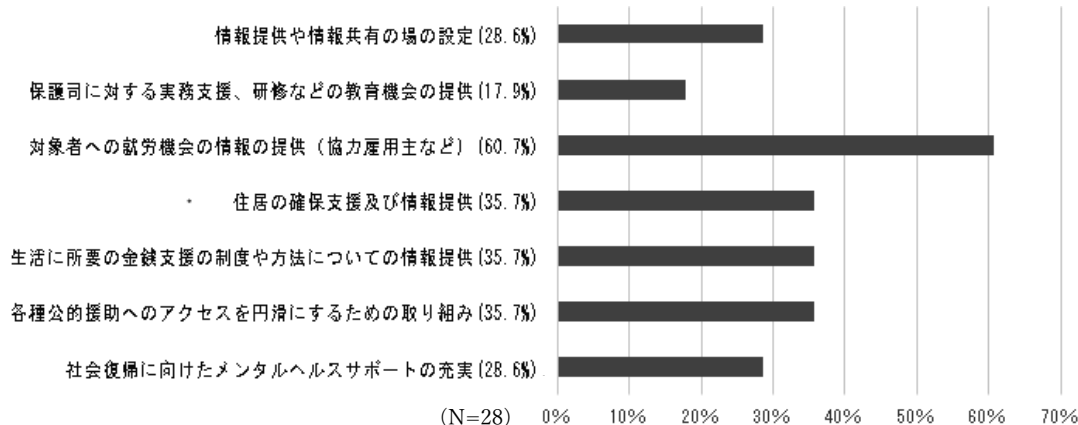
■保護司の活動の中で、最も困難だと感じる点



選択肢を選んだ理由
【対象者の家族との調整】 ・家族の協力が得にくい ・本人家族含め日本語がうまく話せない時がある
【対象者の就職先の確保】 ・一般の人の就職も大変な時代なのに、対象者の就職となるとさらに大変であり理解が得られないため 他
【対象者が高齢者であること】 ・歳を取ると身体が悪くなり、頭も頑固になるから

(出典:保護司アンケート)

■保護司として対象者に対して支援を行う中で市に求めること



※複数回答があったため、合計が100%を超えている

具体的な内容
【対象者への就労機会の情報の提供（協力雇用主など）】 ・就労状況の実態を把握するため、研修会の一部を利用して協力雇用主などを派遣し、生の声を聴きたい 他
【生活に所要の金銭支援の制度や方法についての情報提供】 ・生活福祉課との情報交換
【全体】 ・いずれも重要な支援であり、多岐に渡る支援が必要である 他

(出典:保護司アンケート)

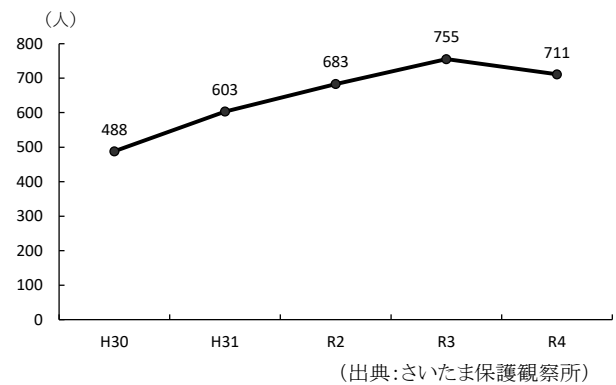
■協力雇用主

協力雇用主とは、犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

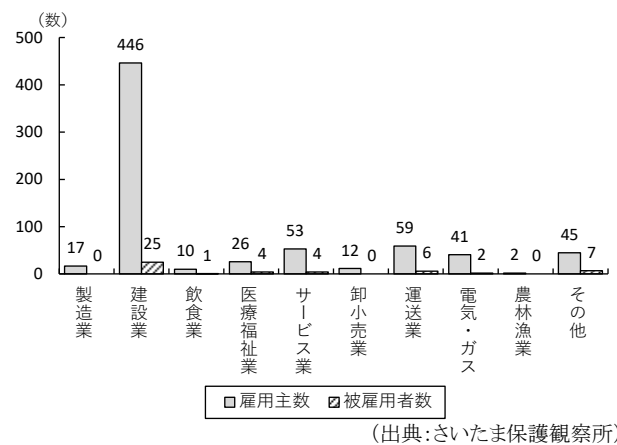
埼玉県内の協力雇用主数は増加傾向にあります。

しかし、協力雇用主になっても実際には刑務所等出所者の雇用に結びついていない雇用主が多く、また業種別にみると、建設業が6割以上を占めており、業種の偏りが課題です。

■埼玉県内の協力雇用主数（各年4月1日時点）



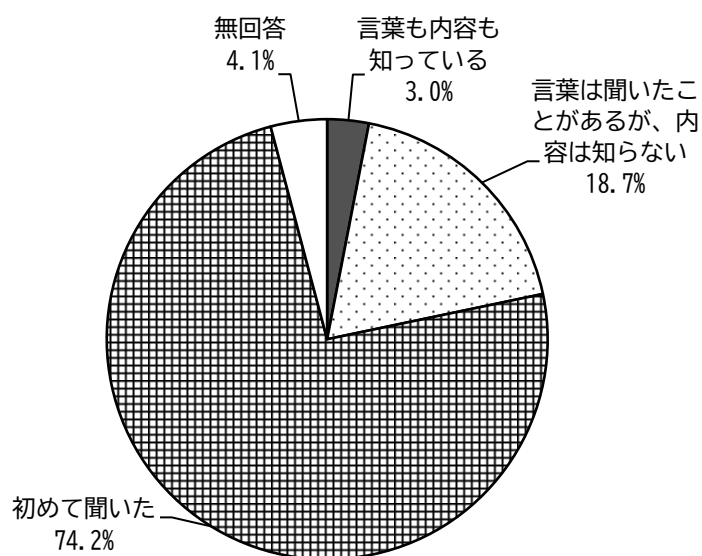
■埼玉県内における業種別協力雇用主と被雇用者の状況（令和4年4月1日時点）



（5）広報・啓発活動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心で明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、毎年7月は強調月間です。

■「社会を明るくする運動」の認知度



(N=1,115)

(出典:川口市地域共生社会推進計画策定に向けたアンケート)

再犯の防止等に関する施策については、必ずしも市民にとって身近とは言えないため、市民の関心を得にくいものとなっています。「社会を明るくする運動」が世間に十分に認知されているとは言えず、また、民間協力者による再犯防止活動についても、今後市民に関心と理解をより深めてもらうよう啓発する必要があります。

6. 取組方針

国の再犯防止推進計画の基本方針並びに埼玉県再犯防止推進計画を踏まえ、本市の実情に応じた計画を策定し、関係機関・団体等と連携協力・情報共有等を行いながら次の取組を重点的に推進します。

なお、計画の策定にあたっては、令和5年度に川口地区保護司会の協力のもと、アンケート調査を実施し、推進すべき取組を定めています。

- ①就労の確保支援
- ②住居の確保支援
- ③学校と連携した学び、就学支援の充実
- ④保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ⑤民間協力者の活動の促進
- ⑥広報・啓発活動の推進

7. 取組内容

(1) 就労の確保支援

- 就労に関する一体的な支援【新規】

生活に困窮している刑務所出所者等が就労相談できるよう、ハローワーク、川口市生活自立サポートセンター及び保護司等と連携し支援を行います。

- 協力雇用主の拡大・制度周知【新規】

多様な業種の事業者と協力雇用主になっていただけるよう、川口商工会議所、川口鋳物工業協同組合、川口機械工業協同組合、川口市介護事業者協議会等へはたらきかけを行います。事業者と協力雇用主の制度をより広く周知し、趣旨の理解を促進します。

- 協力雇用主への優遇措置【新規】

市の建設工事に係る競争入札の参加資格審査や総合評価方式の加点を行えるようにします。川口市表彰制度における表彰対象となるよう調査研究します。

- 市職員として雇用【新規】

市が会計年度任用職員として、出所後の初期雇用を行えるよう、調査研究します。

(2) 住居の確保支援

- 市営住宅の情報提供

市営住宅の募集状況について、広報紙や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。

- その他住居情報提供の支援

保護司が居住支援法人や不動産業者等と連携できるよう支援します。

(3) 学校と連携した学び、就学支援の充実

- 保護司と学校の連携

小中学生の非行防止を目的として、保護司会が公開ケース研究会を開催するにあたり支援します。「社会を明るくする運動」の一環として、小中学生に青少年の健全育成や「社会を明るくする運動」に関する作文に協力いただき、同運動に対する理解を深めてもらうよう、保護司及び学校と連携します。

- 就学等教育の相談・支援

小中学生や保護者の教育全般に関する相談を行います。

市教育研究所の教育相談員やカウンセラー、指導主事等が相談・支援します。

(4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 重層的支援体制整備事業の本格実施【新規】

対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、市で包括的な相談支援体制を構築し、各相談支援機関と連携を図り、保健・医療福祉等の必要なサービス利用の促進に努めます。

- 社会からの孤立防止

川口市生活自立サポートセンターと連携して、包括的な相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。

(5) 民間協力者の活動の促進

● 保護司の人員増への取組

地区保護司の定員充足率 90%以上を目指します。

広報紙や市ホームページ等において更生保護活動を周知し、市民への理解を促進します。

● 保護司等の活動への支援

学校等関係機関との連絡調整や書類の作成等を行い、川口地区保護司会が主体となって行う「社会を明るくする運動」をはじめとした諸活動を支援します。

積極的に活動を行ってきた保護司等に対し、表彰を行います。

(6) 広報・啓発活動の推進

● 社会を明るくする運動の推進・啓発

PRをより強化し、中央大会等の開催により、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の更生のための啓発活動を行います。

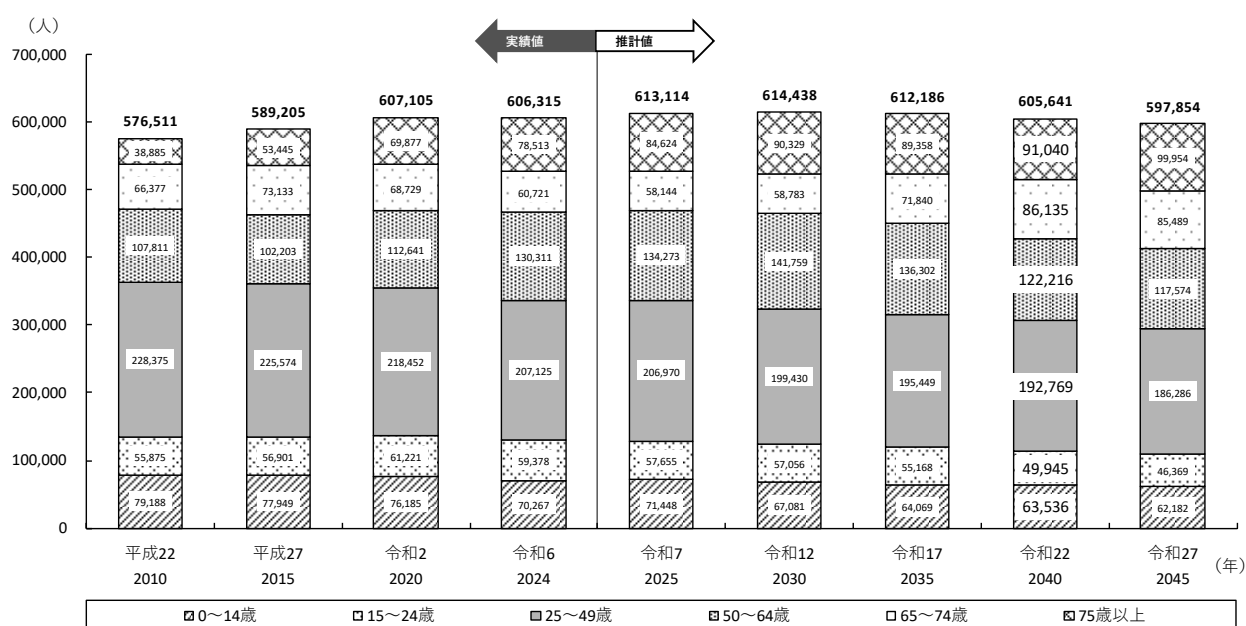
資 料 編

1. 川口市の特性

(1) 人口と世帯の推移・推計

- 川口市の人口及び世帯数は令和2年まで増加傾向にありましたが、令和2年から令和6年にかけて減少し、令和6年1月1日現在で606,315人、302,335世帯となっています。
- 推計によると、川口市の人口は令和12年の614,438人をピークに減少に転じ、令和27年には60万人を割り込むものと見込まれています。世帯数については、今後約2万世帯が増加し、令和17年の308,400世帯をピークに減少に転じるものと推計されます。

■ 川口市の人口及び世帯の推移・推計

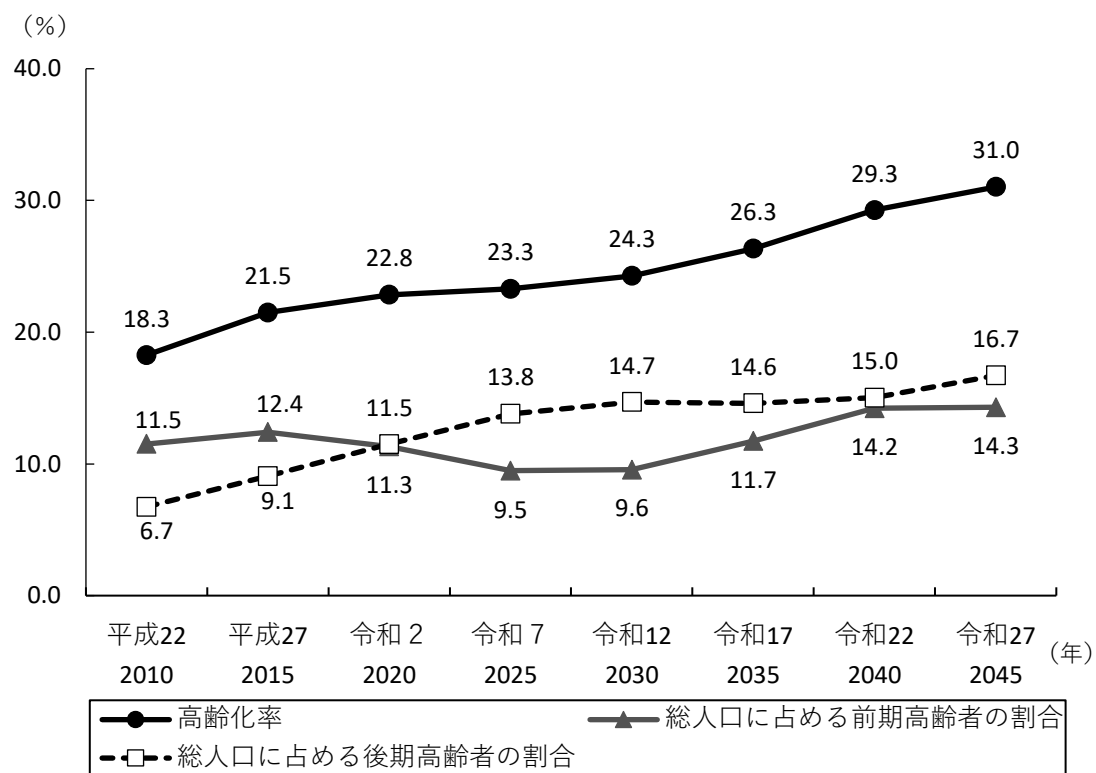


資料：第5次川口市総合計画後期基本計画・川口市統計（令和6年1月1日現在）

(2) 高齢化率の推移・推計

- 川口市の高齢化率は増加傾向にあり、令和2年現在で22.8%となっています。また、総人口に占める前期高齢者の割合は11.3%、総人口に占める後期高齢者の割合は11.5%となっています。
- 推計によると、川口市の高齢化率は増加し続け、令和22年には29.3%に達することが見込まれています。また、総人口に占める後期高齢者の割合は令和7年頃より増加傾向となり、総人口に占める前期高齢者の割合はおおむね増加傾向で推移し、令和22年にはそれぞれ14.2%、15.0%となることを見込まれています。

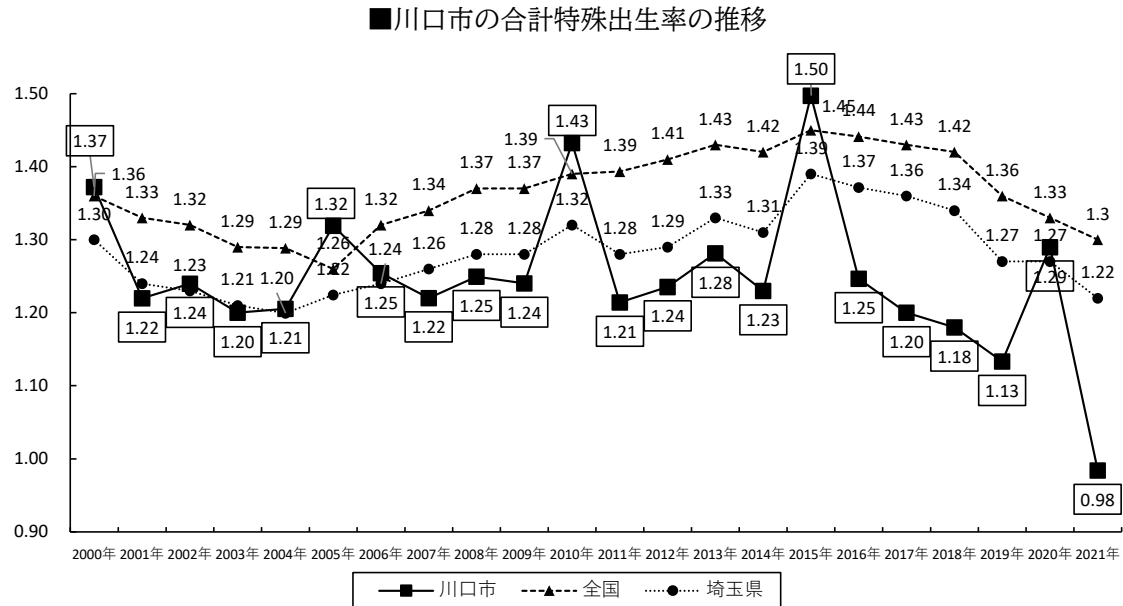
■川口市の高齢化率の推移・推計



資料：第5次川口市総合計画後期基本計画

(3) 合計特殊出生率の推移

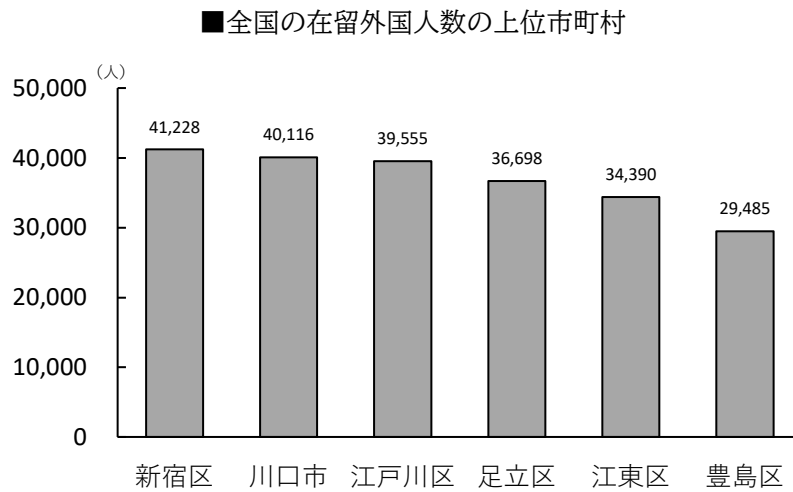
- 川口市の合計特殊出生率は、全国、埼玉県と比べて低い傾向にあります。特に令和3年度には0.98と1を切っており、人口維持のために必要な「2.07」を下回っています。



資料：埼玉県彩の国統計情報

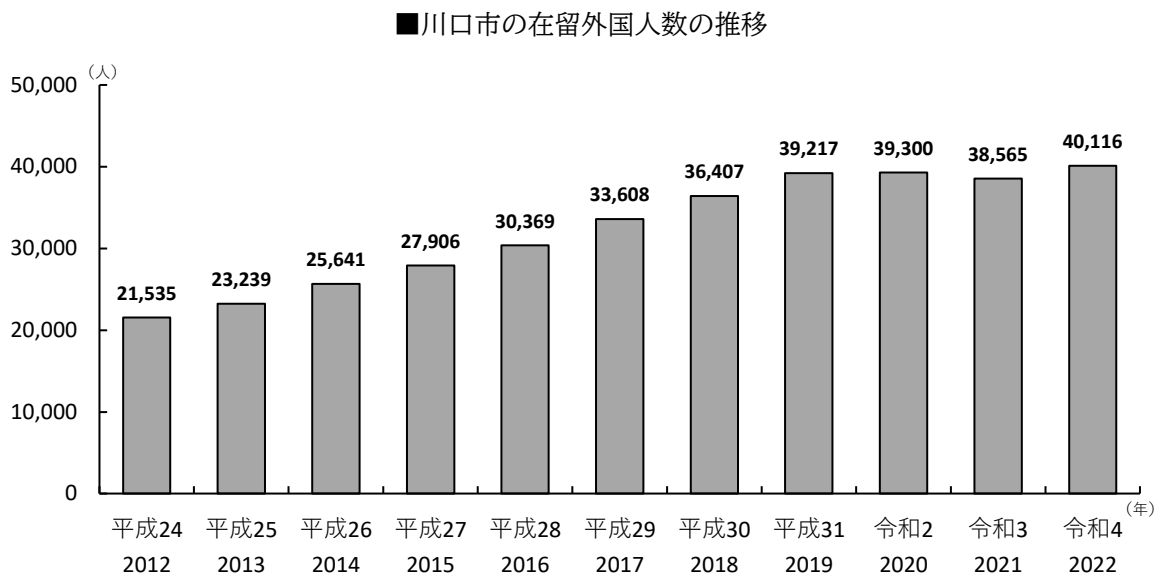
(4) 外国人人口の推移

○ 川口市に居住する在留外国人数は、令和4年12月末現在で40,116人と全国2位となっています。



資料：在留外国人統計（令和4年12月末現在）

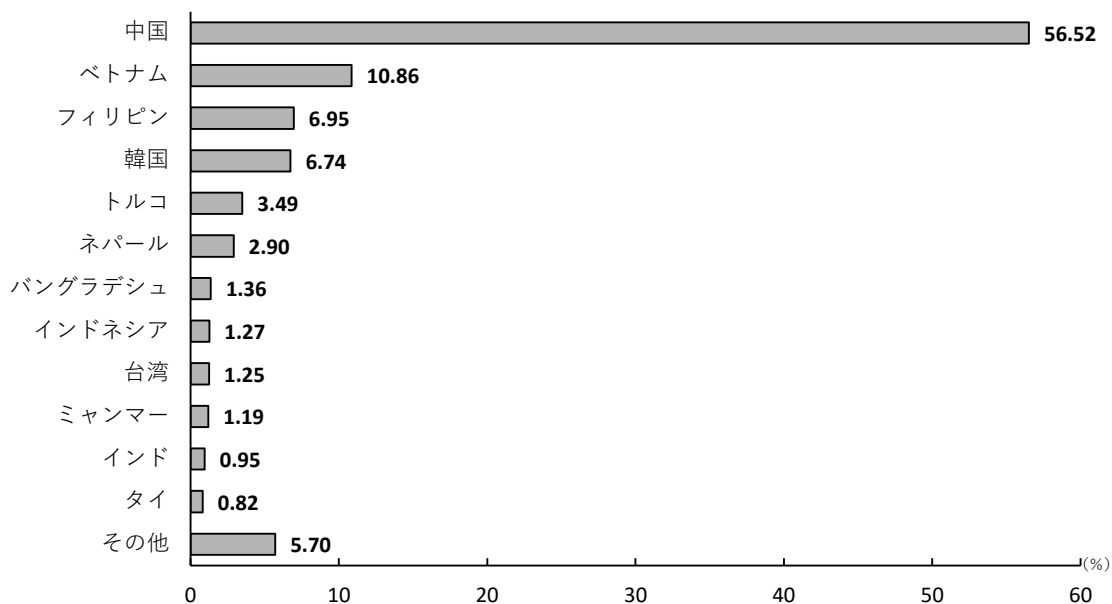
○ 川口市に居住する在留外国人数はおおむね増加傾向で推移し、令和4年を平成24年と比較すると、約1.9倍となっています。



資料：在留外国人統計（各年12月末現在）

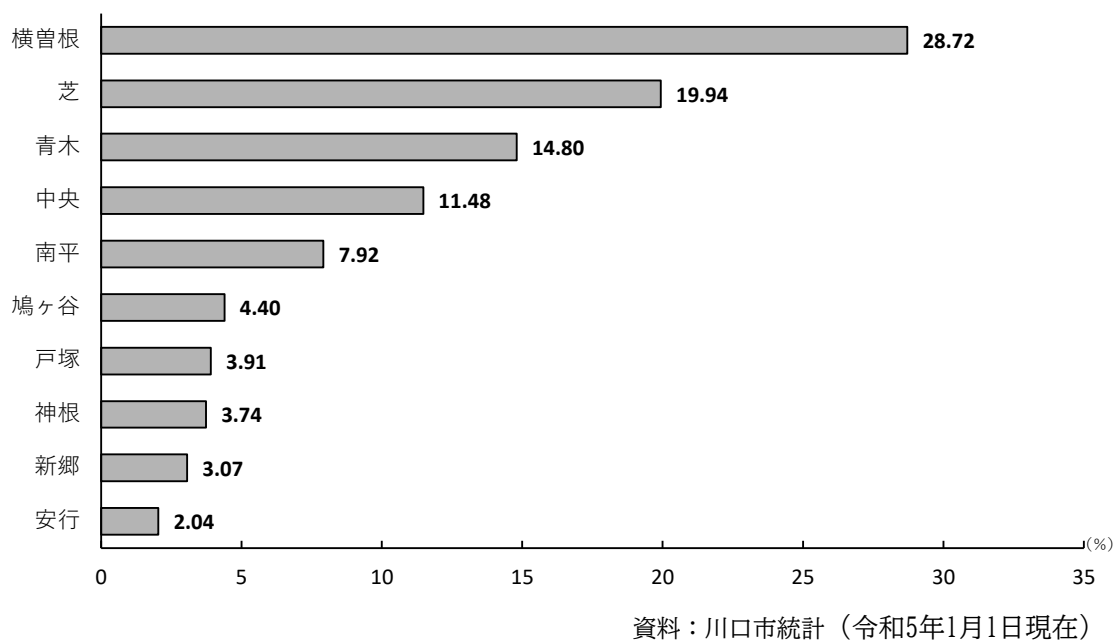
- 川口市に居住する外国人住民を国籍・地域別にみると、令和5年1月1日現在で中国が56.5%（22,355人）と最も高くなっています

■川口市の外国人住民の国籍・地域別の割合



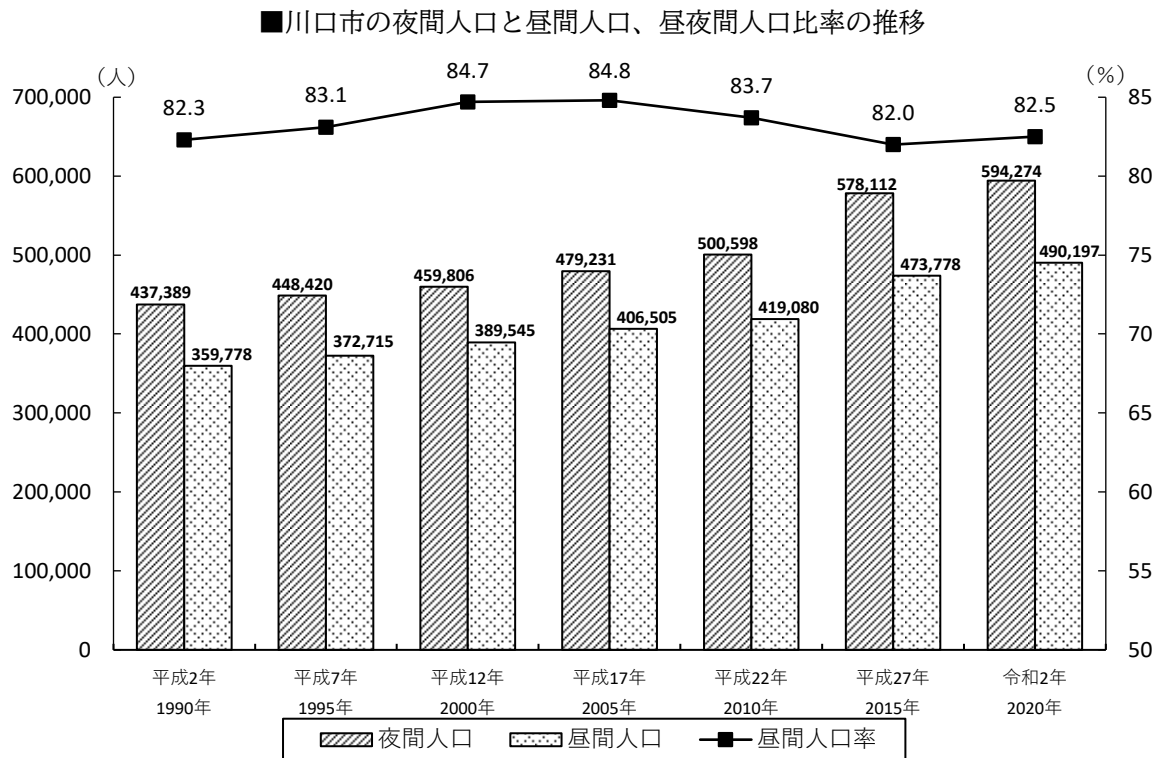
- 川口市に居住する外国人住民を居住地区別にみると、令和5年1月1日現在で横曽根地区が28.7%（11,358人）と最も高くなっています。

■川口市の外国人住民の居住地区別の割合



(5) 夜間人口と昼間人口の推移

- 川口市の夜間人口と昼間人口は、昼間人口が夜間人口を下回る状況が続いており、通勤や通学等で市外へ流出していることがうかがえます。
- 昼夜間人口比率は、平成2年までは昼間人口の伸びが夜間人口の伸びに比べ低かったため減少しましたが、平成7年以降は夜間人口・昼間人口ともに同程度の伸びとなっているため、昼夜間人口比率はほぼ横ばいで、80%～85%の間で推移しています。

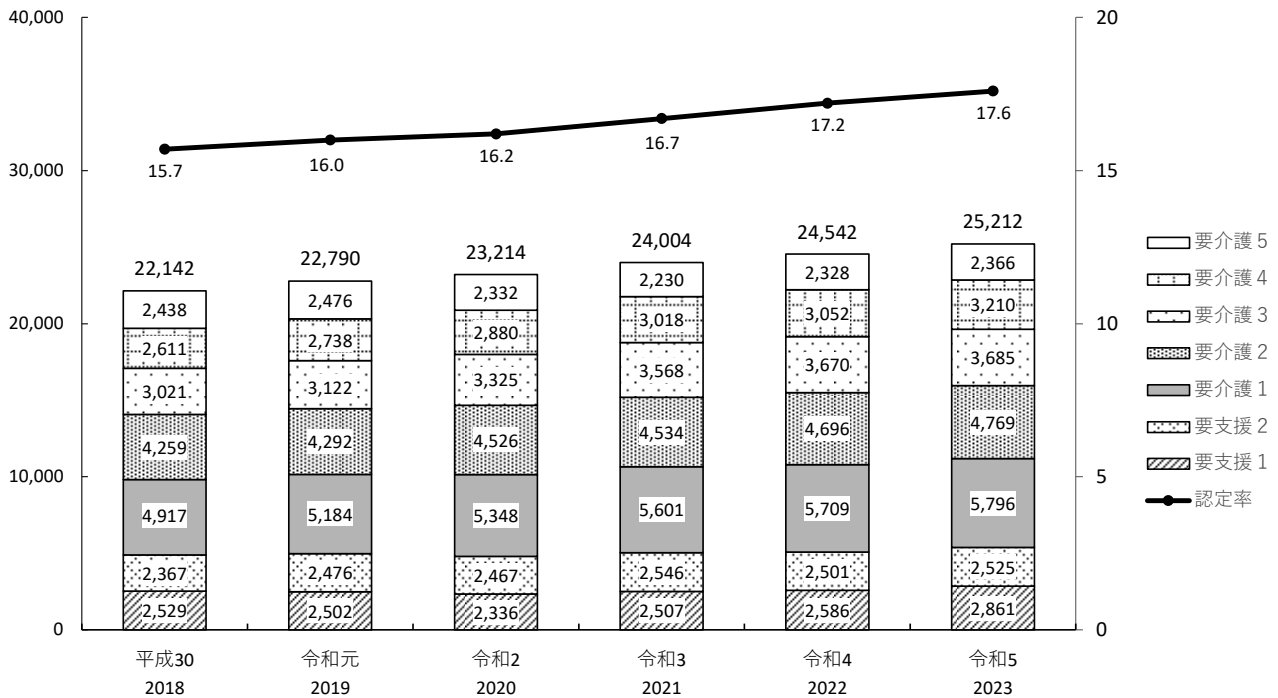


資料：国勢調査

(6) 高齢者に係る状況

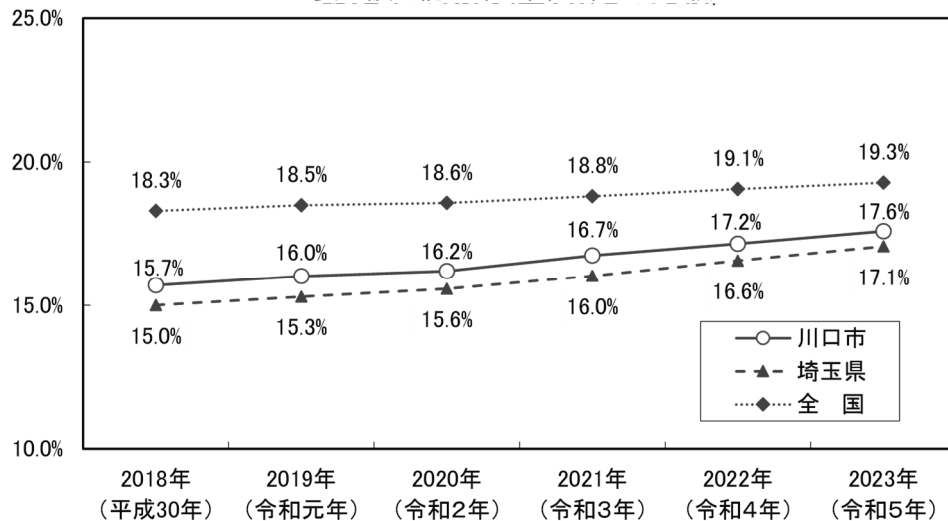
- 川口市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年9月末現在で25,212人となっています。
- 要介護等認定率も増加傾向にあり、令和5年9月末現在で17.6%となっています。全国（19.3%）よりは下回っていますが、埼玉県（17.1%）より上回っています。

■川口市の要支援・要介護等認定者数、要介護等認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

■要介護等認定率の国、県との比較



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(7) 障害者に係る状況

- 令和5年3月末現在、本市における障害者手帳所持者数は27,429人であり、このうち、身体障害者が17,443人（障害者総数の63.6%）、知的障害者が4,271人（同15.6%）、精神障害者が5,715人（同20.8%）となっています。
- 平成30年度以降の推移をみると、いずれの障害種別でも増加していますが、特に精神障害者の増加が顕著です。また、令和4年度の本市の人口に占める障害者数の割合は4.53%であり、障害者数はこの5年間に一貫して増加していることから、今後も障害者数が増えていくと予想されます。
- 令和5年3月末現在の障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は10,475人と、この5年間に22.5%増加しています。

■人口及び障害者数の推移

（単位：人）

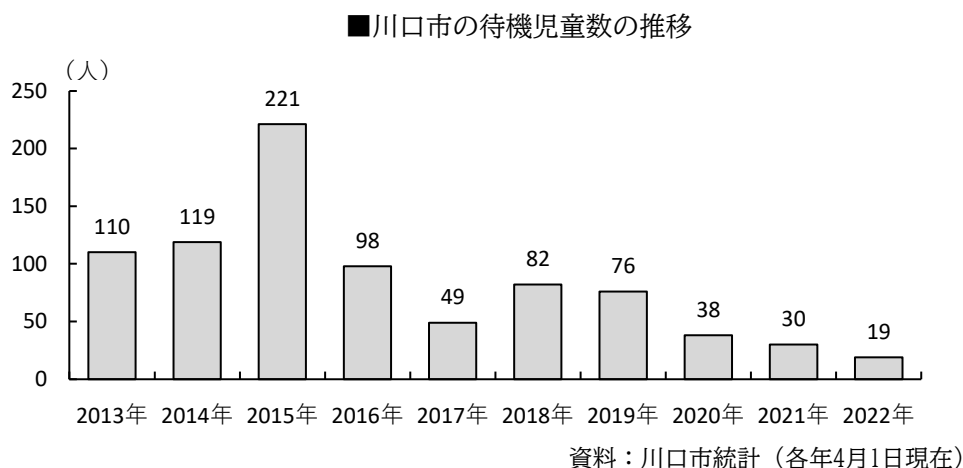
区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増加率
人 口	601,055	604,675	608,390	607,750	605,067	0.7%
身体障害者	17,375	17,702	17,787	17,883	17,443	0.4%
知的障害者	3,787	3,931	3,985	4,096	4,271	12.8%
精神障害者	4,224	4,612	4,849	5,191	5,715	35.3%
障害者合計	25,386	26,245	26,621	27,170	27,429	8.0%
障害者の割合	4.22%	4.34%	4.38%	4.47%	4.53%	0.31%
（参 考）						
自立支援医療	8,552	8,950	10,267	10,276	10,475	22.5%

資料：人口は住民基本台帳人口（各年度 4 月 1 日現在）

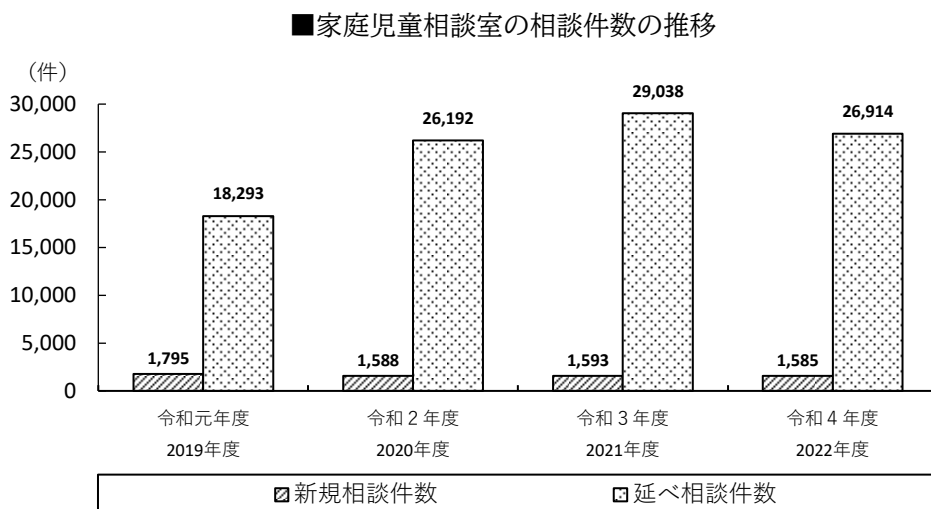
身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度 3 月 31 日現在）※市で保有しているデータに基づき作成

(8) 子ども・子育てに係る状況

- 川口市では、年々高まる教育・保育ニーズに対応するため、保育所等の認可定員を毎年度増やし、平成27年度から令和元年度までに合計2,715人の定員増を行いました。
- 保育所等の定員数の増加に伴って申し込み者数も増加しており、就学前児童数に対する保育所等の申し込み割合は年々上昇しています。
- 待機児童数は、定員数の増加によって平成27年度の221人からは大幅に減少しました。令和4年4月1日現在は19人となっています。



- 家庭児童相談室の新規相談件数は、令和2年度以降1,600件弱で推移しています。延べ相談件数は、令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年度は減少し、26,914件となっています。



(9) その他の状況

① ヤングケアラーの状況

- 川口市では、令和4年10月にヤングケアラーの実態を把握することを目的とした調査を実施しました。調査では、市立小学校に通学する全ての小学5年生・6年生、市立中学校・高等学校（全日制・定時制）に通学する全ての中学生・高校生、市立小学校・中学校・高等学校に勤務するすべての教員及び養護教諭を対象としました。

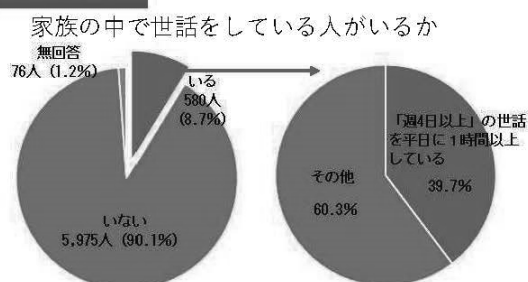
（実施方法）インターネットにて説明動画を視聴後、GIGAスクール端末などにて回答
（調査期間）令和4年10月24日～11月18日

調 査 対 象	小学生調査	中高生調査	教員・養護教諭調査
対 象 者 数	9,926人	15,283人	2,666人
回 収 数	6,631人（66.8％）	4,385人（28.7％）	1,109人（41.6％）

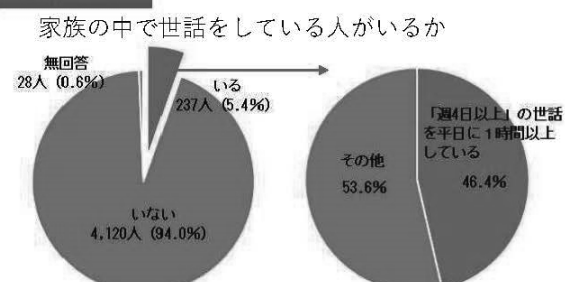
調査結果①

- 世話をしている家族がいると回答したのは小学生8.7％、中高生5.4％（全体7.4％）
- このうち「週に4日以上」の世話を平日に1時間以上しているのは小学生39.7％、中高生46.4％
- 調査全体では過度な世話をしている可能性がある小学生は3.5％、中高生2.5％（全体3.1％）

[小学生]



[中高生]



調査結果②

- 実際に行っているケアの内容は身体的なケアを担っている場合が多い
- 希望するサポートとして自分の代わりに家事や世話をしてもらい、自由な時間を作り勉強をしたいと考えている子どもが多い

実際の世話の内容（複数回答）

ケアの内容	人数
きょうだいの世話	257人
家事	162人
身の回りの世話	80人
気持ちのケア	60人
言葉やコミュニケーションの世話	53人

あったらいいと思うサポート（複数回答）

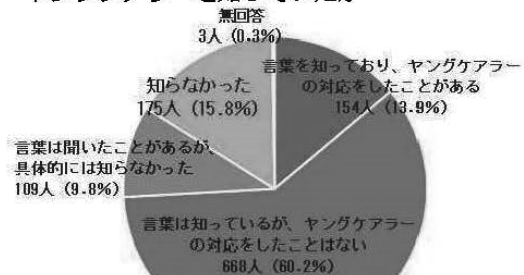
あったらいいと思うサポート	人数
宿題や勉強の手助け	89人
自分の代わりに家事や世話をしてくれる人	88人
自分の自由時間が増えるような手助け	67人
信頼して見守ってくれる大人がいる	62人
家族の病気が悪くなった時など、困った時に話せる人や場所	53人
わからない	31人
特になし	109人

調査結果考察

- ヤングケアラー支援として現在実施している「家事援助」は効果的である
- 世話される方に対する身体介護や支援を充実させることによりヤングケアラーの負担軽減につながる
- 心理的サポートや進路相談、困りごとへの相談ができる環境の整備を拡充することが重要

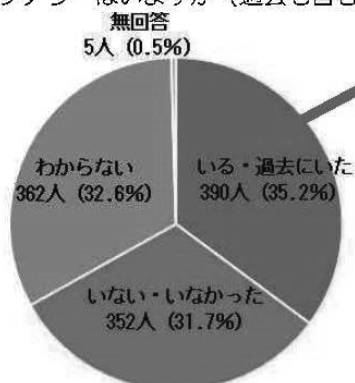
調査結果③ 教員・養護教諭調査

ヤングケアラーを知っていたか



- 「ヤングケアラーという言葉を知っている」と回答したのは、74.1%。
- ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒が過去も含め、いたと回答したのは、35.2%。

ヤングケアラーはいますか（過去も含む）



ヤングケアラーと思われる児童・生徒の状況（複数回答）

	人数
保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	225人
学校を休みがち	221人
遅刻や早退が多い	194人
学力が低下している	189人
宿題や持ち物の忘れ物が多い	188人
身だしなみが整っていない	153人
精神的な不安定さがある	149人
学校に必要なものを用意してもらっていない	136人
校納金が遅れる、未払い	129人

今後の支援の在り方について

約半数が望んでいるサポートが特になかったり、わからないと答えていることから、支援に関する情報提供やヤングケアラーに関わる啓発を進めることで、ヤングケアラー自身に助けを求めてもらうことが重要

相談できる人がいない割合は約半数

周知・啓発

相談体制の充実

普段行っている世話は家事や身の回りの世話が中心
望んでいるサポートは自分が行っている世話の代行

世話を日常的に行うことでの影響については、精神的ストレスを感じている割合が高い

ヤングケアラーと思われる子どもは少なからず、学校生活に影響をもたらしていることから、学校生活に乱れが生じている子どもについてはヤングケアラーの可能性も含めた視点で支援をすることが必要である

経済的支援を望んでいるヤングケアラーは、中学生で14.0%
高校生では20.0%

家事支援

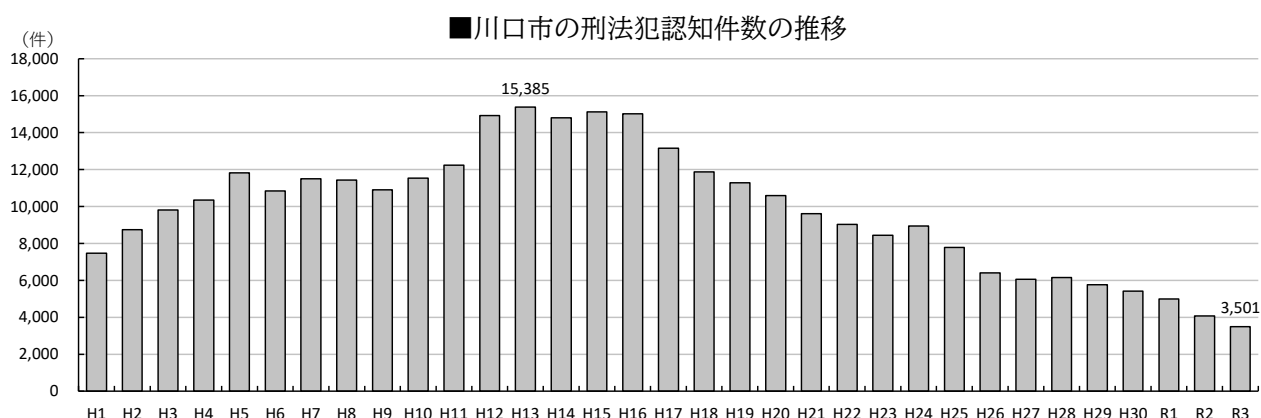
ショートステイ

学校連携

応援金支給

② 再犯防止の状況

○ 川口市の刑法犯認知件数はおおむね減少傾向にあり、令和3年は3,501件となっています。



資料：川口市統計

○ 刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、令和4年で川口警察署管内では55.0%、武南警察署管内では51.0%となっており、いずれも埼玉県全体を上回っています。

■ 埼玉県全体・川口警察署及び武南警察署における再犯の状況

		H30	R1	R2	R3	R4
埼玉	刑法犯検挙人員	11,877	11,297	11,253	10,324	9,573
	うち再犯者	5,942	5,657	5,668	5,072	4,687
	再犯者率	50.0%	50.1%	50.4%	49.1%	49.0%
川口	刑法犯検挙人員	749	483	589	647	491
	うち再犯者	445	258	318	361	270
	再犯者率	59.4%	53.4%	54.0%	55.8%	55.0%
武南	刑法犯検挙人員	403	321	267	231	294
	うち再犯者	222	169	131	116	150
	再犯者率	55.1%	52.6%	49.1%	50.2%	51.0%

※ 再犯者とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有する者をいう。

資料：埼玉県警察

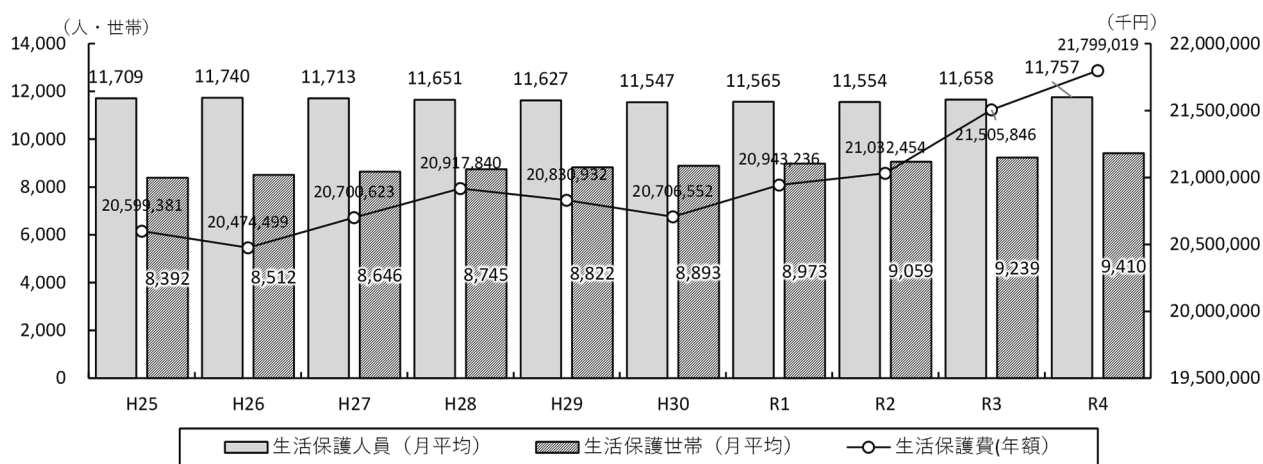
○ 川口市の保護司数はほぼ横ばいであり、令和4年12月1日現在で113人、定員に対する充足率は89.0%となっています。

○ 埼玉県の協力雇用主数は令和3年にかけて増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和4年4月1日現在で711事業者となっています。業種別にみると、建設業が62.7%（446事業者）と最も高くなっています。

③ 生活保護の状況

- 近年、生活保護人員（月平均）は横ばい、生活保護世帯（月平均）は微増、生活保護費（年額）は増加傾向となっています。

■川口市の生活保護の状況

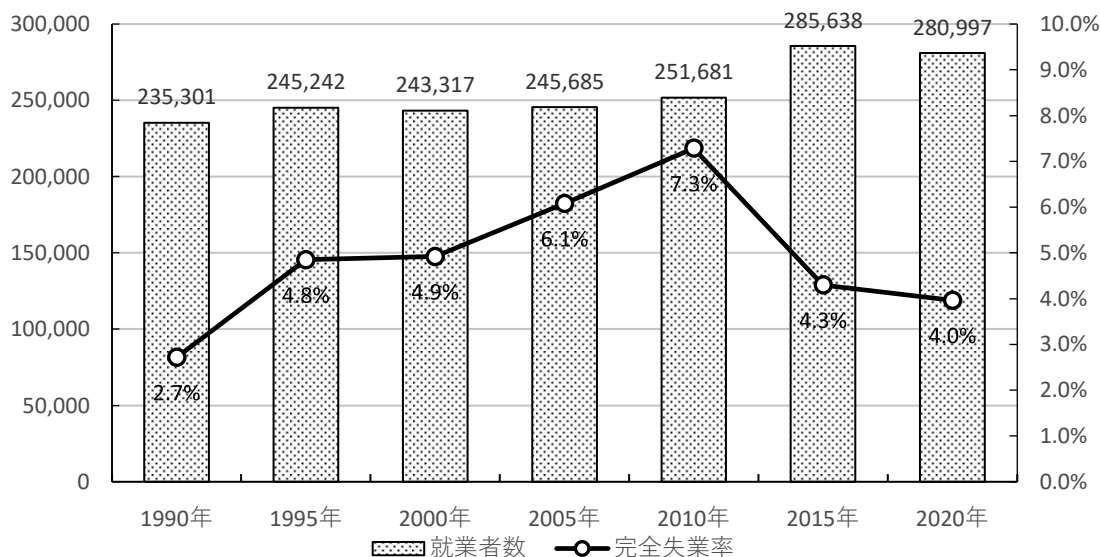


資料：川口市統計

④ 就業・失業の状況

- 就業者数の増加も相まって、平成27年、令和2年と完全失業率は低下傾向にあります。

■川口市の就業者数・完全失業率の推移

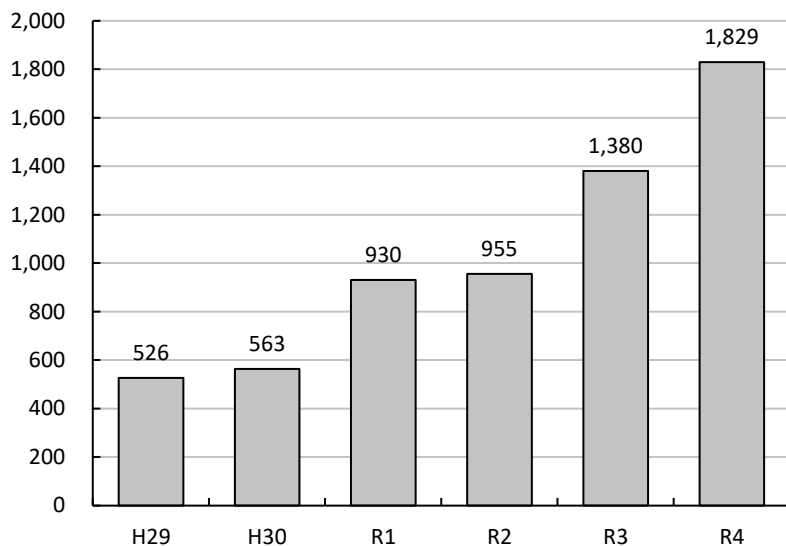


資料：国勢調査

⑤ 成年後見センターの利用状況

- 川口市成年後見センターへの相談件数は増加傾向にあり、令和4年度で1,829件となっています。

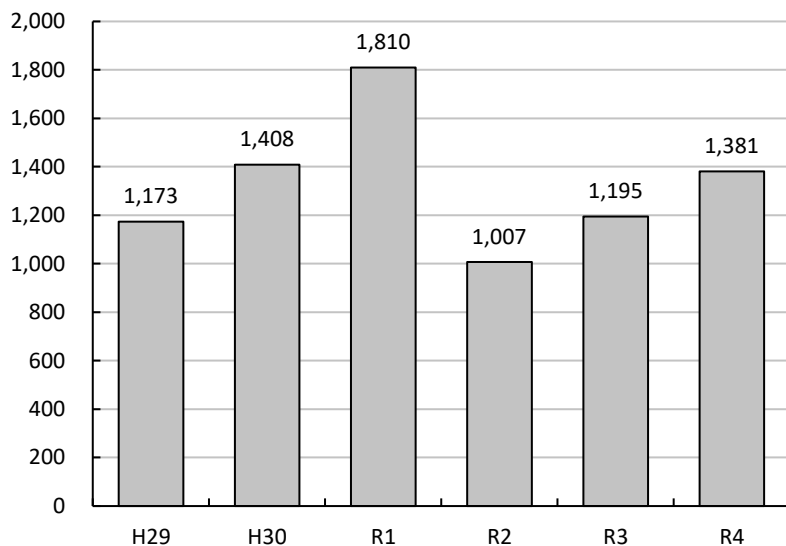
■川口市成年後見センターへの相談件数の推移



資料：川口市社会福祉協議会事業報告書

- 川口市成年後見センターの法人後見支援件数は令和元年度まで増加傾向にあり、その後、令和2年度にかけて減少したものの、以降増加傾向となっており、令和4年度で1,381件となっています。

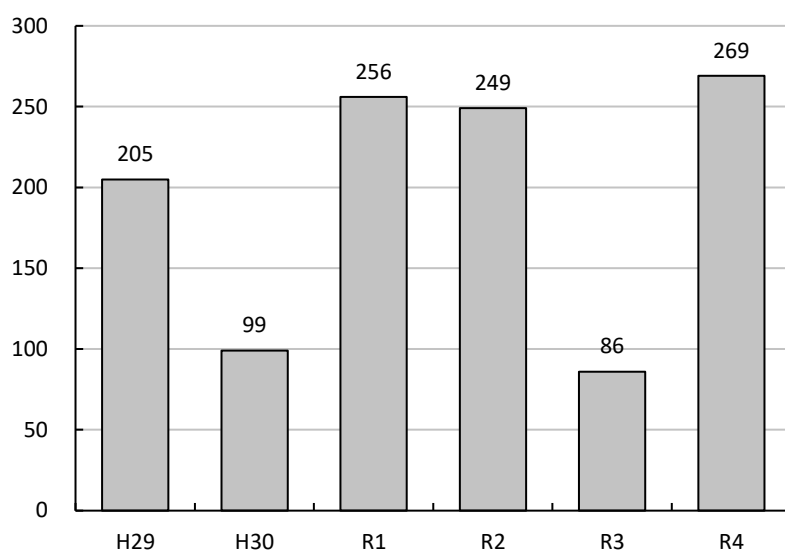
■川口市成年後見センターの法人後見支援件数の推移



資料：川口市社会福祉協議会事業報告書

- 川口市成年後見センターの後見監督支援件数は令和4年度で269件となっています。

■川口市成年後見センターの後見監督支援件数の推移



資料：川口市社会福祉協議会事業報告書

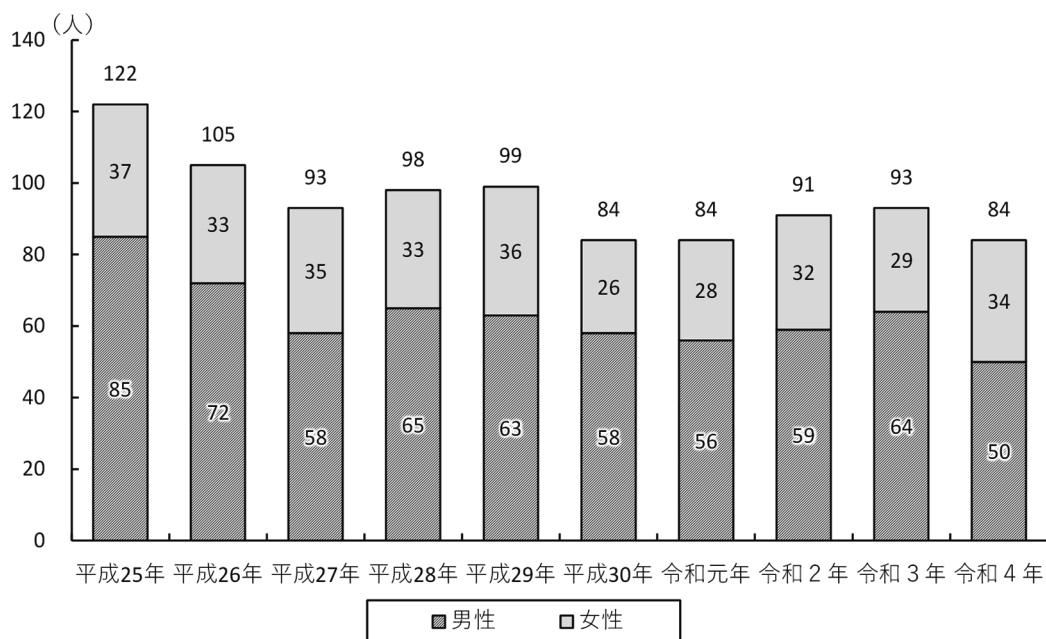
⑥ ひきこもりの状況

- 令和4年度に内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、広義のひきこもり群に該当するとされた人の割合は、15歳～39歳では全体の2.05%、40歳～64歳では全体の2.02%となっています。
- 令和5年1月1日現在、川口市の15歳～39歳の人口は176,479人、40歳～64歳の人口は217,592人となっています。「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果、広義のひきこもり群に該当するとされた人の割合が川口市においても同程度であると仮定すると、15歳～39歳では3,618人、40歳～64歳では4,395人となります。

⑦ 自殺の状況

- 近年、川口市の自殺者数はおおむね減少傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年、令和3年は平成30年、令和元年、令和4年と比較して自殺者が多くなっています。
- 全国的な傾向と同様に、女性と比較して男性が多くなっています。

■川口市の自殺者の推移

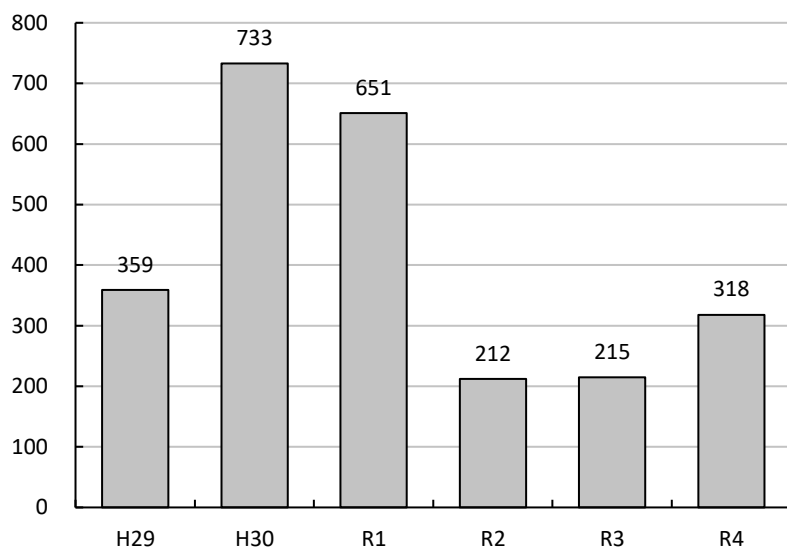


資料：地域における自殺の基礎資料

⑧ ボランティア活動の状況

- かわぐちボランティアセンターへのボランティア相談件数は平成30年度から令和2年度にかけて減少したものの、以降増加傾向となっており、令和4年度で318件となっています。

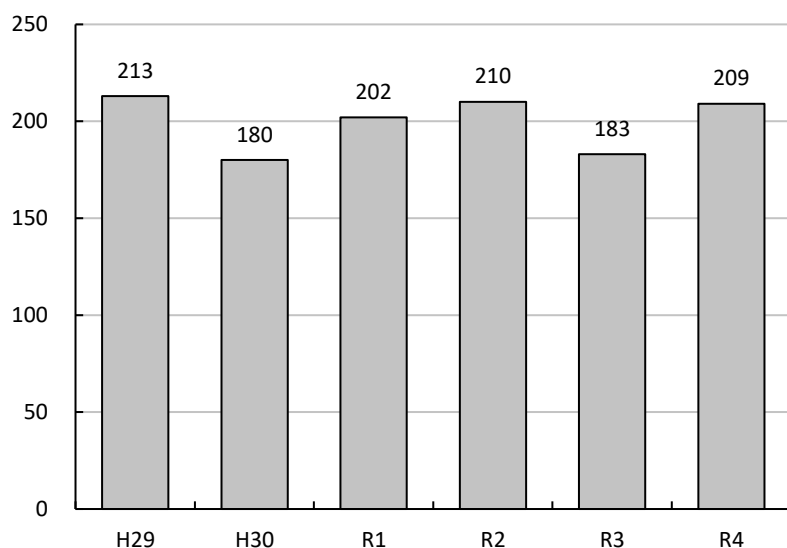
■かわぐちボランティアセンターへのボランティア相談件数、登録団体数の推移



資料：川口市社会福祉協議会事業報告書

- かわぐちボランティアセンターの登録団体数は200団体前後で推移しており、令和4年度で209団体となっています。

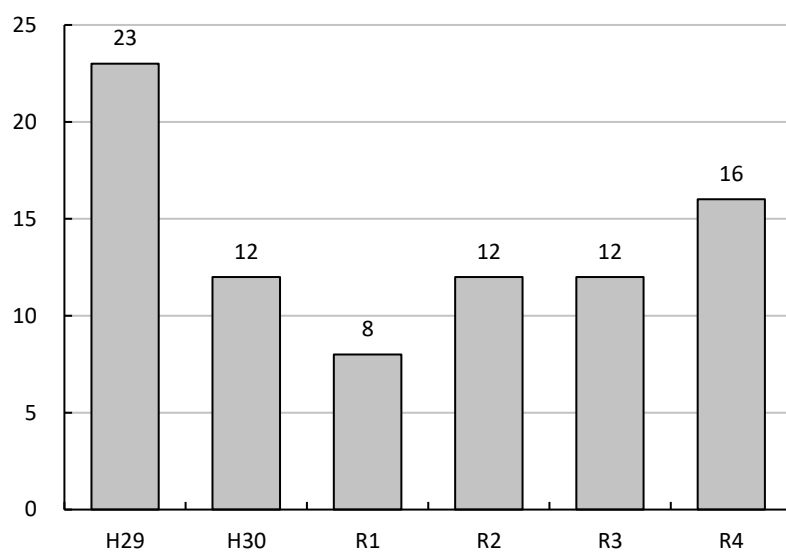
■かわぐちボランティアセンターの登録団体数の推移



資料：川口市社会福祉協議会事業報告書

- ふくしのまちづくり助成金支給団体数は平成29年度から令和元年度にかけて減少したものの、以降増加傾向となっており、令和4年度で16団体となっています。

■ふくしのまちづくり助成金支給団体数の推移



資料：川口市社会福祉協議会事業報告書

2. アンケート調査結果（概要）

（1）調査の目的

市民各層の地域福祉にかかわる意識構造や施策ニーズ及び庁内関係課や各種団体責任者等の現況認識と川口市地域共生社会推進計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

（2）調査方法・調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収（後日、礼状兼督促状を配布）

調査期間：令和5年6月26日～7月14日

（3）調査について

① 調査対象

18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した3,000人

② 回収率

37.2%（1,115人）

③ 調査項目

調査項目	問番号	設問
1 基本属性	問1	性別
	問2	年齢
	問3	一緒に暮らしている人
	問4	世帯状況
	問5	現在の収入での暮らし
	問6	居住地域
2 生活の状況 について	問7	定住意向
	問8-1	川口市の「良いところ」
	問8-2	川口市の「改善すべきところ」
	問9	地域福祉拠点や組織等の認知度
	問10	悩みや不安
	問11	日常生活で困ったときの相談先
	問11-2	相談しない理由
	問12	新型コロナウイルス感染症による生活への影響
	問13	主観的幸福感

調査項目	問番号	設問
3 地域とのつながりについて	問 14	地域とのつながりの必要性
	問 15	近所付き合いの程度
	問 16	今後の近所付き合いの意向
	問 17	孤独感・孤立感
	問 18	市内で活動している外国人との交流
	問 19	地域での支えあいの状況
	問 20	日常生活を送るうえで気にかかる方（支援が必要と思われる方）の有無
	問 20-2	気にかかる方にしていること
	問 21-1	困っている方にできること
	問 21-2	日常生活を送るうえで不自由な状態になった場合に手助けをしてもらいたいこと
	問 22	日常生活の困りごとがあったときや、気がかりな人に気づいたときに必要な仕組み
	問 23	地域で助け合いの輪を広げていくために必要だと思うこと
4 地域活動について	問 24-1	現在参加している地域活動
	問 24-2	今後取り組んでみたい地域活動
	問 25	地域活動への参加依頼があった場合の参加意向
	問 26	地域活動に参加しづらいと感じる理由
	問 27	地域活動を広げていくために必要な支援
5 今後の福祉施策等について	問 28	川口市の福祉施策（サービス）の充実度
	問 29	福祉や健康について知りたい情報
	問 30	福祉サービスに関する情報の入手先
	問 31	住みなれた地域で安心して生活するために必要なこと
	問 32	地域福祉に対する考え
	問 33	居住地域で災害時の備えとして必要なこと
6 再犯防止について	問 34	再犯防止における民間協力者の認知度
	問 35	「社会を明るくする運動」の認知度
	問 36	再犯防止のために行政が取り組むべきこと
	問 37 問 37-2	刑務所や少年院を出た人への支援 刑務所や少年院を出た人に支援すべきこと
7 成年後見制度について	問 38	成年後見制度の認知度
	問 39	成年後見制度が必要になった際に不安なこと
	問 40	市民後見人の利用意向
	問 41	市民後見人への志望
8 生活困窮者自立支援について	問 42	生活困窮者自立支援制度の認知度
	問 43	生活困窮時の相談先
9 地域共生社会について	問 44	地域共生社会の認知度

(4) 調査結果のまとめ

① 生活の状況について

- ・定住意向は、「できれば住み続けたい」が約5割で最も多く、次いで「ずっと住み続けたい」が3割前半となっている。(問7)
- ・川口市の良いところは、「近所で買い物がしやすい」が7割前半で最も多く、次いで「公民館などの文化拠点がある」、「いつでもみてくれる医療機関が身近にある」がともに5割半ばとなっている。(問8-1)
- ・川口市の改善すべきところは、「防犯対策が悪い」が4割前半で最も多く、次いで「災害が起きた際にどうすれば良いか周知されていない」、「暮らしや健康・福祉にかかわる公的制度の説明がない」がともに約4割となっている。(問8-2)
- ・悩みや不安は、「自身の老後(介護)に関すること」が約4割で最も多く、次いで「自身の健康に関すること」が3割後半、「生活費など経済的問題に関すること」が3割前半となっている。(問10)
- ・日常生活で困ったときの相談先は、「家族」が7割後半で最も多くなっている。(問11)
- ・新型コロナウイルス感染症による生活への影響は、「生活に必要な支出が増加した」が約4割で最も多く、次いで「外出の機会が減少している」が3割後半となっている。(問12)

② 地域とのつながりについて

- ・地域とのつながりの必要性は、「どちらかといえば必要だと思う」が5割後半で最も多く、次いで「とても必要だと思う」が2割前半となっている。(問14)
- ・近所付き合いの程度は、「挨拶や立ち話をする程度」が5割後半で最も多く、次いで「ほとんど付き合いはない」が2割後半となっている。年齢別にみると、18~39歳は「ほとんど付き合いはない」、75~84歳は「日ごろから仲良くしている(困ったときに助け合える)」が全体に比べ多くなっている。定住意向別にみると、転出したいは「ほとんど付き合いはない」が全体に比べ多くなっている。(問15)
- ・今後の近所付き合いの意向は、「現状のままでよい」が約8割で最も多くなっている。地域とのつながりの必要性別にみると、とても必要だと思うは「近所付き合いを深めたい」、あまり必要ないと思う、必要ないと思うは「近所付き合いはなるべくしたくない」が全体に比べ多い。(問16)
- ・地域での支えあいの実感については、「わからない」が3割後半で最も多く、次いで「あまり感じていない」、「感じていない」が2割半ばとなっている。(問19)
- ・日常生活を送るうえで気にかかる方(支援が必要と思われる方)の有無は、「わからない」が約5割、「いる」、「いない」が2割前半となっている。(問20)
- ・困っている方にできることは、「日常(安否確認)の声掛け」が5割前半で最も多く、次いで「話し相手」が3割半ば、「行政や関係機関等への連絡」が2割前半となっている。(問21-1)

- ・日常生活を送るうえで不自由な状態になった場合に手助けをしてもらいたいことは、「行政や関係機関等への連絡」が2割前半で最も多く、次いで「ちょっとした家事（買い物、食事づくり、ゴミ出し、掃除・洗濯など）」が約2割となっている。年齢別にみると、18～39歳は「短時間の子どもの預かり」、「子育ての相談」が全体に比べ多くなっている。（問21-2）
- ・地域で助け合いの輪を広げていくために必要だと思うことは、「住民自身が日ごろから地域のつながりをもつように心がけること」が3割半ばで最も多く、次いで「地域に住む人々が互いに理解しあい、助け合おうという意識を深めること」、「行政による相談窓口や側面的援助を充実させること」が3割前半となっている。（問23）

③ 地域活動について

- ・現在参加している地域活動は、「ごみ・リサイクル」が4割半ばで最も多く、次いで「地域の清掃・美化」が約3割となっている。（問24-1）
- ・今後取り組んでみたい地域活動は、「文化・芸術、スポーツ等」、「健康づくり・医療」が3割前半となっている。（問24-2）
- ・地域活動への参加依頼があった場合の参加意向は、「時間に余裕があれば参加したい」が3割前半で最も多く、次いで「あまり参加したいと思わない」が2割前半となっている。（問25）
- ・地域活動に参加しづらいと感じる理由は、「仕事をもっているので時間がとれない」が3割後半で最も多く、次いで「どのような活動があるかなど、地域活動に関する情報がない」が約3割となっている。年齢別にみると、18～39歳は「家事・育児に忙しくて時間がない」、「仕事をもっているので時間がとれない」、40～64歳は「仕事をもっているので時間がとれない」、75～84歳、85歳以上は「健康や体力に自信がない」が全体に比べ多くなっている。（問26）
- ・地域活動を広げていくために必要な支援は、「地域活動についての情報提供の強化」が約3割で最も多く、次いで「わからない」が2割後半、「地域活動に参加する人材の確保・育成」、「交通費などの実費の補助」が2割半ばとなっている。（問27）

④ 今後の福祉施策等について

- ・福祉や健康について知りたい情報は、「サービスの利用方法」が3割半ばで最も多く、次いで「高齢・介護保険サービス」が約3割となっている。年齢別にみると、18～39歳は「子育て支援サービス」が、75～84歳、85歳以上は「高齢・介護保険サービス」が全体に比べ多くなっている。（問29）
- ・福祉サービスに関する情報の入手先は、「広報誌」が約4割で最も多く、次いで「インターネットやSNS（Facebook、X（旧Twitter）等）」が2割半ばとなっている。年齢別にみると、18～39歳は「インターネットやSNS（Facebook、X（旧Twitter）等）」が、85歳以上は「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が全体に比べ多くなっている。（問30）
- ・住みなれた地域で安心して生活していくために必要なことは、「福祉や保健に関する情報提供の充実」が4割前半で最も多く、次いで「防犯対策の充実」が3割半ば、「災害対策の充実」が3割前半となっている。（問31）

- ・地域福祉に対する考えは、「福祉や地域のことは、行政も市民も協力し合い、共に取り組むべきである」が 3 割前半で最も多く、次いで「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」が約 3 割、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」が 1 割半ばとなっている。(問 32)
- ・居住地域で災害時の備えとして必要なことは、「危険箇所の把握」が 5 割前半で最も多く、次いで「日ごろからのあいさつ、声掛けや付き合い」が 4 割前半、「地域における援助体制の構築」が 2 割半ばとなっている。(問 33)

⑤ 再犯防止について

- ・再犯防止における民間協力者の認知度は、「いずれも知らない」が 4 割後半で最も多く、次いで「保護司」が 3 割後半、「更生保護施設」が約 2 割、「少年補導員」が 1 割後半となっている。(問 34)
- ・「社会を明るくする運動」の認知度は、「初めて聞いた」が 7 割半ばで最も多く、次いで「言葉は聞いたことあるが、内容は知らない」が 1 割後半となっている。(問 35)
- ・刑務所や少年院を出た人への支援は、「わからない」が約 3 割で最も多く、次いで「立ち直りが可能そうな人のみに支援すべきである」が約 3 割、「積極的に支援すべきである」が 2 割前半となっている。(問 37)
- ・刑務所や少年院を出た人に支援すべきことは、「就労支援」が 8 割前半で最も多く、次いで「就学支援」が約 4 割となっている。(問 37-2)

⑥ 成年後見制度について

- ・成年後見制度が必要になった際に不安なことは、「利用のための手続きがよくわからない」が 4 割後半で最も多く、次いで「制度がよくわからない（利用が必要となる時、制度の内容など）」が約 4 割となっている。(問 39)

⑦ 生活困窮者自立支援について

- ・生活困窮時の相談先は、「市役所・専門機関（川口市生活自立サポートセンターを含む）」が 4 割半ばで最も多く、次いで「家族・親族」が 4 割前半となっている。(問 43)

3. 策定の経過

年月日	内容
令和5年 6月13日	再犯防止の推進に関する関係団体ヒアリング調査
6月26日～7月14日	(仮)第3期川口市地域福祉計画の策定に向けた市民アンケート調査
7月24日	令和5年度第1回川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・副専門分科会長の指名について ・市長の諮問について ・(仮)第3期川口市地域福祉計画の策定について ・計画策定の概要について ・スケジュールについて ・市民意識調査について
8月30日～10月17日	再犯防止の推進に関する保護司アンケート調査
9月26日	令和5年度第2回川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・(報告)市民アンケート調査の中間結果報告 ・(報告)現行計画における取組事業の進捗状況について ・(継続審議事項)(仮)第3期川口市地域福祉計画の取り組みの方向性について
11月27日	令和5年度第3回川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・(報告)市民アンケート調査の最終結果報告 ・(審議)(仮)第3期川口市地域福祉計画の名称について ・(継続審議事項)(仮)第3期川口市地域福祉計画の取り組みの方向性について ・(継続審議事項)(仮)第3期川口市地域福祉計画の素案について
令和6年 1月12日	令和5年度第4回川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・(継続審議事項)川口市地域共生社会推進計画の取り組みの方向性について ・(継続審議事項)川口市地域共生社会推進計画の素案について ・(報告)パブリックコメントについて
1月26日～2月26日	パブリックコメント
3月26日	令和5年度第5回川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・(報告)パブリックコメントの結果について ・(審議)川口市地域共生社会推進計画の最終案について

4. 川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

区 分	役 職	氏 名
市議会議員	川口市議会 福祉保健常任委員会 委員長	福田 洋子
社会福祉事業従事者	川口市民生委員児童委員協議会 会長	宇佐美 徳紀
社会福祉事業従事者	川口地区保護司会 副会長	石山 則廣
社会福祉事業従事者	社会福祉法人川口市社会福祉協議会 地域福祉課長	田中 勉
社会福祉事業従事者	新郷地区社会福祉協議会 会長	漆山 隆
学識経験者	川口商工会議所 地域振興課長	鈴木 真理子
学識経験者	埼玉県医師会 常任理事	鹿嶋 広久
学識経験者	川口歯科医師会 副会長	吉井 正俊
学識経験者	川口薬剤師会 副会長	浅見 まゆみ
社会福祉事業従事者	埼玉県老人福祉施設協議会 理事	小山 圭三
学識経験者	芝塚原町会 町会長	須賀 幸太郎
社会福祉事業従事者	社会福祉法人あみくるDays 理事長	小川 礼子
学識経験者	十文字学園女子大学 教授	佐藤 陽
学識経験者	公募	松本 保子
学識経験者	公募	岡田 貢司郎

5. 川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市社会福祉審議会規則に規定する地域福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門分科会は、次の事項を調査審議し、その結果を市長に提言する。

- 一 地域福祉に関する事項
- 二 川口市地域福祉計画の策定に関する事項
- 三 川口市地域福祉計画の推進に関する事項
- 四 その他川口市地域福祉計画に関する事項

(専門分科会の庶務)

第3条 専門分科会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(傍聴の定員)

第4条 庶務を処理する課は傍聴の定員を5人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等開催事情に応じて定める。

(傍聴に関する事項)

第5条 別に定める会議傍聴要領に順ずる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は専門分科会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

6. 用語集

用語	説明
I C T（アイシーティ）	情報通信技術「Information and Communication Technology」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
アウトリーチ	英語で「手を伸ばす」ことを指し、相談やサービス利用の申し出等を自発的にしない人に対して、市等の公共機関が積極的に働きかけて支援をすること。
アウトリーチ支援員	ひきこもり、精神障害の疑いなど、支援が必要にもかかわらず支援が行き届いていない制度のはざまの対象者に対し、信頼関係の構築を目的に家庭訪問等による面接を継続的に行う支援員のこと。
意思決定支援	支援活動は、本人の自己決定を尊重することが原則であり、本人の意思確認ができるようあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち、自由に意思表示ができるように支援すること。
医療的ケア	法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。
医療的ケア児	経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。
A C P（エーシーピー）	「Advance Care Planning」の略称。本人や家族、医療・ケアチームが、本人の望む医療やケアについて、あらかじめ話し合うこと。
S D G s（エスディージーズ）	持続可能な開発目標「S D G s : Sustainable Development Goals」の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標。
N P O（エヌピーオー）	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家。要介護認定者にどのような介護が必要か検討し、支給限度額内で、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービス利用について事業所と調整を行い、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
川口市社会福祉審議会	社会福祉法第 7 条第 1 項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関で川口市に設置されたもの。
カンファレンス	医師、看護師、リハビリテーション専門職、医療相談員、介護支援専門員、介護保険事業者などの専門職が、分野の枠組みなどを乗り越え、チームで対象者に対してベストな支援方法を話し合い、検討すること。
きょうかいし 教誨師	受刑者や少年院在院者等の改善更生のため、宗教により教誨（悪いことをしたものに教え諭すこと）をする宗教家。
協議体	行政、生活支援コーディネーター、地域の関係者、サービス提供事業者等様々な主体の参画により、地域の課題やニーズ等の定期的な情報共有及び連携協働によるサービスや資源開発等を推進していくための核となるネットワーク。市町村レベルの第 1 層と日常生活圏域レベルの第 2 層がある。

用語	説明
共生型サービス	同一の事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスが一体的に提供できるサービス・仕組みのこと。双方が同一事業所でサービスを受けやすくなる。
協働	住民、事業者、行政など様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。
協同組合	農林漁業者・中小商工業者、又は消費者などが、その事業や生活の改善を図るために、協同して経済活動などを行う組織。
強度行動障害	直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。
業務継続計画（ＢＣＰ）	自然災害やテロなど危機的状況下におかれた場合でも、重要な業務の継続あるいは早期復旧を可能とするために平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画書。
協力雇用主	犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、その事情を理解したうえで雇用する事業主。
ケアプラン（居宅サービス計画）	要介護認定者の心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望等を踏まえ、課題、目標、サービスの内容について決めるもの。
ケアマネジメント	生活ニーズに基づき、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアプランを作成・調整すること。
ケースワーカー	精神や心身、社会的に問題を抱えるなどの理由により、地域で福祉サービスを必要としている人に社会福祉の視点から相談や助言を行い支援する専門職。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者などに代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげられるよう、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携の仕組み。
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがある等の理由で、直ちに自立することが困難な人に対し、一定期間宿泊場所や食事を提供する民間の施設。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力するボランティア団体。
合理的配慮	障害者権利条約第 2 条で、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

用語	説明
コミュニティ	住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。
再入者	受刑のために刑事施設に入所するのが2度以上の者。
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う者。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まる。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられている、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。一定の地域社会において、住民が主体となって取り組む、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図る。略して「社協」と呼ぶ。
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正された。
社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心で明るい地域社会を築くための全国的な運動。
重層的支援会議	多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携や支援プランの作成、プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。
少年警察協助員	少年補導員の活動のほか、非行防止のための助言指導相談を行い、また、非行集団に所属する少年を離脱させ、警察が行う非行集団の解体補導への協力援助活動を行う者。
少年指導委員	飲酒・喫煙、風俗営業所等付近を徘徊している少年の補導、風俗営業者等に対する助言、健全育成に害を及ぼす行為により被害を受けた少年に助言や指導、援助等を行う者。少年補導員も兼ねる。
少年補導員	地域における街頭補導活動、有害環境浄化活動など、幅広い非行防止活動に従事する少年ボランティア。
食育	平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

用語	説明
初入者	受刑のために初めて刑事施設に入る者。
自立支援協議会	障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議で、具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。
身上保護の重視	後見活動は、本人の財産の管理のみならず身上の保護（生活・医療・介護などに関する契約や手続）が適切に図られるべきであること。
身体障害	身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。活動圏域として第1層（市町村全域）、第2層（日常生活圏域など）がある。
生活保護	資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。
精神障害	統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組み。
盛人大学	50歳以上の市民の交流と地域参加の機会の提供を目的とした、人、地域、社会がともに成長する学びの場。
成年後見制度	認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し支援をする制度。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2種類を指す。
成年後見人等	家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指す。親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等選任される。
世代間交流	異なる世代の人が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術、経験を活かして交流することによって、他の世代とのふれあいやそこでの学びを通じ、地域コミュニティの再構築を図ること。
セルフネグレクト	健康、生命及び社会生活の維持に必要な個人衛生、住環境の衛生もしくは整備又は健康行動を放任・放棄していること。

用語	説明
総合計画	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、総合計画に基づいて進められている。
待機児童	保護者が保育所等に入所申請し、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等に入所していない子どもを示す。
多職種協働	異なる職種の医療従事者が様々な立場の視点から意見を出し合い、患者を中心に医療を提供していくこと。
ダブルケア	1 人の人や 1 つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
地域移行	住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整理とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存のサービスのシステム化などを目的に実施する。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステムのこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。
地域密着型サービス	住み慣れた地域での生活を支えるための介護保険のサービスの一つ。サービス事業者の指定権限は保険者が行い、原則としてその市町村の被保険者のみがサービスを利用することができる。
知的障害	知能検査によって測定された知能指数が 70 までで、その障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、併せて日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態をいう。
中核機関	権利擁護支援の地域ネットワークにおける中核をなす機関であり、地域における連携、対応強化の推進役としての役割を担う。
通級指導教室	言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童生徒に対して、一人ひとりの児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。
とくしめんせついいん 篤志面接委員	専門的な知識・経験を有し、法務省から委嘱を受けた者で、受刑者や少年院在院者等の改善更生のために奉仕活動をする者。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。
特別支援学校	障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成 19 年 4 月 1 日から「特別支援学校」となっている。

用語	説明
難病	原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）により、医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
入所受刑者	確定判決に基づいて刑の執行を受けている者。
任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結ぶもの。本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることで、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となる。
認知症	様々な原因で脳の働きが悪くなり、障害が起こることで、社会生活や職業生活に支障をきたしている状態。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。
認知症サポーター	認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、養成講座を受けることでサポーターとなる。オレンジ色のリストバンド等がサポーターの印。
認知症地域支援推進員	認知症の人に対し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐコーディネーター。
認定こども園	小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらず全てのこどもが利用できる」、「0～5 歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。
ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念のこと。
8050（ハチマルゴーマル）問題	ひきこもりの長期化・高齢化から引き起こされる社会問題で、主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
発達障害	発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

用語	説明
パブリックコメント	市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民だれもが意見を述べることができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続。
バリアフリー	障害者や高齢者などの身体的、精神的な障壁などをなくすこと。階段の代わりに緩やかなスロープを付けたり、道路の段差をなくすこと。
B B S（ビービーエス）会	様々な問題を抱える少年少女と兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年少女が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。
P D C A（ピーディーシーエー）サイクル	P l a n（計画）－D o（実行）－C h e c k（点検）－A c t i o n（見直し）のサイクル。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
フードドライブ	各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。
福祉教育	福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。
福祉的就労	生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。
福祉避難所	高齢者や障害者、病弱者のうち、健康状態などへの特別の配慮もしくは介護を要する人が避難する二次避難所のことで、主に高齢者・障害者・児童福祉施設等が指定される。
放課後子供教室	小学校施設等を会場として、地域の多様な住民の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する事業。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学１年生から６年生までの児童について、小学校等の施設を利用して生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を行う。
法定後見制度	本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれている。法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消しする）を行使することによって、本人を保護・支援するもの。
保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司が指導と支援を行うもの。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱された民間のボランティア。

用語	説明
補助犬	身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された盲導犬、介助犬、聴導犬の総称。
かわぐちボランティアセンター	川口市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートなどを行う。
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を話し合う場。
看取り	無理な延命治療は行わず、自然に亡くなるまでの過程を見守ること。
見守り	常時の支援が必要ない高齢者などについて、訪問などを通して生活異変を早期に発見し、必要な支援につなげるための活動のこと。
民生委員・児童委員	「民生委員法」に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
モニタリング	社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
療育	心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。
老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。



KAWAGUCHI SDGs

※本計画とSDGsの17ゴールとの関係については20ページに記載しております。

川口市地域共生社会推進計画

発 行：川口市
編 集：川口市 福祉部 福祉総務課
住 所：〒332-8601
埼玉県川口市青木2丁目1番1号
電話番号：048-258-1110（代表）
発行年月：令和6年3月

